

国立大学法人等の中期目標・中期計画の項目等について

国立大学法人法

第三章 中期目標等

（中期目標）

第三十条 文部科学大臣は、六年間において国立大学法人等が達成すべき業務運営に関する目標を中期目標として定め、これを当該国立大学法人等に示すとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

2 中期目標においては、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 教育研究の質の向上に関する事項
- 二 業務運営の改善及び効率化に関する事項
- 三 財務内容の改善に関する事項
- 四 教育及び研究並びに組織及び運営の状況について自ら行う点検及び評価並びに当該状況に係る情報の提供に関する事項
- 五 その他業務運営に関する重要事項

3 文部科学大臣は、中期目標を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、国立大学法人等の意見を聴き、当該意見に配慮するとともに、評価委員会の意見を聴かなければならない。

（中期計画）

第三十一条 国立大学法人等は、前条第一項の規定により中期目標を示されたときは、当該中期目標に基づき、文部科学省令で定めるところにより、当該中期目標を達成するための計画を中期計画として作成し、文部科学大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 中期計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 教育研究の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置
- 二 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置
- 三 予算（人件費の見積りを含む。）収支計画及び資金計画
- 四 短期借入金の限度額
- 五 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画
- 六 剰余金の使途
- 七 その他文部科学省令で定める業務運営に関する事項

3 文部科学大臣は、第一項の認可をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならない。

4 文部科学大臣は、第一項の認可をした中期計画が前条第二項各号に掲げる事項の適正かつ確実な実施上不適当となったと認めるときは、その中期計画を変更すべきことを命ずることができる。

5 国立大学法人等は、第一項の認可を受けたときは、遅滞なく、その中期計画を公表しなければならない。

国立大学法人法施行規則

（中期計画記載事項）

第七条 法第三十一条第二項第七号に規定する文部科学省令で定める業務運営に関する事項は、次のとおりとする。

- 一 施設及び設備に関する計画
- 二 人事に関する計画
- 三 中期目標の期間を超える債務負担
- 四 積立金の使途
- 五 その他国立大学法人等の業務の運営に関し必要な事項

大学法人・大学共同利用機関の目標・計画
(研究開発関連部分)

1 . 国立大学等の例 (平成17年度科学研究費補助金の機関別採択率上位の10国立大学等)

一橋大学	1
生理学研究所	11
国立遺伝学研究所	19
国立情報学研究所	19
東京大学	31
東京外国語大学	41
基礎生物学研究所	11
北京陸先端科学技術大学院大学	50
京都大学	61
東京大学芸術学	71

2 . 公立、私立大学の例

首都大学東京	76
関西学院大学	84

関西学院大学については『関西学院大学白書2000』より研究関連部分を抜粋

国立大学法人一橋大学の中期目標・中期計画一覧表（抄）

中 期 目 標	中 期 計 画
<p style="text-align: center;">大学の教育研究などの質の向上に関する目標</p> <p>1 教育に関する目標 (1) 教育の成果に関する目標</p> <p>【大学院課程】 21世紀という新時代を最先端の社会科学的知識によって実践的に切り開く高度専門職業人の育成と伝統的社会諸科学の深化及び新しい社会科学の形成，発展に寄与しうる研究者の育成を図る。 国際的なレベルで高度の専門職業人・研究者教育を提供することを目指す。 グローバル化時代の政治，経済，文化的国内・国際交流＝競争に対応する教育成果をあげる。</p>	<p style="text-align: center;">大学の教育研究などの質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>1 教育に関する目標を達成するための措置 (1) 教育の成果に関する目標を達成するための措置 (1) - 2 学部・大学院教育の成果に関する具体的目標の設定 【大学院課程】 <本格的な専門人教育の推進> (研究者教育) RAを積極的に登用するなど伝統的社会諸科学，とくにその基礎的研究に従事する研究者の育成に努める。 COEに参加させるなど，新しい社会科学の発展に貢献する国際的にも先端的でトップレベルの研究者の育成に努める。 コースワーク制度の徹底など研究者養成プロセスをより厳密に実施し，課程博士の質的，量的向上を図る。 RA制度などの充実を図り，プロジェクト研究と有機的に結合した教育を行う。 <多様化の推進> 国際的な研究教育交流に基づき，授業を多様化する。 (1) - 3 卒業後の進路などに関する具体的目標の設定 【大学院課程】 優秀な院生の研究に対する財政的支援を充実させる。とりわけ，レフリー付きの評価の高い研究誌に論文が掲載されるか，学会発表を行った学生に対する支援を平成18年度までに検討する。 (1) - 4 教育の成果・効果の検証に関する具体的方策 【大学院課程】 大学院生の論文発表数，学会発表数，日本学術振興会特別研究員採用状況などを毎年調査し，平成17年度からネット上で公表する。</p>
<p>(2) 教育内容などに関する目標 (2) - 2 教育課程，教育方法，成績評価などに関する基本方法</p> <p>【大学院課程】 高水準の研究者を養成するために、高度の研</p>	<p>(2) 教育内容などに関する目標を達成するための措置 (2) - 2 - 1 教育理念などに応じた教育課程を編成するための具体的方策</p> <p>学外から積極的に優れた研究者を招き，先端的・学際的国際的水準</p>

究環境を整える。

(3) 教育の実施体制などに関する目標

(3) - 1 教職員の配置に関する基本方針

全学教育WGの提言にもとづいて、教育組織の在りかたについて検討する。

高いレベルの教育を行う体制を整備するため、柔軟な人事政策を導入し、学部・大学院双方に及ぶ教育体制を構築する。

(4) 学生へに支援に関する目標

(4) - 2 学生への生活支援に関する基本方針

学生支援のための全学的な体制整備を図る。

の研究に常に触れる機会を与える。

(3) 教育の実施体制などに関する目標を達成するための措置

(3) - 1 適切な教職員の配置などに関する具体的方策

教員の流動性を確保するために任期制を活用する。

教員採用に際して、部局の構想、社会の要請に照らして必要度の高い人材を採用する。その際、ジェンダーなどのバランスにも配慮する。また、国内外の諸機関との人事交流も、より柔軟な採用を通して活性化する。

全学共通教育の実施体制を整え、人的資源を含めた教育資源の流動的かつ適切な配置を図る。

教員採用の際には、研究能力とともに、従来以上に教育能力を考慮した選考を行う方法を検討する。

(4) 学生へに支援に関する目標を達成するための措置

(4) - 2 - 3 社会人・留学生などに対する配慮

社会人向けの学習・研究環境の整備を図る。

2 研究に関する目標

(1) 研究水準及び研究の成果などに関する目標

(1) - 1 目指すべき研究の性格と水準に関する基本方針

世界第一級の研究環境、グローバルなネットワークの構築、伝統的社会諸科学の深化と学際化及び研究組織の横断化などを通じて、21世紀の社会現実に即応した新しい社会科学の創造をめざし、先端的で高度な研究成果をあげる。

人文科学、社会科学、自然科学の融合を目指した創成的ディシプリンの案出をめざす。

学界・社会の共有財産となるデータベースや適切な政策提言など、国際的水準の質の高い公共的な成果を生み出す。

個人研究とともに、COEなどプロジェクトベースの研究を積極的に推進し、大学院教育と緊密に連動させる。

実社会での最先端の問題発見・解決に資する、産・官・国際機関などとの共同型研究を行う。

2 研究に関する目標を達成するための措置

(1) 研究水準及び研究の成果などに関する目標を達成するための措置

(1) - 1 - 1 目指すべき研究の方向性

・新しい社会科学の探究と創造。

・社会科学の理論・実証研究における国際的な拠点形成。

・政策評価・提言、社会との連携など公共性の高い研究。

上記研究を達成するため以下の措置をとる。

平成16年度に学内を横断し、学外者も参加する研究カウンスルを発足させる。

研究カウンスルは、

・社会科学研究の世界的拠点化への基本計画の策定

・新しい社会科学の創造及び伝統的社会諸科学の深化と学際化のための重点領域とその推進計画の策定

・大学研究組織改革原案の作成

・個人研究評価制度の基本設計

などを行う学長の諮問機関である。設置期間は、当該中期目標期間内とする。

研究カウンスルの答申に基づき、学内審議を経て重点領域の研究を推進し、学際化と横断化を視野に入れ、社会の新しい需要に対応する柔軟な人事の運用をめざす。

中期計画期間中に個人研究評価制度を設計する。研究評価制度には優れた国内外の研究者を積極的に参加させる。

平成16年度にCOEなどの競争的な外部資金を獲得、推進するための全学的体制を整備する。

平成16年度から重要な基礎的研究，画期的な萌芽的研究や学際的研究，公共性の高い共同研究などを大学プロジェクトとして認定し，支援を行う。プロジェクトの一部にはオープン・ラボ形式の性格を持たせ内外から参加者を公募する。

プロジェクトの成果を海外に発信するため国際コンファレンスを積極的に行なう。

平成16年度から戦略的事業資金により，大学プロジェクトを支援する（競争力を持つ大学プロジェクトについては外部資金の獲得を重視し，本資金による支援は萌芽的な研究の育成や研究拠点維持などの機能を重視する）。

平成16年度中にCOE申請プロジェクトや大学プロジェクトの事前・中間審査を行う研究プロジェクト審査会を設ける。

平成18年度までに研究専念制度を開始する。

研究者（教員）の海外派遣制度の充実を図る。

平成16年度から海外著名研究者等の招へい制度を設ける。

(1) - 1 - 2 大学として重点的に取り組む領域

社会・人文科学研究の厚い蓄積を踏まえ，日本，アジア及び世界に共通する現代社会の最も重要な課題を対象として，その理論的，実践的解決を目指す。

知識・企業・イノベーションのダイナミクス

現代経済システムの規範的評価と社会的選択

社会科学の統計分析拠点構築

紛争予防と秩序形成

アジア地域研究

企業・団体の社会的責任の法制度設計

市民社会の新しい基盤創出のための総合研究

多言語社会と文化アイデンティティ・混成文化論

プライシングとリスク管理

企業経営・産業とそれを取り巻く制度・インフラストラクチャー

ヨーロッパの革新的研究 - 衝突と和解 -

(1) - 2 - 1 成果の社会への還元に関する具体的方策

確実な研究実績に基づき，高い国際性・中立性を持った立場からの政策提言を行う。

データベースを作成し，官公庁やNPOなどにデータが活発に利用されることを目指す。

社会への貢献が客観的に示される官庁・海外国際機関・NPOとの共同研究を相当数行うことを目指す。

政府，国際機関などへの助言活動を積極的に行う。

中央省庁審議会や地方公共団体における各種委員を教員が積極的に勤める。

(1) - 2 成果の社会への還元に関する基本方針

研究成果を積極的に世界に公表していくと同時に，教育の場面で活用できる環境を整備する。

産・官・外国政府・国際機関・NPOや地域コミュニティーに専門的知識による助言などの支援活動を行う。

官・民及び国際・国内の高度専門人との共同研究やそのリカレント教育を推進する。

国内・国外のレフリー付学術雑誌のみならず，一般の専門雑誌，教養雑誌，新聞などでも積極的に研究成果を示し，社会に還元する。
国内・国際のシンポジウムや研究集会を開き，問題提起や政策提言を行う。

COEや大学プロジェクトの研究成果や政策提言・作成統計などを平成17年度から随時データベース化し公開する。

(1) - 2 - 2 研究水準・成果の検証に関する具体的方策

研究成果（学術雑誌，学術書・一般雑誌・新聞・学会などでの研究発表，新聞などマスコミでの報道，データベースの外部利用実績など），学会組織の役員職の就任と頻度と期間，学術賞の受賞歴，学術誌・叢書の編集者担当歴，サイテーション・書評の頻度などを整理し公表する。

研究成果の評価を各研究組織・大学プロジェクトについて定期的に行い，結果を公表する。

学会賞・学術図書賞など，学術的な成果に対する受賞を相当数獲得することを旨とする。

(1) - 2 - 3 国際的研究拠点形成のための具体的方策

国際共同研究センターをアジア研究などの交流拠点として活用する。

EUインスティテュート運営の拠点として内外の大学と積極的に交流する。

社会科学の世界的拠点化を目指して，国外研究機関との研究ネットワークの形成をスタッフの派遣や受け入れ，大学院生のOJT派遣などによって促進し，国際シンポジウム・コンファレンスを企画・開催するとともに，政府・国際機関・シンクタンク・NPOなどとの共同研究プロジェクトを推進する。

国際性・公共性の高い研究成果を広く海外に発信する。

研究プロジェクトの時限終了後も，研究ネットワークの維持やデータベースの更新を行う。

国際シンポジウムや研究者の相互交流，一橋大学で学習・研究・滞在した外国人研究者の国際的組織化を推進し，これらに関する有用なデータベースを作成する。

(1) - 2 - 4 研究成果の産業界への還元などに関する具体的方策

産業界が研究成果を活発に利用できる環境作りを目指す。

連携先による評価などにより産業界への貢献が客観的に示される産学共同研究を積極的に行う。

産業界への助言活動を活発に行う。

(2) 研究実施体制などの整備に関する目標
(2) - 1 研究者などの配置に関する基本方針

(2) 研究実施体制などの整備に関する目標を達成するための措置
(2) - 1 - 1 適切な研究者などの配置に関する具体的方策

研究カウンスルへの諮問及び答申により設定される複数の重点領域分野に対して、中長期的戦略のもと優先的に研究人員を配置する。

(2) - 2 研究環境の整備に関する基本方針

先端的研究拠点・情報発信基地としての大学の使命を果たし、国際的学術ネットワークを形成し、必要な投資の財源の開発・確保に努め、全学的な視点からの基礎投資を積極的に行う。教員や学生の研究をサポートするためのインフラ投資を十分に行い、世界トップ大学の水準に近づける。

(2) - 3 研究の質の向上システムなどに関する基本方針

透明性・客観性の高い研究評価を自己評価、外部評価の両面から定期的実施する体制、およびその評価を質の高い研究の促進および支援に結びつけるシステムを整備する。

大学プロジェクトなどに対応して柔軟に人材を配置する。

平成14年度より開始された「4大学連合」を基礎として、人文科学、社会科学、自然科学の融合を目指し、3大学との連携を共同研究レベルにまで深め、学際プロジェクトを推進する。

社会科学研究的な世界的拠点化と国内外研究機関との研究ネットワークの形成のために、外国人客員教授制度、任期制研究員制度、及び客員研究員制度を活用し、多様な研究者の受け入れの拡大を目指す。

RA制度の充実を図る。

外国語能力のある研究支援・事務支援スタッフの充実を図る。

(2) - 1 - 2 研究資金の配分システムに関する具体的方策

研究カウンスルや部局の意見を参考にしながら、各重点研究分野や基礎的研究分野に配慮した配分を行う。

財源としてはCOEや他の委任経理など、競争的な外部資金の獲得を目指す。この獲得を推進するために平成16年度中に全学的体制を整備する。社会貢献活動を通じての報酬確保の途も積極的に模索する。

平成16年度に学外からの資金の適正な配分ルールを定める。プロジェクト・ベースで確保される財源については各プロジェクトが執行権限を有するが、応分の全学共通経費を負担する。

外部研究資金を得た大規模共同プロジェクト責任者に対して、学内の他の負担を軽減するなど資金を運用しやすい環境を整える。

(2) - 2 - 1 研究に必要な設備などの活用・整備に関する具体的方策

国際共同研究センター、経済研究所、附属図書館、社会科学古典資料センター、及び各研究科の共同研究組織などを活用し、独自に開発したデータベースや創生的ディシプリンを基盤として、全国共同研究の中核となる。

IT活用による全学情報化を推進する。

附属図書館のサービス向上のため電子化（目録情報など）を推進する。

研究室を拡充・整備し、研究を行う建築物全体の環境を改善することを目指す。

(2) - 2 - 2 知的財産の創出、取得、管理及び活用に関する具体的方策

平成16年度中に知的財産に関する検討組織（知的財産委員会）を設ける。

(2) - 3 - 1 研究活動の評価及び評価結果を質の向上につなげるための具体的方策

大学評価委員会を中心に平成18年度までに各部局の研究活動を評価するシステムを構築する。

平成21年度までに透明性・客観性の高い研究評価を促進するための研究評価制度を設計する。研究評価には外部組織のメンバーも入れ、

教員を画一的に扱うことを見直し，希望，特性，評価などに応じた負担役割資金配分などを可能にする。

評価の厳正化を図る。この制度では，評価結果をなんらかの優遇措置と連動させることを目指す。

平成16年度から業績リストを始めとする教員の研究成果一覧を毎年公開し，高い水準の研究が常に行なわれているように配慮する。

- (2) - 3 - 2 全国共同研究，学内共同研究などに関する具体的方策
全国共同研究においては，オープンラボ形式の研究プロジェクトを推進し，公募により学外研究者を国内客員研究員などとして受け入れることを目指す。

経済研究所附属社会科学統計情報センターは，社会科学統計に関する情報を収集・整理し，全国学術研究者の公開利用に供する。

附属図書館及び社会科学古典資料センターは，全国の専門家を対象とする講習会を充実させる。

- (2) - 3 - 3 学部・研究科・附置研究所などの研究実施体制などに関する特記事項

日本及び世界経済に関して公共性継続性の高い国際的な共同研究を行う中核的研究拠点として，経済研究所を位置づける。

時限付研究センターであるイノベーション研究センターについては，将来のさまざまな組織形態の可能性をも考慮しながら，イノベーションをテーマとする研究活動を推進する。

附属図書館は，社会科学系外国雑誌センター館でもあり，高度な資料・学術情報の中核的拠点として，その役割の充実を図る。

社会科学古典資料センターは，社会科学古典資料を収集管理し，研究に寄与する。

総合情報処理センターは，本学情報処理システム及びネットワークシステムの整備・運用・管理を行い，研究・教育の向上と事務処理の効率化に寄与する。

3 その他の目標

(1) 社会との連携，国際交流などに関する目標

- (1) - 1 教育研究における社会との連携・協力に関する基本方針

[地域社会との連携協力を推進するための基本方針]
一般の専門雑誌，教養雑誌，新聞などで積極的に研究成果を示し，社会に還元する。

[産業界との連携・協力を推進するための基本方針]
実社会での最先端の問題発見，解決に資する，産学官共同型の研究を行う。

産学合同研究プロジェクトを奨励し，教員，大学の知的所有権を保護しつつその産業界での活用を目指す。

3 その他の目標を達成するための措置

(1) 社会との連携，国際交流などに関する目標を達成するための措置

- (1) - 1 - 1 地域社会などとの連携・協力，社会サービスなどに係る具体的方策

研究成果を適宜インターネット上で公開する。

- (1) - 1 - 2 企業などとの共同研究プロジェクトの実施，及び委託研究受入などを基礎として，企業などから客員講師を招き，インテンシブセミナー，客員講義など実施できるよう，平成18年度までにカリキュラム改革を検討する。

各教員による政策提言，産・官との共同研究，審議会などへの参加，助言活動などの社会貢献実績をデータベース化し，公開する。

経済界や官公庁，法曹界などとの共同研究・人事交流を推進する。

<p>高度専門人の知識と研究のブラッシュアップの場と機会を提供する。</p> <p>(1) - 2 教育研究における国際交流・協力などに関する基本方針</p> <p>海外への研修及び内外から客員研究員を招くことにより、学際的、国際的研究を促進し、研究の質の向上を図る。</p> <p>社会科学研究的な世界的研究拠点となるための施策を重点的に実行し、国際共同研究センターを中心として、情報・人的ネットワークにおけるアジアの「ハブ」を目指す。</p>	<p>客員研究員制度を充実する。</p> <p>(1) - 2 - 1 留学生交流その他諸外国の大学などとの教育研究上の交流に関する具体的方策</p> <p>国連など国際機関との教育研究連携を推進する。</p> <p>外国語能力のある研究支援スタッフを質量ともに拡大することをめざす。</p> <p>外国語による研究発表を支援、促進する。</p> <p>平成16年度から海外のいくつかの主要都市に拠点を設け、とくに重要な大学や研究機関、産業界、現地同窓会（如水会）、留学生同窓会との連携を深め、グローバルな情報・人的ネットワークの要とする。</p>
<p>業務運営の改善及び効率化に関する目標</p> <p>1 運営体制の改善に関する目標</p> <p>1 - 1 効果的な組織運営や戦略的な学内資源配分の実現などに関する基本方針</p> <p>学長及び部局長を中心とするダイナミックで機動的な運営体制の確立を目指す。</p>	<p>業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>1 運営体制の改善に関する目標を達成するための措置</p> <p>1 - 5 全学的視点から戦略的な学内資源配分に関する具体的方策</p> <p>外部資金や競争的研究資金の一部を全学的にプールして全学的視点から本学の競争力の強化、基礎研究の充実、国際的地位向上などに活用する資金配分システムを構築する。</p>
<p>2 教育研究組織の見直しに関する目標</p> <p>2 - 1 教育研究組織の編成・見直しのシステムに関する基本方針</p> <p>教育研究の進展や社会的要請に応じ、適切な評価に基づきつつ、本学の基本目標の達成に向けた教育研究組織の改革を進める。</p> <p>理論・政策・実証のバランスの取れた研究を推進するとともに、学際的・学融合的な研究を推進する体制を構築する。</p> <p>学内外の連携による共同研究の積極的推進を可能にするような研究組織及び研究支援体制を構築する。</p>	<p>2 教育研究組織の見直しに関する目標を達成するための措置</p> <p>2 - 1 教育研究組織の柔軟かつ機動的な編成・見直しなどに関する具体的方策</p> <p>学長の諮問機関として「研究カウンスル」を設置する。</p> <p>学長の統括の下で、研究カウンスルの原案を基にして、経営企画委員会及び大学評価委員会を中心にして教育研究組織の改革構想案を策定する。</p> <p>学内共同教育研究施設の在り方について検討する。</p> <p>2 - 2 教育研究組織の見直しの方向性</p> <p>時限付き研究施設であるイノベーション研究センターの将来構想を策定し、その改革を進める。</p> <p>平成16年度に学長直属の組織として、産学連携を統括する窓口を設置する。</p> <p>海外に研究教育拠点を設置するとともに、グローバルな人的ネットワークの構築に努める。</p>
<p>3 人事の適正化に関する目標</p> <p>3 - 1 戦略的・効果的な人的資源の活用や非公務員型を生かした柔軟かつ多様な人事システムの構築などに関する基本方針</p> <p>教員個人評価制度を構築し、実施することを目指す。</p>	<p>3 教職員の人事の適正化に関する目標を達成するための措置</p> <p>3 - 1 人事評価システムの整備・活用に関する具体的方策</p> <p>多様な側面（教育業績、研究業績、大学運営参画、審議会委員等社会的貢献など）を基準とした</p> <p>事務職員の専門的な職能の向上を図り、その到達程度を量るシス</p>

世界的レベルの研究教育を実現し，戦略に基づいた研究教育を推進するために，雇用形態，勤務形態，給与形態などの面で多様で柔軟性に富んだ教員人事システムの構築を図る。

テムの基準・内容等の具体性及びそれらに基づく処遇制度の導入について検討する。

- 3 - 2 柔軟で多様な人事制度の構築に関する具体的方策
雇用形態，勤務形態，職の種類，給与形態などの面で労働法令の下で可能な限り多様で柔軟性に富んだ教員人事制度を構築する。教員ポスト中に学長運用枠を設け，重点領域研究や大学プロジェクトの推進及び教育研究組織の整備・改編等に柔軟に利用する。高い個人評価を得た教員の処遇方法を検討する。事務組織上，職域ごとの専門性に応じたグループ制の導入を図るとともに，それに対応して職階制の見直しを検討する。
- 3 - 3 任期制・公募制の導入など教員の流動性向上に関する具体的方策
任期付教員制度を積極的に活用できるように整備する。教員の企業等との人事交流を促進できるように制度的整備を行う。
国内外の著名研究者の招聘制度や有力研究者の特別処遇制度などの導入を図る。
有望な若手研究者確保のため，任期付専任講師など特別な雇用制度を導入する。
- 3 - 4 外国人・女性などの教員採用の促進に関する具体的方策
外国人・女性の教員採用が拡大するように配慮する。
- 3 - 6 中長期的な観点に立った適切な人員（人件費）管理に関する具体的方策
定員の管理に代えて教員人件費の管理に重点を置くものとし，毎年度，一橋大学教員定数等配置計画を作成するなどにより，人件費の効率的かつ戦略的な配分を行うと共に，教育研究の一層の充実発展を実現するため，外部資金等による人件費枠の拡大を目指す。

4 事務などの効率化・合理化に関する目標

- 4 - 1 事務処理の効率化・合理化や，事務組織の機能・編成の見直しなどに関する基本方針
事務の集中化，情報化及びアウトソーシングなどにより，事務処理の効率化・合理化・迅速化を図る。

4 事務などの効率化・合理化に関する目標を達成するための措置

- 4 - 1 事務組織の機能・編成の見直しに関する具体的方策
附属図書館及び学内共同研究施設イノベーション研究センターを除く事務組織については事務局に編入し，再編する。

財務内容の改善に関する目標

- 1 外部研究資金その他の自己収入の増加に関する目標
積極的に外部研究資金の導入を図る。

財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置

- 1 外部研究資金その他の自己収入の増加に関する目標を達成するための措置
1 - 1 科学研究費補助金，受託研究，奨学寄附金など外部資金の増加に関する具体的方策
科学研究費補助金，受託研究，奨学寄附金など外部資金の増加に

	<p>関する具体的計画を策定する。 上の外部研究資金導入のための体制を確立する。 上の体制に基づき、科学研究費補助金など競争的資金に積極的に応募する。</p>
<p>自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標 1 評価の充実に係る目標 学生による授業評価や教員評価システムなども活用した自己点検評価及び外部評価を定期的 に実施し、評価結果を教育研究及び大学運営の 改善に役立てるとともに、社会にも公表する。 2 情報公開などの推進に関する目標 産・学・官連携を推進するため、必要な情報 の収集・提供に努める。</p>	<p>自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するための措置 1 評価の充実に係る目標を達成するための措置 1 - 2 評価結果を大学運営の改善するための具体的方策 研究貢献，教育貢献，大学運営貢献，社会貢献，学会活動の5項目 について教員の活動状況をデータベース化し，そのデータに基づ く公平，かつ，適切な教員評価システムの在り方について検討する とともに，優れた教員を支援する体制を整備する。 2 情報公開などの推進に関する目標を達成するための措置 産・学・官連携を推進するため，研究成果などに関する情報提供の 充実を図る。</p>
<p>その他業務運営に関する重要目標 1 施設設備の整備・活用などに関する目標 1 - 1 大学の教育研究などの目標や経営戦略を 踏まえ，良好なキャンパス環境を形成する ための基本方針 長期的視野に立った施設設備・管理の実施 施設設備の整備・利用状況などを点検し， 研究教育のスペースの適正な配分，施設設備 に関する長期的な構想を策定及び計画的な施 設整備・管理を行うとともに，施設の有効活 用の推進を図る。</p>	<p>その他業務運営に関する重要目標を達成するためにとるべき措置 1 施設設備の整備などに関する目標を達成するための措置 1 - 1 施設などの整備に関する具体的方策 全学の施設設備の利用実態について点検・評価を実施しこれに基 づき整備計画の見直しを行い，施設の効果的・効率的な整備を推進 するための長期計画を策定する。 昭和45年以前に建設された施設を中心に耐震診断の実施及び改修 整備を行い，施設の老朽化対策を実施する。昭和56年以前に建設さ れた施設についても，利用計画上，優先させる必要がある場合は， 耐震診断の実施及び改修整備を行う。 研究教育活動の展開に応じて，情報・通信機能が円滑に活用でき るよう，必要となる情報処理関連施設，情報通信機器，インフラス トラクチャー及び情報通信システムの拡充を図る。 国内外の多様な研究者を招聘できるよう，中長期滞在用の宿泊施 設の充実を図る。 新たな施設整備の手法として，外部資金などの財源確保について 検討する。 1 - 2 施設などの有効活用及び維持管理に関する具体的方策 研究室の拡充・整備に努める。 多様化，高度化する研究教育の要求に対応できるスペースの確保 に努めるとともに，点検・評価に基づき，スペース配分の適正化を 推進し，既存施設設備の活性化を図る。</p>

2 安全管理に関する目標

安全な教育研究環境の確保及び管理体制の確立を図る。

2 安全管理に関する目標を達成するための措置

2 - 1 労働安全衛生法などを踏まえた安全管理・事故防止に関する具体的方策
労働安全衛生法など関連法令を踏まえた安全管理体制を整備する。

大学共同利用機関法人自然科学研究機構の中期目標・中期計画一覧表（抄） （生理学研究所、基礎生物学研究所）

中 期 目 標	中 期 計 画
<p>研究機構の教育研究等の質の向上に関する目標</p> <p>1 研究に関する目標</p> <p>(1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標</p> <p>本機構は、宇宙、物質、エネルギー、生命等に関わる自然科学諸分野の学術研究を積極的に推進する。複数の基礎学術分野の連携によって新たな学術分野の創成を目指す。</p> <p>基礎生物学分野では、生物現象の基本原理に関する総合的研究を行い、卓越した研究拠点として基礎生物学分野の発展に寄与する。</p> <p>生理学（医科学、基礎医学）分野では、分子、細胞、固体等のレベルの研究とそれらの統合により、脳神経系を中心とするヒト及び動物の生体の機能とメカニズム及びその病態の理解の発展に寄与する。</p>	<p>研究機構の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>1 研究に関する目標を達成するための措置</p> <p>(1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標を達成するための措置</p> <p>大学共同利用機関法人自然科学研究機構（以下「本機構」という。）は、天文学、物質科学、エネルギー科学、生命科学等、自然科学分野（以下「各分野」という。）における研究所等の役割と機能を充実させる。</p> <p>また、統合バイオサイエンスセンターにおける研究の推進など、研究所間の連携による新たな分野形成の可能性を検討する。</p> <p>国際専門誌上や国内外の学会、討論会等で研究成果を積極的に公表する。</p> <p>研究所等に研究所長等の諮問機関として所外研究者を含む運営会議を置き、共同研究計画に関する事項、研究者人事等に関する事項及びその他機関の運営に関する重要事項で研究所長等が必要とするものについて諮問する。</p> <p>各専門分野において国内の外部委員を含む委員会にて自己点検を行い、国際的に第一線で活躍する著名な研究者による評価に基づいて研究水準・成果の検証を行う。</p> <p>自らの研究水準を高めるとともに、高度な研究者を養成し大学等研究機関に排出する。</p> <p>各分野の特記事項を以下に示す。</p> <p>（基礎生物学研究所）</p> <p>細胞生物学、発生生物学、進化多様性生物学、神経生物学、環境生物学、理論生物学等の基盤研究をさらに強化発展させ、独創的で世界を先導する研究を創成、推進する。</p> <p>基礎生物学研究所独自の装置（大型スペクトログラフ等、生物資源（モデル生物等バイオリソース））の一層の充実により、高水準の研究基盤をつくる。</p> <p>バイオインフォーマティクス等、実験生物学と理論生物学との融合による先端的研究を強化する。</p> <p>今後の生物学に必要とされる、研究材料の発掘、技術の導入をとおして、新しい生物学の展開を推進する。</p>

(生理学研究所)

分子生物学，細胞生理学，生物物理学，神経解剖学，神経生理学，神経発生学，感覚情報生理学，認知行動学，病態生理学等広範な生理学分野及び関連分野において，ヒト及び動物の生体の機能とメカニズムを解明するため，共同研究を含む世界的に高水準な研究基盤を発展強化する。

非侵襲的計測技術及び遺伝子改変技術を含めた方法を用い，個体の認知・行動機能や生体恒常性維持機構の発達・適応過程の研究を行う。

生命現象を担うナノスケールの分子複合体（超分子）の構造と機能を解析する研究を進める。

分子・細胞のレベルで得られた生体の働きと仕組みに関する知見を器官・個体レベルの機能として統合し，それらをシステムとして理解する研究を進める。

神経細胞や神経回路網の研究から認知・行動などの高次脳機能の解明や心のメカニズムの解明に迫るとともに，脳神経疾患における病態解明のための基礎的研究を進める。

(2) 研究実施体制等の整備に関する目標

先端的で創造的な学術研究を持続的に可能とする研究体制を構築する。また十分な研究支援体制の確保に努める。

研究水準を向上させるため，外部評価を定期的に行い，その結果に基づき，研究者の適切な再配置と研究環境の改善を行う。

知的財産の創出，取得，管理，活用に関する体制を整備する。

(2) 研究実施体制等の整備に関する目標を達成するための措置

本機構に研究連携委員会及び研究連携室を設置して，研究所等の間の研究連携並びに研究交流の促進を図る。

本機構研究連携室を中心に知的財産の創出・取得・管理・活用を積極的に行うためシステムを整備し効果的な活用を促進する。

各研究所等は，定期的に自己点検及び外部評価を行い，その結果に基づき，研究の質の向上に努めるとともに適正な研究実施体制等の整備を図る。

適切なポストドクトラル・フェローシップ制度の構築を検討する。また，研究支援を行うスタッフの充実と資質の向上を図る。

他研究機関，大学，企業との研究者の交流を促進するための研究部門の充実を図る。

本機構内の共通施設，センターとの兼担制度を設け，境界領域の分野の発展を促す。

各分野の特記事項を以下に示す。

(基礎生物学研究所)

柔軟な研究組織への改編を行うことにより，自由な発想から生まれる研究や研究グループ間の共同研究を促進する。

基盤研究の大きな発展を逃さず，重点的な人材や研究資金の配分を行う。

国内外の研究者を組織して継続した研究会を開催し，萌芽的な学術研究を推進する。

共同研究事業を見直し，国内及び国際的な共同研究を拡充することに

よって生物学の知の拠点形成を目指す。

(生理学研究所)

基盤研究の育成に定常的に力を注ぐとともに、大きく展開し始めた研究分野には、短期集中的な取組を行う。

新たな研究領域の開拓のために組織体制の再編成を図り、弾力的な運用を行うとともに、必要な研究教育・技術職員の充実を図る。

2 共同利用等に関する目標

(1) 共同利用等の内容・水準に関する目標

本機構は、各専門分野に関して研究活動の充実を図るとともに、国内外の研究者との共同利用・共同研究を一層推進する。

大学の当該分野の中核的組織として、各種情報の提供、ネットワークの要としての役割を果たす。

研究者コミュニティに開かれた体制の下に資源配分を行い、様々な研究情報を提供して、共同利用・共同研究の活性化を図る。

国際的レベルの研究水準を維持し、先端的研究・開発を達成する。

高速ネットワークを利用した共同研究の実施について積極的に検討を行う。

2 共同利用等に関する目標を達成するための措置

(1) 共同利用等の内容・水準に関する目標を達成するための措置

各専門分野における共同利用・共同研究の内容や水準を向上させるための基本的方策を策定し、具体的運営に関して、運営会議に諮り審議する。

各専門分野において成果を上げるため、本機構の所有する特徴ある大型装置や大型施設を活用した共同利用・共同研究を推進する。また、共同研究の相手方機関の設備・研究環境も活用できるよう、必要に応じて本機構研究者を派遣する等、双方向性のある研究体制を整備する。

共同利用公募を行い、利用者の代表を含む委員会で、審査によりテーマを採択する。共同利用・共同研究の運用全般について外部委員を含む委員会で検証し、検証結果を運用に反映させる。

我が国の代表的な学術研究機関として、各専門分野の国際的窓口としての機能を向上させ、国際的共同研究、相互の共同利用及び国際的協定に基づいた様々な協力活動を積極的に行う。

共同研究・共同利用の実施、募集、成果等について情報公開を積極的に行い、新たな利用者や研究者の発掘に努めるとともに、利用者の便宜に供する。

共同利用・共同研究環境の整備強化や情報ネットワーク等インフラストラクチャーの整備を行う。

コミュニティの研究者の参画を得て計画の具体的立案及び研究課題の抽出を行う。

国内外との共同利用・共同研究を通じて学際的な研究の推進にも恒常的に取り組む。

共同利用・共同研究を推進するため、高度な実験・観測装置を開発整備する。

各分野の特記事項を以下に示す。

(基礎生物学研究所)

従来大型スペクトログラフ施設の発展・充実を図り、世界に唯一の同施設の共同利用・共同研究を一層拡大するための環境整備を行う。

生物学研究者コミュニティの意見を反映した質の高い国際カンファレ

ンスを開催することにより、国際的な生物学の知の拠点を形成する。
形質転換生物研究施設及び培養育成施設を再編・拡充し、高水準の施設維持、技術開発を行うため、設備、人員等組織の強化を図る。

(生理学研究所)

研究の高度化に対応するため、動物施設等の整備を行うとともに、疾患モデル動物等作成のための設備整備と技術開発を行う。
生理学実験に必要な動物資源の確保に努める。

(2) 共同利用等の実施体制等に関する目標

大学共同利用機関として適切な共同利用施設を設置し、研究資源の提供を行い、所内外、国内外の研究者の共同利用に広く供するとともに、共同利用研究者、学識経験者の参加を得て、施設の人員配置、設備整備等を見直し、適切な運営に当たる。

共同利用・共同研究に携る研究者・技術者の養成や、研究グループの育成に努める。

共同利用・共同研究の活動や成果を内外に発信するための体制を構築する。

共同利用・共同研究に関して、より良い形態を求めるための評価並びにフィードバックシステムを構築する。

(2) 共同利用等の実施体制等に関する目標を達成するための措置

本機構に属する研究所等は、それぞれの特徴を生かして共同利用等の実施体制等に関して以下のような措置をする。

国内外の研究者との幅広い共同利用・共同研究を実施するための必要な施設、設備の研究環境を整備するとともに資源配分の公平性と透明性を図り、積極的な推進及び円滑な運営を目指して、組織、体制を構築する。

資金・設備等を活用し、萌芽的研究及びその共同研究を進める。

共同利用・共同研究の成果は、出版物等多様なメディアを利用し公表する。

共同利用・共同研究の運営・成果に関する外部評価を行い、その結果を将来構想等に反映させる。

共同利用・共同研究における技術者の技術力向上のため、研修等を実施する。

特別共同利用研究員等若手研究者に対する研究支援の強化を図る。

共同利用者用の宿泊施設等の研究環境を整備する。

実験・観測データの公開を一層進めるとともに、広く利用できるデータベースを構築する。

3 教育に関する目標

(1) 大学院への教育協力に関する目標

大学における大学院教育に携わり、大学院生に対し、本機構内研究者による高度で先端的な研究指導を行い、本機構が整備・維持管理する各種研究装置を活用し、高度な研究者や職業人の育成に努める。

広く大学院生を受け入れ、我が国の自然科学及び関連分野の広範な発展に努める。

総合研究大学院大学との緊密な連携・協力により大学院教育を行う。

3 教育に関する目標を達成するための措置

(1) 大学院への教育協力に関する目標を達成するための措置

大学共同利用機関としての特長を生かした特色ある教育を実施する。大学院教育を機構の重要項目として位置づけ、総合的に大学院教育を検討する組織を機構に設ける。また、具体的事項(受託、単位認定、研究教育等)について検討する組織として、各研究所に委員会を設置する。

研究所等は、総合研究大学院大学と緊密に連携・協力し、特色ある大学院博士課程教育を以下の専攻において実施する。

イ 基礎生物学研究所に設置された分子生物機構論専攻

エ 生理学研究所に設置された生理科学専攻

東京大学大学院理学系研究科、名古屋大学大学院理学研究科、同工学研究科との協力による大学院教育を実施する。

研究所等は、国立大学法人の要請により連携大学院制度や特別共同利用

	<p>研究員制度により大学院教育に協力する。 リサーチアシスタント制度の活用などにより、大学院生に対する支援を行う。</p>
<p>(2) 人材養成に関する目標 研究拠点として各種ポストドクトラル・フェローシップを設計し、若手研究者の育成に積極的に努める。</p>	<p>(2) 人材養成に関する目標を達成するための措置 本機構は以下のように、各種ポストドクトラル・フェローシップを整備し、若手研究者の育成と流動化の促進に努める。 大学院修了後やポストドクトラル・フェローシップ任期終了後の活動状況の把握に努め、今後の方策の指針とする。 本機構で教育指導を受けた大学院生等の博士号取得後の進路について、若手研究者の流動化の一環として国内外の研究機関への異動を推奨する。 大学院生・博士号取得者の処遇改善方策について検討する。</p> <p>各分野の特記事項を以下に示す。</p> <p>(基礎生物学研究所) 所内及び所外研究者コミュニティの提案により、我が国における研究レベルの向上と若手研究者の養成のためバイオサイエンストレーニングコースを開催する。</p> <p>(生理学研究所) 我が国における研究レベルの向上と若手研究者の養成のため、生理学及び関連分野の実験技術に関するトレーニングコースを開催する。</p>
<p>4 その他の目標 (1) 社会との連携，国際交流等に関する目標 研究成果を社会に公表し，共同研究や受託研究等，社会との連携を推進する。 社会に対して自然科学に対する理解を深める活動を行う。 我が国の代表的な自然科学分野の学術機関として，学術の発展のため国際交流に積極的に努める。</p>	<p>4 その他の目標を達成するための措置 (1) 社会との連携，国際交流等に関する目標を達成するための措置 本機構は以下のように，社会との連携や国際協力等に関して具体的な計画を推進する。 自然科学研究における基礎的研究の重要性を広く社会・国民に訴え，得られた研究成果を国民と共有できるように広報・情報発信に努める。 高度な技術力を持つ企業と様々な連携を図り，企業や企業内研究者との共同研究を進めるための方策について検討する。 研究成果やノウハウの活用のため，各種審議会，地方公共団体の委員会等への積極的な参加を推奨する。一般講演会，ホームページ，資料等を通じて広く一般社会への情報発信に努める。産業界に向けた研究成果や技術成果の発信にも努める。 生涯学習・学校教育・専門家教育面で地域からの要請に積極的に対応する。 研究成果を海外や国内の大学・研究機関の研究者へ積極的に公開する。国際会議や学会の企画，および様々な情報発信媒体（ホームページ，パン</p>

	<p>フレット，解説資料（英語版も整備）を通じて公表する。） 国際シンポジウム・国内研究会を積極的に実施して，国内研究者の研究活動を支援する。会議の立案，サポート体制等，具体的な実行案を策定する。 科学技術協力事業，二国間，多国間等政府・機構・研究所レベルの国際共同研究事業を一層推進する。 海外研究者，留学生，博士号取得者の受入れを推進するための制度の基礎整備を図る。</p>
<p>業務運営の改善及び効率化に関する目標 1 運営体制の改善に関する目標 機構長及び研究所長がリーダーシップを発揮できる体制を整備する。 外部有識者を含めて機構内部で，組織・運営，研究・事業について評価を実施し，本機構の業務運営の改善及び効率化に反映させる体制を整備する。 戦略的な資源配分や研究環境の整備に努め，研究成果の一層の向上を目指す。 技術職員，事務職員の専門性等の向上を目指す。</p>	<p>業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置 1 運営体制の改善に関する目標を達成するための措置 本機構の運営に際して，研究所等の活動状況を適切に反映させるため，機構に研究所長等を含む機構会議を置く。 本機構においては，広く研究情報の収集に努め，機構としての研究の指針を検討する。また，多様な研究需要への対応や新たな分野の開拓等を可能にする体制の整備を図る。 研究計画その他の重要事項について専門分野ごと及び境界領域・学際領域ごとに外部学識者からの指導・助言に基づき業務運営の改善，効率化を行い，機動的かつ柔軟な研究体制の整備を図る。 研究所長等は，副所長，研究総主幹，研究主幹・施設長等とともに研究体制・共同利用体制の充実を図る。 分子科学研究所，基礎生物学研究所，生理学研究所の所長は，運営会議に加えて，機動的・戦略的運営を図るため，定期的に教授会議を開催する。 技術職員，事務職員の専門的能力の向上を目指すため，研修，研究発表会等への積極的な参加を促す。</p>
<p>2 研究組織の見直しに関する目標 外部評価を踏まえ，本機構の多様な研究組織を見直し，機動的かつ柔軟なものとする。</p>	<p>2 研究組織の見直しに関する目標を達成するための措置 自己点検や外部評価を踏まえ，機構長及び研究所長等のリーダーシップの下に研究組織の見直しを図る。 研究者の自由な発想に基づく基盤研究を基本的活動とするために，研究体制について見直しを図る。 共同利用を円滑に行うための研究体制やプロジェクト型研究に対する研究体制について客員制度を含めて見直しを図る。</p>
<p>3 人事の適正化に関する目標 柔軟かつ多様な人事システムの構築を促進する。</p>	<p>3 職員の人事の適正化に関する目標を達成するための措置 公募制を取り入れ，研究教育職員の人事選考の透明性を確保する。 各専門分野に適した任期制を導入して，研究教育職員の流動化・活性化を図る。また，分子科学研究所においては内部昇格禁止の制度も導入する。 外国人研究者の採用を促進して，国際的な研究機関として広い視点を取り込む。</p>

<p>財務内容の改善に関する目標</p> <p>1 外部研究資金その他の自己収入の増加に関する目標</p> <p>外部研究資金その他の自己収入の増加に努めると共に、各事業年度の収支計画を作成し、当該収支計画に沿った効率的な運営に努める。</p>	<p>財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>1 外部研究資金その他の自己収入の増加に関する目標を達成するための措置</p> <p>本機構の研究成果等研究活動の広報普及に努めるとともに、寄付及び受託研究等の受入れ手続きの簡素合理化を図るなど、受入れ体制を整備する。</p>
<p>自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標</p> <p>2 広報及び情報公開等の推進に関する目標</p> <p>国民に開かれた研究機構として、研究成果等の広報活動、運営諸規則及び施設の公開等を実施し、積極的に国民や研究者に対して情報の発信を行う。</p> <p>国民に対して自然科学に関する正しい知識や情報を広く迅速に提供し、我が国の知的基盤の向上を図る。</p>	<p>自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するための措置</p> <p>2 広報及び情報公開等の推進に関する目標を達成するための措置</p> <p>情報公開請求に適切に対応できる組織整備を図る。 報道機関等への研究成果の迅速な公表を図る等、専門分野の情報を適切に提供し、成果の活用に関して対応できる組織を整備する。 研究所等によっては高度な知識や経験を持つアマチュア科学者向けの窓口を設置する。 本機構の業務活動、諸規程、各研究者の研究成果等を広報誌やホームページ等により広く社会に情報発信する。 研究成果を年次報告等として公表する。 研究所等の一般公開を計画的に行う。 機構が関わる研究分野・関連分野における国際的に優れた国内外の研究者の一般市民向け公開講演会を積極的に行う。また、地域社会と連携した一般市民向け公開講座等も実施する。 各専門分野における社会に対する説明責任と研究評価に資するため、研究所アーカイブスの整備を行う。</p>
<p>その他業務運営に関する重要目標</p> <p>1 施設設備の整備・活用等に関する目標</p> <p>施設設備の整備・利用状況等を点検し、研究スペースの利用の適性化を図るとともに、施設整備に関する長期計画を策定し、計画的な施設管理・整備を図る。 共同研究に対する研究環境を整備する。</p>	<p>その他業務運営に関する重要目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>1 施設設備の整備等に関する目標を達成するための措置</p> <p>定期的に施設の実態や利用状況を自己点検・評価し、教育研究活動や共同利用等の施設の有効活用を図る。 施設の老朽化、狭隘化、耐震対策、既存施設の点検・評価及び共同研究等の研究活動の進展に伴い必要となる施設の整備計画を作成し、計画的な施設整備を行い、研究施設等の適正な確保に努める。 施設の安全で効率的な管理・運営のため、施設・設備の利用計画、維持管理の計画を作成する。</p>
<p>2 安全管理に関する目標</p> <p>労働安全衛生法等、各種法令等に適合した安全管理・事故防止に努める。</p>	<p>2 安全管理に関する目標を達成するための措置</p> <p>労働安全衛生法等に係る諸事項の評価と点検を実施するとともに、関連諸規程・規則、作業基準、安全マニュアルを整備し、適切な管理を行う。 教育研究活動等に起因して職員、共同利用・共同研究者に被害がもたら</p>

された場合の補償等に対応するため，保険等による対策を図る。

剰余金の使途

決算において剰余金が発生した場合は，次の経費に充てる。

重点的研究の推進

共同利用の円滑な実施体制の整備

若手研究者の育成に必要な施設の整備

大学共同利用機関法人情報・システム研究機構の中期目標・中期計画一覧表（抄） （国立遺伝学研究所、国立情報学研究所）

中 期 目 標	中 期 計 画
<p>研究機構の教育研究等の質の向上に関する目標</p> <p>1 研究に関する目標</p> <p>(1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標 本機構は、情報・システム研究の柱をなす情報学、統計数理、遺伝学、極域科学等、各研究所における基盤領域に対する国際的、先端的研究を進展させると同時に、新たな研究課題を創発、開拓する。</p> <p>情報学の領域においては、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 情報学の先導的・総合的研究を実施し、国際的研究拠点形成を目指す。 ・ 我が国の情報学のナショナルセンターとしての活動を強化する。 <p>遺伝学の領域においては、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 生命システムの解明を目標とし、実験生物学、ゲノム科学、バイオインフォマティクスが高度に統合された生命科学の国際的中核研究拠点を形成する。 ・ ゲノム関連情報や多様な生物材料などについて国際水準の基盤構築を我が国の中核拠点として推進する。 ・ 生命科学の推進のためには社会の理解が必須であることに鑑み、成果の社会への説明などを積極的に行う。 	<p>研究機構の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>1 研究に関する目標を達成するための措置</p> <p>(1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標を達成するための措置</p> <p>目指すべき研究の方向性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 情報・システム研究機構（以下「本機構」という）は、その柱として、情報学に関する総合研究、統計数理に関する総合研究、遺伝学に関する総合研究、極域科学に関する総合研究を個々の研究所において国際的水準で実施するとともに、機構に新領域融合研究センターを設置し、各研究所の研究領域を越えた融合的研究を進展させる。 ・ 成果の社会への還元に関する具体的方策 ・ 研究活動や成果について、産業、生活、文化、国際協力、環境、政策等の幅広い視点からの社会への貢献効果を明確化し、その向上に努める。同時に、産業界との連携、共同研究、受託研究、シンポジウム、公開講座等を通じて、研究成果を積極的に還元し、また、ネットワークを通じた成果の発信力を強化する。 ・ 研究の水準・成果の検証に関する具体的方策 ・ 研究の独創性の担保や社会貢献効果等の視点から、多様な評価基準を設定し、多角的な評価を行う体制を構築する。具体的には、例えば評価の高い学術雑誌や国際会議等での論文数等や、幅広い専門家の意見、産業・文化・生活等での社会貢献度などの視点から総合的な検証を行う。 <p>各研究所の研究領域においては、以下の重点的な研究課題に取り組む。</p> <p>（国立情報学研究所）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 情報基礎、情報・通信基盤、ソフトウェア、情報メディア、知能システム、人間・社会情報、学術研究情報などの情報学の基礎から応用に至る領域の先端的研究について、国際的水準の総合的な研究を行う。 ・ 自由な発想と独創性に基づく基盤的研究課題(基盤プロジェクト)を縦軸におき、情報学の幅広い研究領域をカバーする国立情報学研究所(NII)の特性を活かした戦略的研究課題(戦略プロジェクト)を横軸におく二元的研究領域を展開し、研究所として重点的に取り組む。

(国立遺伝学研究所)

- ・ 我が国唯一の遺伝学の総合的研究所として、生命システムの個別メカニズムの解明さらにはその全体像の解明をめざした研究を行う。生命システムは遺伝情報と多様な生体物質が階層性をもつことが特徴であることから、遺伝学を軸とした様々なアプローチを総動員した以下の3点の方向の研究を推進する。
 - 1) 分子遺伝学、細胞生物学、発生遺伝学、集団遺伝学、進化遺伝学、人類遺伝学、神経生物学、行動遺伝学、植物遺伝学、哺乳類遺伝学、構造遺伝学などの分野において、生命システムの個別メカニズム解明に向けた国際水準の研究を推進する。
 - 2) ゲノム関連情報や多様な生物の情報を体系的に取得・収集・データベース化し、高度のバイオインフォマティクスを開発・駆使することによって、生命システムの全体像解明をめざした国際水準の先端的研究を進める。生命システムの計算機モデル化・シミュレーション及び理論化を究極のターゲットとし、仮説提示・実験的検証という融合研究を推進する。
 - 3) これらの研究リソースを背景にした新分野創造を常に試みる。
- ・ 以上のためにゲノム関連情報や多様な生物材料などについての国際水準の基盤構築を推進する。

(2) 研究実施体制等の整備に関する目標

- ・ 各研究領域において国際水準の独創的な研究を行うための体制を整備する。
- ・ 分野を超えた融合研究を進める体制を構築する。
- ・ 自己点検や外部評価などによる適切な評価体制を構築し、常に研究の水準向上を図る。
- ・ 研究成果の適切な活用方策を整備する。

(2) 研究実施体制等の整備に関する目標を達成するための措置

- 適切な研究者等の配置に関する具体的方策
- ・ 4 研究所をベースとする基盤研究体制に加えて、機構に新領域融合研究センターを設置し、領域を超えた研究体制を合わせて形成する。また、総合企画室を設置し、その下に研究企画機能、評価機能、産官学連携機能、広報機能を持たせ、各研究所の研究企画、評価、産官学連携、広報担当部署と連携して機構全体の研究運営を機動的・戦略的に実施する。
- ・ ポストドクトラル・フェロー、研究支援員等の配置を充実させる。
- 研究資金の配分システムに関する具体的方策
- ・ 各研究所の基盤的研究、及び実施する共同利用活動に応じた研究・開発事業資金配分を行うとともに、融合研究センター等における融合的研究に配慮した研究費を配分する。また、各研究所では、個々の研究所の独自性に基づく研究資金の配分・執行を許容する。
- ・ 基盤的研究経費とプロジェクト研究経費に分け、後者については、評価に従って重的に配分を行う。前者については、独創性・新規性の高い成果を中長期に期待するために安定的な配分を行う。
- ・ 外部の競争的研究資金の獲得に努める。
- 研究に必要な設備等の活用・整備に関する具体的方策
- ・ 研究・事業等施設設備については利用状況を正確に把握し効率的利用

- に努めるとともに、各研究所内・機構内の有効利用を図る。
 - ・ 国内外との共同研究のための研究設備や会議・宿泊等の施設の確保に努める。
 - ・ 電子ジャーナルを含む図書雑誌の整備を図り、機構内外での情報提供に対応する。
- 知的財産の創出、取得、管理及び活用に関する具体的方策
- ・ 機構本部の総合企画室に、知的財産本部機能(法人内TL0)を含む産官学連携室を置き、各研究所の産官学連携部署と協力して、特許の取得や研究成果のデータベース化と、その普及の体制を整備するとともに、産業界との連携により、研究成果の実用化・移転を促進する。
 - ・ 大学共同利用機関法人の連合による知的財産プログラムのもとに、個々に知的財産のための組織作りと運用を図る。
- 研究活動の評価及び評価結果を質の向上につなげるための具体的方策
- ・ 機構及び各研究所において、機関及び研究者の研究活動に関する報告を定期的に作成し公表する。また、外部の有識者等からなる評価委員会を定期的に実施し、その評価結果を踏まえた上で、研究活動の一層の活性化と質的向上を促すべく、組織・予算・人員等に関する運営に反映させる。その際、独創性や社会への貢献効果等の多様な観点や中長期的な視点による研究推進を可能とするような体制を構築する。

各研究所個々においては、研究領域に適合した以下の方策を講じる。

(国立情報学研究所)

- ・ 企画推進室及び所長室により、活動の検証や各種、評価に基づく、研究体制の随時の見直しと研究課題毎の研究者の配置をプランする。
- ・ 研究系毎の基盤的研究体制と戦略型プロジェクト研究体制の二次元研究体制を整備する。
- ・ 戦略型プロジェクトのプロモーション体制の強化を企画推進室、N I I イブニングフォーラム等により実現する。
- ・ 学術関連データベースやソフトウェア等、学術コンテンツの蓄積・整備・発信による学術共有材としての知的財産創出にも努める。

(国立遺伝学研究所)

- ・ 個人の創造性を最大限発揮できる体制作りが必須であることから、原則として助教授以上を研究グループの代表者として位置づけ、それぞれの自主性を最大限尊重するとともに、グループ間の共同研究を推進する。他方、研究分野によっては比較的多人数の研究グループを構成することの必要性も考慮し、研究分野に応じた適切な体制作りを行う。
- ・ 研究センターにおいては、それぞれの任務の遂行と研究遂行を高いレベルで両立させるために適切な体制作りを行う。

- ・ 当面は、現在の研究系・センターの区分けで研究を推進することとし、並行して「目指すべき研究の方向性」に対応した再編に向けて組織の見直しを行う。
- ・ 研究事業については、研究との高いレベルの両立を図るため、十分な評価の上、中長期的な経費の確保に努める。

2 共同利用等に関する目標

- ・ 大学共同利用機関として、情報学・統計数理・遺伝学・極域科学等の研究領域での大学等の研究コミュニティとの連携を図り、研究拠点として共同研究を推進・強化する。国際的な共同研究も推進する。
- ・ 学術研究基盤の整備・提供や観測等の開発及び事業を推進し、研究施設の充実を図ることにより、大学等における当該研究領域及び関連分野の活動に資する。
- ・ 共同利用の成果の国際的な発信や社会への還元のための体制を整備する。
- ・ それぞれの研究事業の性質に応じた適切な教職員の配置を図り、事業の高度化を推進する。また、指導的・中核的人材育成を図る。
- ・ 研究事業は研究コミュニティに十分開かれた運営がなされるような体制とし、評価に基づいて建設的な事業展開ができるようにする。
- ・ 研究事業が常に国際的に最高水準を維持するように体制や環境を整備する。

情報学の領域においては、

- ・ 我が国の大学等の学術情報基盤の整備提供を推進する。
- ・ このために学術研究ネットワーク、先端的学術研究を支援するための超高速研究情報ネットワーク及び国際的な学術情報流通に必要な国際接続等の整備とセキュリティを確保した安定的運用を推進するとともに、我が国の学術情報の国内・国際社会への発信拠点（学術ポータル）機能を実現する。

遺伝学の領域においては、

- ・ 我が国の中核拠点としてDNA 情報や生物遺伝資

2 共同利用等に関する目標を達成するための措置

- 共同利用の具体的方向性
- ・ 本機構の共同利用においては、大学共同利用機関として、大学では維持できない研究装置や環境の提供並びに大規模なネットワークやコンテンツのような学術情報基盤の整備・充実を行うとともに、関連研究分野との協同や社会貢献及び産学連携を視野に入れた共同研究を幅広く推進する。
- ・ 本機構の設備の活用や開発・事業の展開において、規模や組織の面で大学等の機関では実施することの難しい研究を行い、本機構の力カバーする領域や関連する領域における研究活動の振興策を主導的に行う。共同利用等の推進体制及び評価体制に関する具体的方策
- ・ 機構本部に設置する総合企画室により、共同利用機能の一層の効率化、新規企画の立案を行う。また、本部広報機能は、各研究所広報機能と連携して共同利用の推進、マーケティング等を行う。
- ・ 研究領域毎のそれぞれ特色のある共同研究を推進するために、各研究所に研究企画推進室等を置き、共同研究の戦略的展開や新規企画等実施する。開発事業については、外部の研究者を含む運営委員会（仮称）を設置し、審査方法等外部に開かれた体制のもとで事業の評価・推進を図る。また、各研究所に産官学アドバイザー組織を設置し、共同研究の企画、推進、評価機能の強化を図る。特に共同研究や事業の評価では、適宜外部も含めた委員会等を組織して実施する。
- ・ 共同利用公募要項を定め、Web 等を通じて広報し、テーマ提案参加型等の各種公募型共同研究を継続推進するとともに、一層広く参加メンバーを募る連携研究センター型共同研究を開始する。さらに特定のテーマについて、他の研究機関との個別協力に基づく共同研究を推進する。また、進行中の活動や成果はWeb 等を介して公開に努めるとともにデータベースや刊行物としても公開する。
- ・ 特にナショナルセンター的な役割を担う観測・研究事業では、中長期的な事業費を確保するよう努力する。共同研究の拡大のために、科学研究費補助金他の外部資金等の大規模な研究資金を獲得する努力を組織的に行う。
- ・ 研究分野やテーマ毎のシンポジウムや各種研究会を開催し、共同研究の研究成果発表や研究討論、研究計画検討を活発に行う。
- ・ 事業と研究を高いレベルで両立させ共同研究を推進するために、研究

源などの基盤整備・提供を国際水準で推進する。

はもとより事業への適性のある職員の確保につとめ、事業専任教員、研究事業支援者等を配置するなど、柔軟かつ多様な人事配置を行う。

各研究所においては、研究領域に適合した以下の方策を講じる。

(国立情報学研究所)

我が国の大学等の学術情報基盤の整備・流通を行う開発・事業を、ネットワーク、情報コンテンツ等の直接関連する課題の先進的研究との不可分な両輪運用により実施する。

学術情報基盤の整備運用事業(ネットワーク関連)

学術情報流通の基盤整備の一環として、学術研究機関等を相互に接続した学術情報ネットワークの運用の拡充・整備を図るとともに高速化を推進する。また、国際接続を強化し、より効果的に大学や研究機関の国際的研究への活用を図る。さらに、先端的学術研究を支援するために、国際レベルの超高速研究情報ネットワークの形成を促進し、運用の拡充・整備を図る。

セキュリティ対策等の安全性を向上させ、ネットワークの安定運用に努める。

学術情報基盤の整備運用事業(コンテンツ関連)

我が国の中核拠点として、学術コンテンツのポータル機能を発展させ、学術コミュニティの研究活動を国内外に発信する。大学等と協力し、コンテンツ作成システム等の提供のみならず、コンテンツの作成・蓄積を図る。その際、利用者の利便性に配慮したユーザインターフェース等の高度化やポータルによる最新情報の提供を重視し、高品質データの維持・管理に努める。

情報発信や活動の高度化に深く関わるコンテンツについては、研究活動と不可分のものとして開発に取り組み、さらに技術移転・成果活用・評価分析等まで継続的に活動することにより、ポータルによる情報提供機能の強化に結びつける。

これらの活動では、海外の大学、研究機関及び図書館等との連携・協力を推進し、学術コンテンツのポータル機能の発展による我が国の学術情報の海外発信の促進を図る。

IT人材研修事業等

学術情報ネットワークの形成と運用や学術コンテンツポータル機能の形成と運用等に必要な実務研修を実施する。また、先端的IT発展に必要な人材養成や、学術情報流通にかかわる指導的・中核的人材養成に関する研修を企画・推進する。

ネットワークを活用した自習環境の整備を図る。大学等に対し、研究所の基盤整備事業に係る講習用資料等の提供やカリキュラム立案等の支援を行う。また、関連機関と協力して、海外の学術研究機関の研究支援職員を対象とした研修を行う。

(国立遺伝学研究所)

DNAデータバンク (DDBJ) 事業

世界3極の協力体制を維持し、国際的拠点として機能させる。このために従来のデータバンク事業に加え、人材養成やアノテーション能力の拡充を行い、先進的な情報技術を中心とする情報環境を構築運用する。さらに生命情報科学の先進的な研究開発を行い、このような機能拡張を通じて高品質で付加価値の高いデータベースを提供する。

系統保存 (生物遺伝資源) 事業

マウス、ショウジョウバエ、イネ、大腸菌などの学術研究系統の開発・保存・分譲について、我が国のナショナルセンターとして機能し、また、我が国の関連事業の連携・調整を行う。広い範囲での寄託・利用を推進するために、研究現場の実情を十分考慮した研究試料移転同意書 (MTA) の整備などを進める。

生物遺伝資源データベース事業

我が国の窓口として生物遺伝資源情報 (所在、特性など) のデータベースを構築する。情報収集・データベース化は、生物遺伝資源担当グループと一体で行い、研究コミュニティとの連携を図る。オントロジーを整備し他の情報との統合化を図る。

DNAシーケンシングセンターの機能

比較ゲノム研究の拠点として、様々な生物種のゲノム/遺伝子配列決定を行う。配列決定生物種の選定や運営にあたっては、生物進化、研究戦略、国益も考慮して研究コミュニティと連携する。DDBJ と連携のうえ速やかな情報公開を行うとともに、国内の他の大規模DNA シーケンシング機関と連携する。

3 教育に関する目標

(1) 大学院への教育協力に関する目標

- ・ 総合研究大学院大学との緊密な連携・協力により大学院教育を行う。また、大学共同利用機関の特性を活かし、他の大学等との連携や国際的な協力などに基づく多様な大学院教育を行う。
- ・ オリジナルな最先端の研究を自主的かつ協調的に行うことができる能力を有し、急速かつ多様な進歩を遂げていく科学研究の将来を担うことのできる研究者を育成する。

3 教育に関する目標を達成するための措置

(1) 大学院への教育協力に関する目標を達成するための措置

- ア．総合研究大学院大学との連携
 - ・ 総合研究大学院大学との緊密な連携・協力により大学院教育を行い、国立情報学研究所が情報学専攻の、国立遺伝学研究所が生命科学専攻の、統計数理研究所が統計科学専攻の、国立極地研究所が極域科学専攻の、それぞれ基盤機関として大学院教育を実施する。国立情報学研究所、統計数理研究所、及び国立極地研究所は新たに改組した複合科学研究科の基盤研究所となる。
- ウ．教育の質的改善への取り組み
 - ・ 各研究所の特色を生かし、各種の研究施設や研究活動を有効に活用し、大学院生の研究環境を整備する。

(2) その他の人材養成に関する目標

- ・ 博士課程修了者や活躍が期待される社会人に対して一層の研究能力や専門技術を養育し、第一線で活躍できる人材を養成する。
- ・ 既にそれぞれの分野で活躍している研究者や専門家に対して、新たな専門分野における教育を行うことにより、複合領域や境界領域で活躍できる人材を養成する。

4 社会貢献・その他の目標

社会との連携、国際交流等に関する目標

- ・ 科学の健全な発展のためには一般社会の理解と支持が必須であることに鑑み、研究所の活動内容を社会へ積極的に公開・説明するとともに、一般市民への知識の伝播を進める。
- ・ また、社会や産業界等との連携・協力を積極的に推進し、社会に貢献できる最高水準の研究を進め、その研究成果を社会に還元する。
- ・ 我が国の国際性を高め、多様な側面における国際的な協力や交流を通じて、相互的な発展に貢献できる人材を内外で育成する。

(2) その他の人材養成に関する目標を達成するための措置

- ・ ポストドクトラル・フェローを中心に内外から幅広く研究員を受け入れ、高い研究能力をもつ研究者を養成する。そのために十分な広報を行うとともに、日本学術振興会特別研究員制度の積極的利用や自前の若手研究者養成経費の確保を図る。
- ・ 受託研究員などの制度を活用し、その充実を図るとともに、共同研究、研究プロジェクトへの産業界メンバーの参加を促進し、リカレント教育の実を上げる。
- ・ 各研究所の研究事業と関連した各種の教育プログラムを強化・拡充し、若手研究者や専門技術者の養成を図る。

4 社会貢献・その他の目標を達成するための措置

社会との連携、国際交流等に関する目標を達成するための措置

地域社会等との連携・協力、社会サービス等に係る具体的方策

- ・ ホームページの充実による成果のわかりやすい公開、研究所一般公開や一般市民向け公開講座・講演会・展覧会等を通じて、研究所（機構）への理解を広く地域社会に浸透させ、各研究所をベースとした社会連携、国際交流を強化する。シンポジウムや公開講演会に当っては、国内外の著名な研究者を招聘する企画を定期的に催すなど、社会へのサービスの向上にも資することを検討する。また、EL ネットワーク、ネットワークライブ中継等のネットワーク手段の強化により、情報化社会に即した社会貢献の展開を図る（国立情報学研究所）。
- ・ 研究所ごとの特質を活かし、それぞれの共同利用事業や地域に即した社会・地域貢献を行う。
- ・ 学術コミュニティの活動・成果の横断的発信の強化、研究所が有する学術情報資源を利用可能とするインターネットツールの公開、学術・文化財のアーカイブ等を通じて社会貢献の強化を図る（国立情報学研究所）。
- ・ 遺伝学電子博物館を充実させ市民が遺伝学・生命科学に容易に触れる機会を作るとともに、地域社会や各界各層からの研究所見学依頼を可能な限り受け入れる（国立遺伝学研究所）。
- ・ 産官学連携の推進に関する具体的方策
- ・ 本部の総合企画室の中に産官学連携室を置き、また、各研究所に研究企画室（仮称）を置き、各研究領域における産官学連携を強化するとともに機構全体の産官学連携を推進する。
- ・ 共同研究の拠点として、産業界や民間、公的研究機関との研究協力の円滑・効果的な推進のための体制を整備し、産業界からの研究員・技術者の受け入れを推進するとともに、戦略的研究テーマの企画・推進、産

	<p>業界アドバイザ組織の設置、研究交流協定の締結、大規模共同研究プラットフォームの推進等により、産業界との共同研究等の産官学連携を活性化する。</p> <p>教育研究活動に関連した国際貢献に関する具体的方策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 研究協力・活動協力協定の推進、国際アドバイザリボードの充実、大学院国際コースの発展、等を通じて研究教育面での国際交流や国際協力を進める。 ・ 研究所の成果公開を含め、戦略的かつタイムリーなテーマのもとに国際シンポジウムや公開講演会を開催する。第一線の一流の外国人研究者を招聘し、研究者の国際交流と研究の活性化を図る。 ・ 外国人研究員、客員教授等の制度により外国人研究者を招聘するほか、在外研究員等の制度により若手研究者の海外派遣を推進し、国際的な人的交流を促進する。 ・ 各研究所の国際的役割に応じて、国際的共通課題のプロジェクト研究、国際的研究プラットフォーム構築を推進するとともに、国際的協力体制における日本の代表機関としての活動を推進する。 ・ 情報学研究・発信の我が国の窓口としての機能強化のために「グローバルリエゾンオフィス」を設置し、企画・活動推進を行う（国立情報学研究所）。 ・ 事業ごとの国際的な分担に応じ、運営委員会・諮問委員会などの評価のもとに国際協力を推進する（国立遺伝学研究所）。
<p>業務運営の改善及び効率化に関する目標</p> <p>1 運営体制の改善に関する目標</p> <p>機構長がリーダーシップを発揮し、情報・システム研究機構設立の理念に立った機動的な機構運営を遂行できる運営体制を構築する。</p> <p>大学共同利用機関の長がリーダーシップを発揮し、機構全体の運営方針を踏まえながら、効率的かつ機動的な大学共同利用機関運営を遂行できる体制を構築する。</p> <p>上記の目標を達成するため、機構長及び各大学共同利用機関長の権限と役割を明確にし、柔軟で効率的な運営体制を確立する。また、必要に応じた事務部の参画を得て大学共同利用機関の円滑な運営を行う。</p>	<p>業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>1 運営体制の改善に関する目標を達成するための措置</p> <p>(1) 機構の経営戦略の確立に関する具体的方策</p> <p>役員会においては、経営協議会及び教育研究評議会の審議を踏まえながら、中期目標・中期計画・年度計画、予算・決算、人事、組織の設置・改廃、自己点検及び評価、共同研究計画、大学院教育等の重要事項について審議する。機構長の下に研究所長会議を置き、研究・教育等の研究所業務の執行について、研究所間の調整及び役員会等への意見の具申等を行う。</p> <p>(2) 運営組織の効果的・機動的な運営に関する具体的方策</p> <p>理事は、研究、教育、管理・運営、労務、財務・会計、総合企画等の法人運営の重要機能を機構長を補佐して担い、組織の効果的・機動的な運営を行う。法人本部に本部事務局を置くとともに、教授等が参画する総合企画室を置く。総合企画室は、研究企画、評価、産官学連携及び広報等について企画・立案等を行い、機構長に報告する。</p> <p>(3) 研究所長等を中心とした機動的・戦略的な大学共同利用機関運営に関する具体的方策</p> <p>研究所の従来の会議等の機能、権限を見直し、必要に応じて運営執行</p>

	<p>の中核的組織を置き、研究所長が主宰する。また、各研究所には、外部有識者が参加する運営会議（仮称）を置く。役員会、経営協議会及び教育研究評議会の審議事項の一部を研究所に付託して、機構運営の迅速化を図る。</p> <p>(4) 研究者・事務職員等による一体的な運営に関する具体的方策 機構本部の総合企画室における評価、産学官連携、広報等の任務において、研究者と事務職員が一体となって協議することにより効率的な運営を図る。さらに、各研究所においても開発事業や産学官連携等が必要に応じて研究者と事務職員との一体的運営を行う。</p> <p>(5) 機構全体的視点からの戦略的な機構内資源配分に関する具体的方策 各研究所への研究・教育等の基盤的経費は、各研究所の活動に基づく資源配分を基本として行い、これに加えて機構の重点事項（例えば新研究領域の創成のため設置する「新領域融合研究センター」）に対して配分を行う。</p> <p>(6) 外部の有識者・専門家の登用に関する具体的方策 機構運営に財務会計や人事労務の外部専門家を必要に応じ活用する。また、社会の意見を積極的に反映させるための取組みを進める。各研究所においては、それぞれの特性に応じて、例えば産業界等のアドバイザー組織の設置（国立情報学研究所）等社会の意見を積極的に反映させるための取組みを進める。また、外部専門家や有識者等による外部評価委員会制度を設けるなどし、研究所運営の改善に反映させる。</p>
<p>2 研究組織の見直しに関する目標 研究に関する基本的な目標を達成するための組織の最適化を図る。</p>	<p>2 研究組織の見直しに関する目標を達成するための措置 研究組織の編成・見直しのシステムに関する具体的方策 研究組織の見直しに当たっては、研究所のミッションに基づき、世界的水準の研究を推進すること及び新分野の開拓のための研究組織の最適化を指向し、見直しの過程においては、関係研究所の意思を尊重しながら慎重に検討する。</p>
<p>3 人事の適正化に関する目標 世界的な水準の研究活動を推進し、学問の発展に貢献していくため、教職員の流動性と多様な人材を確保できるような人事制度を構築する。</p>	<p>3 人事の適正化に関する目標を達成するための措置 (1) 人事評価システムの整備・活用に関する具体的方策 機構本部は、研究所の研究・教育・事業・社会貢献等が初期の目標と計画に沿って十分な成果を挙げているかどうか、成果が不十分な場合は何が欠けているかを、第三者評価、機構の自己点検評価及び研究所の自己点検評価を基に、総合的な視点から検証する。各研究所においては、その検証と連動して各研究所における人事評価を行う。 機構は、人件費の使用を研究所の裁量に委ねるものの、一定割合を機構分として留保し、検証評価の結果と連動して人事上の優先配分・重点配分を検討する。 このため、機構としての人事評価システム、研究所としての人事評価</p>

	<p>システムの構築を図る。</p> <p>(2) 柔軟で多様な人事制度の構築に関する具体的方策 各研究所における研究者及び事務系職員の配置は、研究所長の裁量に委ねる。各研究所においては、運営体制、職務・責任分担及び研究者の役割分担について見直しを行い、研究者の配置に当たっては、研究・教育・事業・社会貢献・管理運営のいずれかに重点を置いた配置を可能にする。</p> <p>(3) 任期制・公募制の導入など研究者の流動性向上に関する具体的方策 研究者の任期制については、現行の適用範囲等の拡充を検討する。また、研究者の機動的確保のため、外部資金による若手研究者の任期付き採用を行う。 研究者の採用は、公募制を原則とし、国際公募にも努める。</p> <p>(5) 中長期的な観点に立った適切な人員（人件費）管理に関する具体的方策 各研究所の人件費の一定部分を機構に留保し、各研究所に対する評価等を勘案して優先配分と重点配分を行うことを検討する。 給与については、従前の特別昇給、勤勉手当の制度を積極的に活用し、個人の評価を給与に反映させるシステム（外部資金の活用による臨時ボーナス制度の創設）の導入を検討する。 機構として、また、研究所としての福利厚生の実施を図る。</p>
<p>4 事務等の効率化・合理化に関する目標 事務職員等の意識改革を図るとともに、本部事務と研究所事務の業務分担を整理して事務の簡素化と効率化を目指す。</p>	<p>4 事務等の効率化・合理化に関する目標を達成するための措置 (1) 事務組織の機能・編成の見直しに関する具体的方策 本部事務局と研究所事務の在り方を簡素化・合理化・効率化の観点から整理して業務分担を明確にし、研究所間で共通な事務は一元化・集中化を推進する。一元化・集中化になじまない研究所固有の業務を遂行するため、各研究所に所要の職員を配置する。</p>
<p>財務内容の改善に関する目標 1 外部研究資金その他の自己収入の増加に関する目標 大学共同利用機関法人としての自主性・自律性を高め、世界的水準の研究推進と社会への還元を図るため、プロジェクト研究や研究者の個別研究を通して外部資金の獲得を推進する。また、研究・教育・社会貢献等という大学共同利用機関の主要な業務を遂行するために自己収入の増加に努める。</p>	<p>財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置 1 外部研究資金その他の自己収入の増加に関する目標を達成するための措置 (1) 科学研究費補助金、受託研究、奨学寄附金等外部資金増加に関する具体的方策 我が国の学術研究の中核をになう大学共同利用機関として、研究コミュニティと連携の上、適切な競争的研究資金制度の拡充・新設の提言に努める。 研究活動の成果のひとつである外部研究資金獲得の重要性について研修会等により研究者の意識を啓発する。 内外の各種研究助成金等の公募情報の収集・周知、申請書類作成等のアドバイス制度など、外部資金獲得の戦略的体制を構築し、競争的研究</p>

	<p>資金への申請・獲得に努める。 産業界や地域等との連携を促進するために、各研究所の成果の積極的な公開・広報活動を行うとともに、企業や地域等の研究ニーズを体系的に収集し、法人として適切な連携企画の立案・推進を行う。</p> <p>(2) 収入を伴う事業の実施に関する具体的方策 国立情報学研究所の一部有料の情報検索サービスについて、科学技術振興機構(JST)等との役割分担に基づき、学術分野の社会貢献の視点を踏まえ、有料・無料を含め課金制度の在り方の検討を行う。 特許、出版物、ソフトウェア、データベース、講座等の研究成果を活用することによる収入増加を図る。</p>
<p>自己点検・自己評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標</p> <p>2 情報公開等の推進に関する目標 機構及び各研究所の広報体制を確立して、インターネット等による情報公開に努める。</p>	<p>自己点検・自己評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>2 情報公開等の推進に関する目標を達成するための措置 機構及び大学共同利用機関情報の積極的な公開、提供及び広報に関する具体的方策 情報の積極的な公開、提供及び広報の具体的実施方策のための体制の整備 機構本部と各研究所にそれぞれ広報担当を置き、情報の公開、提供及び広報機能を強化する。 各研究所の広報活動業務については、各研究所の担当が行う。 情報の積極的な公開、提供及び広報の具体的実施方策 情報公開に当たっては、機構本部と各研究所に情報公開ルームを設置し、国民の利用に供するとともに、ホームページを積極的に活用する。 ホームページでは、研究者情報、研究活動・成果情報、大学院情報、事業情報、出版物情報等の情報をタイムリーに発信し、常に一般利用者が分かりやすく検索しやすいものを目指し、利用者等の意見を反映させるシステムを構築して、充実・改善を図る。 また、定期的な記者発表を行う等してメディアを活用した情報発信を行うとともに、イベントへの研究成果の出展を行う。 機構本部は、毎年、機構の概要、広報誌等の出版物を発行し、各研究所においては、研究分野の特性を重視した情報発信を強化するとともに、大学共同利用機関として研究所の概要、広報誌等も発行し、広報に努める。</p>
<p>その他業務運営に関する重要目標</p> <p>1 施設設備の整備・活用などに関する目標 研究活動を支援するため、施設・設備の有効活用を図る。 総合的・長期的視点に立って整備計画を策定し、施</p>	<p>その他業務運営に関する重要目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>1 施設設備の整備・活用などに関する目標を達成するための措置 (2) 施設設備の整備・有効活用及び維持管理に関する具体的方策 機構として教育研究評議会の意見等を聴き各研究所の施設整備計画を総合的にマネージメントする。</p>

<p>設・設備の整備を図る。</p>	<p>各研究所は、施設整備計画の策定に当たっては、運営会議等の意見を聴き大学共同利用機関としての使命が達成されるよう活かす。</p>
<p>2 安全・衛生管理に関する目標 教職員及び学生の健康・安全管理・事故防止、環境保全を図る。</p>	<p>2 安全・衛生管理に関する目標を達成するための措置 労働安全衛生法等を踏まえた安全管理・衛生管理・事故防止に関する具体的方策 教職員に、安全・衛生管理等の重要性を周知・徹底するため、マニュアルの作成・配布、研修会の実施、教育訓練の実施、法的資格保有者の養成・確保等を、安全・衛生管理計画として定め実施し、未然の防止に努める。 また、法令に定めのある危険物などの安全対策等は、さらに以下の措置を実施する。 危険物等の安全管理体制の整備について 放射性同位元素、実験動物、微生物等については、その保有量を管理するシステムを導入するとともに、実験廃棄物、実験系排水については、その処理のための体制を整備し、周辺環境汚染の防止に努める。</p>

国立大学法人東京大学の中期目標・中期計画一覧表（抄）

中 期 目 標	中 期 計 画
大学の教育研究等の質の向上に関する目標	大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置
1 教育に関する目標 (1) 教育の成果に関する目標 未踏の領域に果敢に挑戦する開拓者精神に富んだ国際的に活躍できる研究者及び社会の先頭に立つ人材の育成を大学院教育の目標とする。	1 教育に関する目標を達成するための措置 (1) 教育の成果に関する目標を達成するための措置 大学院教育の成果に関する具体的目標 <ul style="list-style-type: none"> ・ 多様な専門分野に展開する学部・研究科・学環・学府に加え、最先端の研究に取り組んでいる特色ある附置研究所・センター群を擁する総合研究教育大学の特徴を活かし、未来を切り拓く卓越した研究を大学院教育に反映させる。 ・ 修士課程では、専門的素養を身に付け、産業界、官界、教育界等で先頭に立って活躍しつる人材、あるいは博士課程へ進学して更に高度の学術研究を推進しつる人材の育成を目指す。 ・ 博士課程では、学際性・国際性・総合力を兼ね揃え学術の継承と発展を担う専門研究・教育者、及び、深い専門性と広い視野を持って社会の指導者として活躍できる人材の育成を目指す。
(2) 教育内容等に関する目標 各学部・研究科等の教育目標に即して体系的な教育課程を編成し、かつ学生にとって魅力ある内容の授業を提供する。	(2) 教育内容等に関する目標を達成するための措置 教育目標に応じた教育課程を編成するための具体的方策 <ul style="list-style-type: none"> ・ 大学院教育では、それぞれの学問分野で共通の基軸となる授業を実施することによって、研究者養成のみならず高度専門職業人教育や社会人教育など学生の多様な学習目的・経歴に対応した教育体制の整備を目指す。また、ダブルメジャー制度等による学際性・国際性に富んだ学生の養成を可能とする教育課程の導入を検討する。 ・ 大学院の研究指導においては、修士課程では、修士論文研究等を通して学生に先端的研究プロセスを体験させ、博士課程では、自ら第一線で研究を行い国際的に評価される成果をあげるように指導する体制を整える。 ・ 最先端の研究に触れる機会を増やすために、国内外の一流研究者が集うセミナー・シンポジウム・学会や他大学研究室への派遣のための援助を拡大する。 ・ 世界的な視野で研究を展開する能力の涵養を目的として、海外研究者の招聘を進めるなどにより、外国人研究者や海外研究機関との交流を活性化する。
教育課程や個々の授業の特性に合致した授業形態	授業形態、学術指導法等に関する具体的方策

<p>を工夫し、新たな学術指導法の開発に意欲的に取り組む。</p> <p>厳格にして適切な成績評価を行う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学問分野の特性に応じて、海外の大学等との連携や協定による学生の交換を進め、大学院学生の海外留学や研修への参加を奨励する。 ・ 大学院において、教育面での国際化を進め、外国語による講義や論文指導など、外国人留学生の勉学の助けとなり、かつ、日本人学生の学術に関する国際的コミュニケーション能力の向上が可能となるような授業形態を検討する。 ・ 大学院教育の一環として、学生に教える側に立つ機会を与えるために、ティーチング・アシスタント（TA）制度を積極的に活用する。 <p>適切な成績評価等の実施に関する具体的方策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 修士課程においては、専門分野で活躍するために最低限必要な知識や方法の体得を成績評価の基準とし、試験やレポート等学問分野に応じた適切な方法により公正な判定を行う。 ・ 修士論文の評価では、学生の課題探求能力や解決能力等にきめ細かい判断基準を適用する。 ・ 修士論文の評価は、自ら問題を見出し解決する能力の有無を確かめることに重点を置きつつ、論文の独創性、完成度、発展性等を基準とする。
<p>(3) 教育の実施体制等に関する目標 優れた教員を適切に配置するとともに、教員が研究者としての経験と実績を教育に発揮できる支援体制を整備する。</p> <p>教育に対する支援・サービス機能の充実と改善に努め、学生が充実した情報環境やライブラリー機能を利用・活用できるようにする。</p>	<p>(3) 教育の実施体制等に関する目標を達成するための措置 教職員の適切な配置等に関する具体的方策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 附置研究所・センター等の教員は、より積極的・主体的に大学院教育に参加する。 <p>教育に必要な設備、図書館、博物館、情報ネットワーク等の活用・整備に関する具体的方策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 教育環境の基礎的な整備として、教室・実験棟・体育館等の整備、図書館の整備、博物館の整備、情報ネットワーク・計算機システムの充実、バリアフリー化等の施策を各部局の特性に応じて進める。 ・ 図書館については、本郷の総合図書館、駒場図書館、柏新図書館、各部局図書館・室が連携して、学習用図書・雑誌、研究用図書・雑誌、電子ジャーナル、データベース等を整備する。特に全学的な利用が展開される電子ジャーナル、データベースの充実を図る。
<p>2 研究に関する目標 (1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標 研究の体系化と承継を尊重しつつ、萌芽的・先端的研究、未踏の研究分野の開拓、あるいは新たな学の融合に積極的に取り組み、世界を視野に置いたネットワーク型研究の牽引車の役割を果たす。</p>	<p>2 研究に関する目標を達成するための措置 (1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標を達成するための措置 目指すべき研究の方向性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 本学は我が国最大規模の総合大学であり、多数の部局（学部・研究科等、附置研究所、センター等）及び多数の研究科附属・附置研究所附属の施設から成る。学部・研究科等は、附置研究所や多数のセンター・施設等と有機的に連携して研究活動を行い、学術研究の活性化と卓越した研究者の育成を推し進める。

研究成果を積極的に社会に還元・応用・活用する。

多様にして自主的かつ創造的な研究活動を尊び、高度な研究を追及し、その研究活動を自ら点検し、

- ・ 新しい研究計画を研究者や部局がボトムアップ的に提案し、学内においてピアレビューを行って、大学として重点的な研究を総長を中心に決定し、当該研究を全学的に支援しする体制を整備する。
- ・ 附置研究所は、研究拠点として研究の直接成果により、また、先端的研究を通じた高度研究者の育成により社会に貢献し、学内においては学部・研究科等との連携を強める。
- ・ 従来の全国共同利用の附置研究所・施設等は、上記に加え、大学法人の枠を越えて全国の関連研究分野の中核として学術研究の推進と卓越した研究者の育成に貢献する。
- ・ センターは、全学的目的を達成するため、萌芽的・先端的研究の育成又は教育・研究の支援を行う。
- ・ 政府など外部に対し積極的に働きかけ、研究資源を獲得する。獲得資源は総長裁量等に基づき適切に配分する。
- ・ 新しい分野について想像性と独創性に優れた先端的研究のための拠点の形成を図るとともに、領域横断的な学の融合と学際的協調により新たな学問領域の創世を図る。
- ・ 学問の進展と社会の変化から生起する新たな課題に対しては、既存の学問領域と組織の枠組みを越えて、先駆的・機動的・実践的に応え得る国際的な研究拠点の形成を図る。
- ・ 学内外に開放された共同研究プロジェクトを全学的体制により支援するとともに、競争的研究資金による研究活動の支援を積極的に行う。
- ・ 成果の社会への還元に関する具体的方策
- ・ 豊かな伝統文化の継承・発展を促進する学術活動の意義について一般社会の理解を促進するために情報発信・広報活動を展開する。
- ・ 産業界との連携を推進する体制を整備する。
- ・ 研究成果の社会への直接的な貢献に加え、社会への情報発信・サービス提供、企業等との関係強化に力を入れ、研究成果を積極的に還元していく。
- ・ 社会と連携する基礎研究に反映させることに努めるとともに、教育を通じて研究成果を社会に還元するため、最先端の研究成果を教育に活かす。
- ・ 寄付講座、寄付研究部門の設置を積極的に支援する。また、外部機関との連携及び外部資金の活用による研究（共同研究、受託研究、奨学寄付金）、情報発信・広報、啓蒙活動、研究成果の公開を積極的に促進する。
- ・ オープンラボラトリー型研究組織を構築し、多様化している社会連携研究プロジェクトの研究拠点を学内外に立地する事業を積極的に対応する。
- ・ 研究の水準・成果の検証に関する具体的方策
- ・ 研究の基本計画・評価・運営等に関わる事項について、部局ごとの様

これを社会に開示するとともに、適切な第三者からの評価を受け、説明責任を果たす。

々な諮問事項を掲げての自主的な第三者評価（外部評価）を推し進め、研究の水準向上への反映に努める。

- ・ 研究活動の全学的及び部局単位の自己点検活動並びにその公表を努めることにより、研究内容に関連した社会のニーズの把握や成果の検証に資する。
- ・ 部局の実態に鑑み、研究領域に応じた評価方法の確立を目指す。

（２）研究実施体制等の整備に関する目標

各部局での教員人事を基本とし、必要に応じて総長裁量資源を活用することで、適正かつ機動的な教員配置に努め、若手研究者の確保・育成と内外研究機関との人事交流を促進する。

研究資金を有効に配分するシステムを構築する。

研究施設・設備備品等の学内資産の効率的な利用や共同利用を進める。

（２）研究実施体制等の整備に関する目標を達成するための措置

適切な教員配置に関する具体的方策

- ・ 「 - 3 教職員の人事の適正化に関する目標を達成するための措置」に基づくことを原則とする。新規分野の創設や既存分野の更新等については、委員会の検討に基づき、総長が裁量資源の配分を実施する。教員ポストの総長裁量枠を全学合計で200名分確保する。
 - ・ 教員人事に関しては部局ごとの運用を基本とする。
 - ・ 若手研究者を育成するために、ポストドクトラル・フェローシップの充実を図る。また、優秀な大学院学生の経済的基盤の保証・教育機会の付与のため、ティーチング・アシスタント（TA）、リサーチ・アシスタント（RA）等の制度を充実する。さらに、高度な技術を担う職員の確保・養成に努める。これらのための資源確保の意味を含めて、外部資金の獲得に一層努力する。
 - ・ 若手研究者をより柔軟に受け入れ、国際性を高めるため、外国人研究員も含めた客員研究員制度を一層整備する。また、他の大学・研究機関との人事交流を促進するため、他機関の研究者を受け入れる弾力的ポストの運用を図る。
 - ・ 教員の研究活性を高めるために、一定の資格を有する教員からの申し出により、一定期間、管理・教育任務を免除し、研究の任務に専念できるようにする。
- 研究資金の配分システムに関する具体的方策
- ・ 組織運営の基盤となる研究資金については、安定性や恒常性に十分配慮する。
 - ・ 総長裁量資源を確保し、先端的・学際的研究領域の発展を図るための全学的な研究環境の整備等を重点的に配分する。
- 研究に必要な設備等の活用・整備に関する具体的方策
- ・ 既存の建物・設備管理体制の見直しを図り、全学的視野に立って無駄を抑制する管理システムの構築を目指す。また、全学の経営的観点から研究施設の再配分を行うことも検討する。その一環として、設備備品等に関する全学的データベース作りを進め、研究設備・設備備品、情報基盤施設等の学内資産の効率的な利用や共同利用を進める。
 - ・ 全学合計で10,000平米の共用研究スペースを確保し、重点的研究プロジェクトに対して優先的に使用させる。

<p>知的財産の創出、取得、管理、活用に関する組織作りと運用を行う。</p> <p>研究活動の大学全体及び部局単位の外部評価、自己点検の適正な実施を図る。</p> <p>学内外での横断的な共同研究を活性化する。</p> <p>中核的研究施設の設置・整備を積極的に推進していく。</p>	<p>知的財産の創出、取得、管理、活用に関する具体的方策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 基礎研究における知的基盤創成、応用展開研究における知的資産構築を促進する。 ・ 研究活動の評価及び評価結果を質の向上につなげるための具体的方策 ・ 研究水準の向上のために、自己点検・評価結果を研究の質の向上や研究実施体制へ反映させるための手法を検討する。 ・ 組織の評価に当たっては、他の大学・研究機関・産業界等から広く意見を聴き、研究活動、研究戦略についての助言を求める。 <p>全国共同研究、学内共同研究等の活性化に関する具体的方策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 本学に設置されている附置研究所、全国共同利用研究施設、学内共同教育研究施設及び部局に附置されている研究施設については、適切なアカデミックプランに基づき、維持・充実を図り、先端的分野の共同研究の拠点としての昨日発揮を図る。 ・ 全学的な観点から安全管理が必要な共同研究については、関連センターがそれを支援する。 ・ 国際共同研究に全学的に取り組む。東京大学が全国の国際共同研究の中核として機能するために、必要に応じ研究センター等を設置し、研究支援体制を整備する。 ・ 全国共同利用研究所においては全国共同利用システムの維持・充実を図る。 ・ 個々の研究領域に関しては、部局を核として共同研究を推進する。個々のプロジェクトの機動性・柔軟性を確保するために、プロジェクトを支援する全学的な機構を設置する。 ・ 学内共同研究に関しては、総長裁量に基づき、支援する仕組みを検討する。 <p>中核的研究施設、設備の整備に関する具体的方策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 学内共同利用や全国共同利用（附置研究所等に適用）などの形態で、中核的研究施設の設置・整備を積極的に推進する。 <p>全国連携・国際連携の拠点となる研究施設の設備に関する具体的方策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 附置研究所、全国共同利用施設、学内共同教育研究施設等を中心として、全国規模・国際規模での連携研究のための拠点を学内に整備する。
<p>3 その他の目標</p> <p>(1) 社会との連携、国際交流等に関する目標</p> <p>授業や研究成果、資料情報データベース、文化財等の公開を積極的に進め、社会に対する知的貢献を推進する。</p> <p>社会的ニーズに呼応した産学官連携システムを構</p>	<p>3 その他の目標を達成するための措置</p> <p>(1) 社会との連携、国際交流等に関する目標を達成するための措置</p> <p>地域社会等との連携・協力、社会サービス等に関する具体的方策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 図書館においては、外国雑誌センター館を含めた文献収集・提供の拠点機能を維持し、国内外の図書館との文献複写や図書の貸貸などの相互協力等を通じて、国内外の学術コミュニティとの連携をより積極的に進める。 <p>産学官連携の推進に関する具体的方策</p>

<p>築し、知的資源の社会への還元を強化する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 産業界との連携を推進する体制を整備する。 ・ 研究成果の移転・活用のため、教職員の企業役員兼業を認めるとともに、起業資金の円滑な確保を支援する。 ・ 行政・公的研究機関の政策形成や研究拠点形成等に学問的視点から寄与する。 <p>教育研究における国際交流の拡大に関する具体的方策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 総合的で合理的な国際交流の体制作りを促進するために国際交流の企画と推進を担う組織を整備するとともに、部局の国際交流室・留学生室の整備・拡充、外国の大学との研究者・学生の交流制度の充実等を推進する。 ・ 国際共同研究の支援、国際会議・国際シンポジウム・研究集会の開催、大型研究グラントによる国際的研究拠点の形成、国際的な学術関連団体・組織・機関への人的貢献等を積極的に行う。
<p>(2) 附属病院に関する目標 研究成果に診療への反映及び先端的医療の導入を推進する。</p>	<p>(2) 附属病院に関する目標を達成するための措置 研究成果の診療への反映や先端的医療の導入のための具体的方策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 研究を活性化する組織的な体制作りと従来の医学研究科の枠組みを超えた新しい研究分野の形成を促進する。 ・ 附置研究所附属病院は、医学部附属病院と連携しつつ、その研究成果を社会に還元するために探索的臨床研究も推進を図る。 ・ 医学部附属病院は、総合的な臨床研究の更なる整備と充実を図るため、附置研究所附属病院等との連携推進、寄与講座開設の促進、臨床生命情報学(クリニカル・バイオインフォマティクス)を含めた社会医学領域の研究体制の再構築等の枠組みを図る。 ・ 臨床研究の安全確保体制の充実や研究内容の周知・公開等の取組みを行う。
<p>業務運営の改善及び効率化に関する目標 1 運営体制の改善に関する目標 学内資源の効果的な配分体制を整備する。</p>	<p>業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置 1 運営体制の改善に関する目標を達成するための目標 各研究・教育分野の特性を勘案した効果的な運営費交付金の配分のための具体的方策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 総長の適切なリーダーシップのもとに、本学で行われている研究・教育分野の多様性と各教育・研究分野の特性とを勘案し、人件費を含めた運営費交付金の効果的な配分を行う。 ・ 教育分野の目標を達成するために必要となる教職員の確保を図りつつ、一定数を総長の裁量資源に充当し、教職員配置の見直しを行う。 ・ 競争的資金の増額確保や間接経費の使途・配分に各部局の活動成果を反映することのできるような制度の構築に努める。
<p>2 教育研究組織の見直しに関する目標</p>	<p>2 教育研究組織の見直しに関する目標を達成するための措置</p>

<p>教育研究の進展や社会的要請に応じ、教育研究組織の弾力的な設計と整備を進める。</p> <p>3 人事の適正化に関する目標</p> <p>○ 従来の人事制度を基盤としつつ、多様な雇用形態と柔軟な勤務体制を可能とする人事制度も導入する。</p>	<p>教育研究組織の見直しの方向性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 学問状況の変化や社会的要請に適切に対応するために、学際的な横型専攻、研究組織と分離したネットワーク型の教育組織、大学院組織の連携融合を弾力的に行う教育組織等の創設を積極的に検討するなど、教育組織の再編・改組や整備を図る。 ・ 高度の研究を追求し、研究の体系化と継承を尊重しつつ、萌芽的な研究や新しい研究分野の開拓に積極的に取り組むため、研究組織の再編・改組や整備を図る。 <p>3 教職員の人事の適正化に関する目標を達成するための措置</p> <p>柔軟で多様な教員人事の構築に関する具体的方策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 教員採用に関しては、国内外の優秀な人材を採用できる弾力的な運用が可能となるよう更に工夫する。 ・ 任期付き教員制度の活用を図る。 ・ 総長裁量によって、一定数の教員を、中長期的な視野に立った全学的なアカデミックプランに基づいて配置できるような仕組みを構築する。 ・ 男女共同参画等の促進に関する具体的方策 ・ 教職員の雇用について男女共同参画の推進に努める。 ・ 教職員の採用については、国籍、性別、ハンディキャップ等にとられない開放的で、人材本位の人事政策を推進する。 ・ 教職員の人材交流の促進に関する具体的方策 ・ 産学連携促進、多彩な人材確保、学外との人事交流促進等に適した兼業ルールを整備する。 ・ 教員に関して、海外研究機関、国内諸組織との交流を推進するために研修制度や在職出向制度の整備を進め、サバティカル制度を充実する。 ・ 職員に関して、学外との交流を促進して能力や専門性の向上を図るために、海外・国内研修制度や在職出向等の制度の整備を行う。 <p>○ 柔軟な勤務時間管理に関する具体的方策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 教育研究活動に適した教員の勤務時間管理や効率的な業務遂行を図るために、裁量労働制等の柔軟な勤務時間管理の導入を検討する。 ・ 人事評価システムの整備・活用に関する具体的方策 ・ 各学部・研究科、附置研究所、センター等の多様な教育研究活動、業務運営活動に応じた多面的で多様な能力評価・業績評価を取り入れた給与システムの構築を検討する。 ・ 外部資金で雇用する教職員に関しては、いわゆる年俸制の導入を検討する。
<p>財務内容の改善に関する目標</p> <p>1 外部研究資金その他の自己収入の増加に関する目標</p>	<p>財務内容の改善に関する目標</p> <p>1 外部研究資金その他の自己収入の増加に関する目標を達成するための措置</p>

<p>外部資金導入の支援体制を整備し、導入手続きの効率化を図る。</p>	<p>外部資金導入の支援体制の整備に関する具体的方策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 申請審査を受ける競争的資金については、申請事務に関する全学的な協力体制を整備する。 ・ 受託研究、民間等との共同研究、研究者個人への奨学寄付金など、非審査外部研究資金についても、その獲得に対して分野に応じて積極的に支援を行う体制を整備する。 ・ 大学法人、部局等が受け取る寄付金について、この獲得を積極的にするための体制を整備する。 <p>外部資金導入手続きの効率化に関する具体的方策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 外部資金の情報把握や申請について全学的な支援体制を組織し、受領した研究資金や申請した研究費・間接経費の受領情報を一元的に収集管理する。 ・ 競争的資金の申請について、予備的審査など部局内の積極的対応を支援・尊重しながら、全学的な庶務協力体制により効率化を図る。 ・ 外部競争的資金の間接経費については、部局・提出者への長期的誘因になるように再配分する方法を準備する。再配分に当たっては計画遂行に必要な人材に関わる経費や大型特殊装置の維持費（従来の特殊装置維持費に準じた）に十分配慮したものとす。
<p>2 経費の抑制に関する目標 管理的経費の抑制を図る。</p>	<p>2 経費の抑制に関する目標を達成するための措置 管理的経費の抑制に関する具体的方策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 施設整備のエネルギー経費の抑制を図るため、施設整備エネルギー・マネジメント体制を構築し、既存の設備・機器等の更新を進めるとともに、長期的施設設備の観点から、施設に節減システムを組み込むなどの方策を推進する。
<p>自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標</p> <p>1 評価の充実に関する目標 評価結果を大学運営の改善に活用するためのシステムを構築する。</p>	<p>自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するための措置</p> <p>1 評価の充実に関する目標を達成するための措置 評価結果を大学運営の改善に活用するための具体的方策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 各部局に対する評価結果を画一的に取り扱うことはせず、各部局の教育研究活動等の改善を促し、東京大学の継続的な活性化を図る。 ・ 全学及び各部局に愛する評価を踏まえて、東京大学の基本理念や基本目標を点検し、新たな中期目標・中期計画の策定に活かす。
<p>2 情報公開等の推進に関する目標 東京大学が国内外に発信すべき情報、社会が期待する情報、学内で共有すべき情報を多様なメディアを駆使して円滑かつ積極的に提供するなど、全学の広報体制を強化する。</p>	<p>2 情報公開等の推進に関する目標を達成するための措置 広報体制の強化に関する具体的方策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 公開学術講演会や公開講座の実施、総合研究博物館の展示等を通じて学術研究の成果を広く国民に還元する事業を展開する。

<p>東京大学が所有する多彩で豊富な学術情報を体系化し、社会に向けて発信するための体制を整備する。</p>	<p>総合的学術情報システムの構築に関する具体的方策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 図書館の学術情報、全学の研究者情報、研究企画・成果に関する情報、文化財情報、博物館の多様な情報等をデータベース化し、これを体系化して発信するための学術情報システムを構築する。
<p>その他業務運営に関する重要目標</p> <p>1 施設設備の整備・活用等に関する目標 教育研究活動及び学生生活を支援するため、各キャンパスの土地・施設設備を有効に活用する。</p> <p>既存施設設備の有効利用の観点から、施設設備の経年による劣化を適正な範囲に抑え、環境保全、ユニバーサルデザイン化に配慮した施設設備の整備・活用を推進する。</p> <p>アカデミックプランに基づく施設需要等（スペース・機能）に対応できる体制を整備する。</p>	<p>その他業務運営に関する重要目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>1 施設設備の整備・活用等に関する目標を達成するための措置 各キャンパスの土地・施設設備の有効活用に関する具体的方策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 本学の3極構造を担う本郷、駒場、柏の各キャンパスの全学的な役割分担を考慮して策定された「整備計画概要」に基づいて着実にその進捗を図る。 ・ 整備計画概要策定時（平成11年）以降の情勢変化、例えば新たな教育・研究組織の設置予定新たな施設移転の計画、周辺住民との共生等を踏まえ、既定整備計画概要の一部について適切な見直しを行う。 ・ 各キャンパスの土地・施設設備の管理（施設マネジメント）を行うために必要な体制を整備し、土地・施設設備利用及び利用に伴う環境変化に関する点検・評価を定期的実施する。 ・ 既存建物の固定的利用を見直し、利用評価の結果を基にスペースの共用化を図り、学内の教育研究の変化や大学における学生生活の改善に対応したスペース有効利用に資する運用システムを構築する。 ・ 実験設備についても有効利用の方策を検討し、ますます精密化・大型化する実験設備の需要に対応できる体制を整備する。 <p>施設設備の経年による劣化、環境保全、ユニバーサルデザイン化の配慮に関する具体的方策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 既存施設の構造・機能・設備等の定期的な点検と適切な維持保全を行うとともに、劣化した施設設備の安全対策等に係わる計画の策定・実施を図る。 ・ 環境保全、ユニバーサルデザイン化を推進するため、現状及び進捗状況を評価する体制を整備する。 <p>アカデミックプランに基づく施設需要等に対応するための具体的方策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ アカデミックプランに基づく新たな施設需要等に対応できるスペース・機能を確保するため、既存施設の有効利用を図りつつ、施設整備を更に進める。 ・ 学内の共用スペースの拡大と併せ、各部局において運営する共用スペースを一定比率で確保することにより、緊急対応を含めた施設需要等への対応を推進する。 ・ PFI等の新たな整備手法の導入や、部局の寄付等の獲得努力を促すような資金調達方法、学外施設の活用等について検討する。 ・ PFI事業として次の事業を確実に推進する。 <p>・（柏）総合研究棟（環境学研究系）施設整備事業</p>

	<ul style="list-style-type: none"> ・(地震)総合研究棟施設整備事業 ・(駒場)駒場コミュニケーション・プラザ施設整備等事業 ・(駒場)駒場オープンラボラトリー施設整備事業 ・キャンパス計画に関する責任体制を明確にし、全学・各キャンパス・各部局のアカデミックプランに基づく施設設備内容を全学的立場から調整する体制を整備する。 ・施設費補助金制度を弾力的に運用することにより、施設・設備整備の効率化を図る。
<p>2 安全管理に関する目標 教育・研究の円滑な推進のため、事故、災害、環境汚染の未然防止と被害の軽減を図る。</p>	<p>2 安全管理に関する目標を達成するための措置 学生等を含めた大学構成員の安全管理に関する具体的方策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・管理が必要な化学物質、その他の危険物質や関連する設備等について、定期検査や保管・作業環境の調査等により、安全管理に関する情報を把握し、セキュリティ対策等を行う。 ・教育と研究を遂行する事業場の教育研究環境の安全性の向上に努める。 ・教育研究活動により生じる廃棄物は、関係法令等に基づいて適切に処理するとともに、リサイクルを推進する。 ・避難・誘導対策マニュアルの作成、関連機関との連携強化等の危機管理対策を講じる。 ・大学構成員に安全管理に関する情報を周知し、安全管理に関する教育と訓練を実施する。

国立大学法人東京外国語大学の中期目標・中期計画一覧表（抄）

中 期 目 標	中 期 計 画
<p style="text-align: center;">大学の教育研究等の質の向上に関する目標</p> <p>1 教育に関する目標 （1）教育の成果に関する目標 大学院課程 大学院博士後期課程においては、現地語資料の操作能力や豊かな臨地体験、広い視野をもった専門家や世界的水準の先端的な専門研究者を養成し、内外の大学・研究機関や国際機関等に送り出す。</p>	<p style="text-align: center;">大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>1 教育に関する目標を達成するための措置 （1）教育の成果に関する目標を達成するための措置 大学院課程における専門教育の成果に関する具体的目標の設定 専門研究者を志望する院生に対しては、高い専門性、現地語資料の操作能力、幅広い視野、新しい研究テーマを発見し未開拓の分野を切り開く能力を身につけさせる。</p> <p style="text-align: center;">卒業後の進路等に関する具体的目標の設定 < 大学院 > 大学院博士前期課程においては、先端的な専門研究者をめざす人材を博士後期課程に送り出すとともに、国際協力に関する分野をはじめとするさまざまな分野に専門家、高度専門職業人を送り出す。 大学院博士後期課程においては、現地語資料の操作能力や豊かな臨地体験、広い視野をもった世界的水準の先端的な専門研究者や専門家を養成し、内外の大学・研究機関や国際機関等に送り出す。</p>
<p style="text-align: center;">（2）教育内容等に関する目標 教育課程の編成・整備 大学院教育においては、共同利用研究所の活動と有機的に連携した教育課程の設置を図る。</p> <p style="text-align: center;">教育方法（授業形態、学習指導法等）の改善 大学院においては、研究参加型の教育を目指すとともに、論文執筆指導の体制を充実させる。</p>	<p style="text-align: center;">（2）教育内容等に関する目標を達成するための措置 教育理念等に応じた教育課程を編成・整備するための具体的方策 < 大学院 > 2つの21世紀COEプログラムを活用して、大学院教育の中に位置づける。 全国共同利用研究所であるAA研の特性を生かした、先端的な研究者養成のための5年一貫の大学院課程設置を検討する。</p> <p style="text-align: center;">授業形態、学習指導法等の改善に関する具体的方策 < 大学院 > 研究プロジェクトにPD、大学院生等を積極的に参加させ、研究を通じて教育する。 大学院生に対して「研究活動を通じての教育」を行う。 大学院教育の一環として教育補助制度を位置づけ、TA制度を活用して教授経験を積ませる。</p>

(3) 教育の実施体制等に関する目標

東京外国語大学の教育目的を達成するための教育実施体制をソフト（人材）とハード（施設設備）の両面で整備する。

教員の配置

設備の整備充実

(3) 教育の実施体制等に関する目標を達成するための措置

適切な教員の配置等に関する具体的方策

教員の採用にあたっては、研究業績のみならず教育実績や教育に対する姿勢を考慮に入れる。

教育に必要な設備、図書館、情報ネットワーク等の活用・整備の具体的方策

附属図書館は、多言語図書館として、電子図書館的機能や研究・学習図書館的機能の面での整備・充実を図る。

情報環境の安定した維持・運営、情報環境を活用した教育・研究活動支援の充実のため、情報処理センターの総合化をはかる。

教材・資料の効率的な蓄積・発信のために、図書館、視聴覚教育センター、情報処理センターなどの連携をいっそう強める。

学内に導入される多様なハードウェア・ソフトウェアの利用促進と効率的な保守・管理の体制を構築する。

授業の情報化のための支援やコンテンツ作成の補助等にあたる教育情報化支援室を立ち上げ、情報基盤を利用した授業開発支援体制を確立する。

2 研究に関する目標

(1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標

東京外国語大学は、世界の多数の言語ときわめて広範な地域の文化・社会に関する学際的な研究をその一大特色としている。こうした独自の個性をいっそう伸ばしつつ、研究のさらなる高度化を図り、日本を含む世界諸地域の言語・文化・社会に関する世界有数の先端的、領域横断的な研究拠点としての地位確立をめざしていく。

AA研においては、共同利用体制を整備・強化し、国内外の研究者の連携・協働によるアジア・アフリカの言語文化に関する国際的な先導的研究拠点としての活動を展開し、この分野の研究の進展に寄与する。

これらを保証するために、研究水準・成果の検証のシステムをいっそう強化整備する。

研究活動の成果をさまざまな媒体を通じて公表、公開し、広く研究者の共同利用に供する。

また、研究成果を、東京外国語大学のみならず内外の教育機関の教育活動に資するよう提供するとともに、広く市民に還元していく。

これらの研究を通じて、地球規模の視点から、人間

2 研究に関する目標を達成するための措置

(1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標を達成するための措置

目指すべき研究の方向性

世界諸地域の言語、文化、社会に関する学際的かつ先端的な研究活動を推進する。

アジア・アフリカの言語文化に関する国際的な研究拠点として、国際的な広がり水準をもった共同研究プロジェクトを推進する。

現在進行中の下記の大規模研究プロジェクトを継続して推進すると共に、それらを継承・発展させる新たな研究プロジェクトの企画・立案を進める。

21世紀COEプログラムの二つの拠点事業終了後、「地球社会先端教育研究センター」（仮称）を設立して、両拠点の活動を全学的に継承、展開していく。

大学として重点的に取り組む領域

現在進行中の以下の大規模研究プロジェクトに継続的に取り組む。

- ・ アジア書字コーパスに基づく文字情報学の創成（特別推進研究）
- ・ 資源の分配と共有に関する人類学的統合領域の構築 - 象徴系と生態系の連関をとおして - （特定領域研究）
- ・ 言語運用を基盤とする言語情報学拠点（21世紀COEプログラム）
- ・ 史資料ハブ地域文化研究拠点（21世紀COEプログラム）

社会に関する基礎的知見と現代社会の諸問題に関する
究明・解決の手がかりを提供する。

- 以下の領域における研究に重点的に取り組む。
- ・ アジア・アフリカを中心とした言語態、地域生成、文化の伝承と形成に関する基礎研究
 - ・ アジア・アフリカを中心とする情報資源科学
 - ・ 世界諸言語の記述的、理論的研究と言語情報科学研究
 - ・ 世界諸地域の表象文化と文化史に関する研究
 - ・ グローバル化と地域特性・文化変容に関する研究
 - ・ 平和構築・紛争予防に関する研究
 - ・ 先端的な言語教育の開発研究

研究の水準・成果の検証に関する具体的方策

自己評価体制を整備し、プロジェクトならびに個人の研究成果の検証を行うとともに、国内外の外部の視点を導入した評価によって研究水準の維持・向上を図る。

教員ならびに大学院生に対して、国内外のレフェリー付きの学術雑誌等への投稿や学術出版への参加、国際学会・研究集会での発表等を奨励し、受諾・掲載実績から研究の水準を検証する。

成果の共同利用ならびに公開に関する具体的方策

研究活動の成果を、学術書や、国際的に定評のある学術雑誌に論文として公表する。

研究活動を通じて蓄積された知的資産や学術情報、収集された史資料、データベース等を可能な限りインターネットを通じて公開する。

国際シンポジウム等研究集会を開催し、研究の成果を学内外の研究者と共有する。

AA研を中心として研究成果の情報資源化を今後も推進する。

AA研を中心に、海外学術調査に関するノリッジベースを構築し、今後の研究戦略の策定に寄与する。

成果の社会への還元に関する具体的方策

世界諸地域の言語・文化・社会に関する公開講座、公開シンポジウム、言語研修、講演会、展示会等を実施する。

学習機会の少ないアジア・アフリカ諸語の言語研修を実施し、研究者の養成に貢献するとともに、これら諸地域に関心を持つ市民の要請にも応える。

世界諸言語の辞典、文法書、テキスト、データベース等を編纂・公開し、社会の必要に応える。

国際協力、外交、行政、教育関係の諸機関及び民間企業・団体等と連携し、世界の言語、文化、社会に関する研究成果の応用をはかる。

収集した世界諸地域の資料等を展示・公開する。

(2) 研究実施体制等の整備に関する目標

研究水準のさらなる向上のために、研究推進の必要性に応じた研究者の適正な配置、研究支援体制の整備、研究資金の重点的配分、研究スペースの機動的な活用などを全学的見地に立ちながら図っていく。

また国内外の研究者に対する共同利用機能のいっそうの充実とともに、他大学、他機関との連携・協力を強化して、機関の枠を越えた研究活動の活性化を図る。

(2) 研究実施体制等の整備に関する目標を達成するための措置 適切な研究者等の配置に関する具体的方策

研究プロジェクトの実施に際しては、必要に応じて部局間の協力体制を築く。

研究計画の遂行に適した優れた研究業績のある研究者を採用する。

プロジェクト研究推進のため外国人客員研究員等を効果的に招聘、配置する。

研究プロジェクトに専念する任期付きポストの導入を図る。

共同研究プロジェクトの必要に応じ、他研究機関との研究者の流動化を図り、そのための出向等の制度を整備する。

研究業務、とりわけ全国共同利用に関わる事務体制を整備するとともに、研究支援者を適切に配置して、研究活動の効率化を図る。

研究資金の配分システムに関する具体的方策

全学的な資金配分に関しては、役員会ならびに大学運営会議が計画を立てて実施する。

役員会ならびに大学運営会議は、基礎的研究に対して研究資金の配分を行う。

個人や小規模グループが企画する研究計画は、各研究者が獲得した競争的資金によって実施することを基本とする。

全学ならびに各部局において、重点的研究を推進するために重点的な資金配分を行う。

研究に必要な設備等の活用・整備に関する具体的方策

役員会直属の施設マネジメント室が、研究に必要な施設・設備の活用・整備にあたる。

学内にプロジェクト・スペースを設け、外部資金を獲得したプロジェクトや大学の重点研究プロジェクトに対して一定期間の使用を認める。

全学の協力の下に、学外からの共同研究者等に研究スペースを提供する。

国際的な研究拠点としての役割を維持・強化するために、学内の研究施設・設備、とりわけ共同利用に関わる施設・設備の有効活用を図る。

知的財産の創出、取得、管理及び活用に関する具体的方策

知的財産の創出、取得、管理、活用のために、役員会直属の知的財産戦略室を設置する。

本学の特色ある研究成果を知的財産化する。

研究活動の評価及び評価結果を質の向上につなげるための具体的方策

各部局における基幹的な研究、グループによる共同研究、個人研究等に

関して、独自の評価基準を設け、定期的に自己評価を実施し、報告書を作成する。

AA研に関しては、学会関係者、外部有識者からなる運営諮問委員会を置き、研究活動の方針、研究の質の向上及び改善の方針に関する提言を得る。

AA研の共同研究及び研修に関しては外部委員を交えた専門委員会を設け、研究所の研究活動計画を審査すると共に、その成果を検証する。

全国共同研究、学内共同研究等に関する具体的方策

AA研における全国共同利用機能を強化し、大学の枠を超えた研究実施体制の整備に取り組む。同時に、国内外の研究者のための研究活動拠点、ネットワークのハブとしての役割を強化する。

情報資源利用研究センターを適切な時期に改組・拡大して情報資源戦略センター（ISC、仮称）を設置し、研究資源構築ならびにその共同利用に向けて国内外の研究者との連携体制を強化する。

フィールドサイエンス研究企画センター（FSC）を設置し、海外学術調査総括班の活動をさらに強化して学術情報の収集・発信を行い、地域関連諸研究機関のネットワークの拠点構築をめざす。

関連研究機関とともに形成する「地域研究コンソーシアム」等を通じて、他機関との連携・協力関係を強化し、大学の枠を超えた共同研究体制の強化を目指す。

2件の21世紀COE、ならびに学内施設である3研究所（語学研究所、総合文化研究所、海外事情研究所）を基盤として「地球社会先端教育センター」を全学組織として設立し、学内外の共同研究を推進発展させる。

学部・研究科・附置研究所等の研究実施体制等に関する特記事項

<学部>

学部の言語教育を通じて蓄積された知見を言語情報学（21世紀COEプログラム）の言語教材開発へフィードバックさせる。

<大学院>

2つの21世紀COEプログラムと研究科全体の研究活動との連動を強める。

学内3研究所及びAA研の研究活動・プロジェクトとの連動を強める。

研究に関して、大学院を中心に部局の枠を越えて横断的な体制を組織する。

研究実施体制整備の観点から、4つの大学院専任講座（国際文化講座、国際協力講座、平和構築・紛争予防講座、対照言文情報講座）の見直しについて検討する。

3つの連携講座（日本銀行金融研究所、国際協力機構海外研修所、日本貿易振興会アジア経済研究所）との研究連携を深める。

	<p>< 留日センター > 学内の他部局及び国内外の他機関との連携・協力関係を強化する。 留学生教育の実践に根ざした教材開発研究や教授法研究を行い、教育現場に還元できるように発信していく。</p>
<p>3 その他の目標 (1) 社会との連携、国際交流等に関する目標 世界の言語と文化について教育研究を行っている東京外国語大学の個性を最大限に発揮して、多言語・多文化状況が急速に進む日本社会に有為な人材、研究成果、知的資源を積極的に提供する。</p> <p>国際交流 世界諸地域の言語・文化・地域を教育研究の中心的柱としている東京外国語大学において国際交流はきわめて重要な活動分野である。教育研究の両面においてさまざまな形態での国際交流を積極的に推進する。 また日本社会を舞台とした多様な形での国際交流を積極的に推進する。さらに国の国際交流に関する施策にもとづく事業に協力する。</p>	<p>3 その他の目標を達成するための措置 (1) 社会との連携、国際交流等に関する目標を達成するための措置 役員室直属の「国際交流室」を設置し、教育研究面での国際交流・協力を組織的に推進する。 教育研究面での社会との連携・協力のために本郷サテライトを活用する。</p> <p>地域社会等との連携・協力、社会サービス等に係る具体的方策 情報ネットワーク等を利用して、研究面において本学が保有する人的リソースや研究内容に関する情報を広く社会に公開し、社会の専門的な助言や講演等の要請に応える。 附属図書館は、国立情報学研究所や他大学・研究機関と行っている多言語処理可能な目録・検索システムの開発などをおして、教育および研究面における社会貢献を図る。</p> <p>産学官連携の推進に関する具体的方策 官公庁、地方公共団体、公益法人、公的研究機関、企業等と連携して、共同研究、受託研究、調査・研究協力等を行う。 研究目的の奨学寄付金の受け入れを推進するため、寄附手続きの合理化を進める。 学生の実践的な能力を育てるとともに、研究者間の研究交流を進めるために、外部の研究機関等との連携講座を充実する。 各種審議会や委員会への委員・評価員としての参加、学協会への役員参加を積極的に行う。</p> <p>留学生交流その他諸外国の大学等との教育研究上の交流に関する具体的方策 地域的バランスを考慮しつつ海外研究機関との教育研究交流協定を拡大充実して、研究者の交流、学生・留学生の交流をいっそう活性化させる。 客員研究員を招聘して共同研究を推進するとともに、大学院生を含む本学の研究者を海外協定研究機関やリエゾンオフィスに派遣して、現地調査、資料調査等を遂行させる。 国際学会会議や国際シンポジウムを活性化していく。</p> <p>教育研究活動に関連した国際貢献に関する具体的方策 N G O 等との教育研究上の交流・連携に努める。</p>

業務運営の改善及び効率化に関する目標

1 運営体制の改善に関する目標

国際的競争力のある教育研究を行い、優れた人材を養成し、高度な研究成果をあげることにより、学生と社会にとって魅力的な大学としての地歩を確立することを経営戦略の基軸に置く。

そのために、役員会、教育研究評議会、経営協議会を中心とした効率的かつ機動的な運営体制を確立する。これにより、学長のリーダーシップの下に適切かつ迅速な大学運営が行われ、同時に学内各部局の意見が大学運営に十分に反映される体制をつくりだす。同時に、豊かな発想にもとづく的確な企画立案とその確実な実行を保証する。さらに、大学運営において大学の意思決定プロセスの透明性を確保する。

2 教育研究組織の見直しに関する目標

全学及び各教育研究組織の教育研究理念が十全に実現されるよう教育研究組織を整備する。同時に、教育研究の進展や社会的要請に応じて教育研究組織を迅速かつ効果的に見直し改革できるシステムを確立する。

3 人事の適正化に関する目標

世界的な教育研究拠点をめざす東京外国語大学にふさわしい能力を持つ教職員を採用する。採用にあたっては国籍、性別、思想信条等において差別をしない。また、柔軟な人事制度を構築し、任期制等による人事の流動化を図るとともに、年功序列型人事の弊害を

業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するために取るべき措置

1 運営体制の改善に関する目標を達成するための措置

全学的な経営戦略の確立に関する具体的方策

大学運営会議は、本学の教育研究実施体制上の特性に配慮しつつ、経営戦略の策定に参画する。

全学的視点からの戦略的な学内資源配分に関する具体的方策

学長のリーダーシップの下に、役員会が、教育研究の戦略的目標に基づいて人件費を含む資源配分の方針を決定する。

この方針に基づき、学長が主宰する大学運営会議が、全学的な観点から資源（人員、予算、施設）配分の原案を作成する。

2 教育研究組織の見直しに関する目標を達成するための措置

教育研究組織の編成・見直しのシステムに関する具体的方策

学長のリーダーシップの下で全学的な立場から常に教育研究組織のあり方を見直し、必要に応じて改革案を提言する学長直属の「教育改革・研究推進室」を置く。

それぞれの部局における教育研究組織を現場から見直し、教育改革・研究推進室に提言していく体制を整備する。

教育研究組織の見直しの方向性

学内教育研究活動を活性化するため、外国語学部、大学院、AA研、留日センターの教育研究上の連携を推進する。

大学院においては、先端的専門研究者、高度教養人、実践的高度専門職業人の三類型の人材養成に見合った組織に再編整理する。

AA研においては、機動的かつ柔軟な研究組織の実現のため、現行の部門・センターを再編する。

留日センターにおいては、多様なプログラム及びプロジェクトに対応できる柔軟な教育研究体制を実現するため、組織の再編整備を行う。

3 教職員の人事の適正化に関する目標を達成するための措置

人事評価システムの整備・活用に関する具体的方策

教員ならびに事務職員の人事評価システムを見直し整備する。特に教員の評価に関しては、部局長が中心となり、部局の性格に応じて設けられたそれぞれの評価基準に基づいて人事評価を行う。

適切な人事評価が人の配置、昇格、昇給、手当等に反映され、活力ある

<p>除去して能力本位の昇任制度を構築する。また、教育研究のプログラムや人件費管理に配慮した中長期的な人事計画を策定する。</p>	<p>大学運営が展開されるようにする 柔軟で多様な人事制度の構築に関する具体的方策 年功序列型人事の弊害の除去に努め、能力本位の昇進制度を構築する。教育研究のプログラムや人件費の管理を考慮に入れて中長期的な人事計画を策定する。 任期制・公募制の導入など教員の流動性向上に関する具体的方策 採用人事に際しては公募を原則とする。教育研究の必要性に応じて、連携・出向などを通じた人事の流動化を図る。 現行の任期付きポストのあり方を見直し整備するとともに、職務の内容に応じて新たな任期制ポストを創設する。 外国人・女性等の教員採用の促進に関する具体的方策 教員採用にあたっては、国籍、性別による差別を行わない。外国人・女性教員については今後も積極的な採用に努める。</p>
<p>財務内容の改善に関する目標 1 外部研究資金その他の自己収入の増加に関する目標 外部資金の積極的な獲得をめざす。また、自己収入の増加を図るために事業計画の実施を検討する。</p>	<p>財務内容の改善に関する目標を達成するために取るべき措置 1 外部研究資金その他の自己収入の増加に関する目標を達成するための措置 科学研究費補助金、受託研究、奨学寄付金等外部資金増加に関する具体的計画及び計画の実施体制の整備 知的財産戦略室が中核となり、外部資金（競争的資金／受託研究・民間との共同研究／奨学寄付金）獲得のために、情報収集や、外部資金の助成対象と教員の専門分野とのマッチングなど、申請を支援する。競争的資金への応募を活性化するために、間接経費の配分・用途を工夫しインセンティブを高める。 外部資金による研究を活発にするために全学の共用スペースの提供や研究支援体制の整備を図る。</p>
<p>その他業務運営に関する重要目標 1 施設設備の整備・活用等に関する目標 教育研究の拠点大学を目指し、地域社会の要請や時代の変化に対応した教育研究活動の充実と質の向上を図るとともに、快適な教育研究環境を維持し、大学経営に必要な施設基盤を確保・活用するために長期的視点に立った施設設備の計画を推進し、世界に開かれたキャンパス環境の形成に努める。</p> <p>2 安全衛生管理に関する目標</p>	<p>その他業務運営に関する重要目標を達成するために取るべき措置 1 施設設備の整備・活用等に関する目標を達成するための措置 施設等の整備に関する具体的方策 卓越した教育研究拠点の形成発展に向けた施設整備計画の推進に努める。 高度情報基盤の充実に向けた施設整備計画の推進に努める。 施設等の有効活用及び維持管理に関する具体的方策 施設マネジメント室が施設設備の管理運営にあたる。 施設設備の利用状況の点検・評価を実施し、適切なスペース管理を行う整備システムを構築する。 施設設備の維持管理・保全計画を立て、継続的に実施する。</p> <p>2 安全管理に関する目標を達成するための措置</p>

安全・衛生管理に関する具体的方策

学生に対する衛生管理については、「学生への支援」の項で述べた心身両面の保健支援を達成するためのアプローチがこれに相当する。

職員に対する衛生管理については、労働安全衛生法など関係法令等を踏まえた安全・衛生管理体制を整備するなかで、ヘルスプロモーションとプライマリケアを实践する。

情報セキュリティの確保・維持に関する具体的方策

全学情報セキュリティポリシー実施手順に従い、情報セキュリティを確保する。

国立大学法人北陸先端科学技術大学院大学の中期目標・中期計画一覧表（抄）

中 期 目 標	中 期 計 画
<p align="center">大学の教育研究等の質の向上に関する目標</p> <p>1 教育に関する目標 (1) 教育の成果に関する目標 今後一層複雑化する社会の仕組みの中で、科学技術の成果が真に人類と地球の持続的な発展に貢献するためには、科学技術の創造に携わる者が、その使命を自覚し、幅広い視野と確固とした学理に根ざして、事に当たって深く洞察し、真理を探究し、応用を切り開く能力を持たねばならない。そのような、高度の知識と応用力、幅広い視野と的確な判断力、高度のコミュニケーション能力を備えた研究者、専門技術者を養成する。</p>	<p align="center">大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>1 教育に関する目標を達成するための措置 (1) 教育の成果に関する目標を達成するための措置 教育の成果に関する具体的目標 高度の研究活動によって大学に蓄積される豊かな学問環境の中で、幅広い視野と的確な判断力を備えて、国際的な場で活躍できる、研究者、専門技術者を養成する。このような正規の教育課程と併行して、研究科、学内共同教育研究施設（センター）の持つ高度な専門的研究環境を生かして、本学学生及び学外の研究者、技術者に対する最新の科学技術教育を行う。 博士前期課程においては、専攻する分野を中心として、関連する諸科学の基礎概念の確固とした理解の上に、必要な方法論、技法を選択することによって、与えられた課題を解決する能力をもった人材を養成する。博士後期課程においては、博士前期課程修了者に対して要求される資質を前提として、専攻する分野を中心とする諸科学についての深い理解と、十分な知識を有し、解決すべき課題を自ら発見し解決する能力を備えた人材を養成する。いずれの場合にも、専攻する専門分野の教育と同時に、幅広い視野と未来への展望を持って、的確な判断を下せる力を身に付けさせる。 卒業後の進路等に関する具体的目標 国内外の大学・研究機関、企業の研究開発部門・マネジメント部門等への就職とともに、研究の過程で獲得したアイデア、技術を基に自ら起業する者をVBL（ベンチャー・ビジネス・ラボラトリー）等を通じて、積極的に支援する。</p>
<p>(2) 教育内容等に関する目標 教育方法、成績評価等に関する基本方針</p>	<p>(2) 教育内容等に関する目標を達成するための措置 授業形態、学習指導法等に関する具体的方策 大学院における教育には、体系的なカリキュラムによる学習と併せて、研究室における研究活動を通じて、課題の設定方法、研究の進め方、結果のまとめ方、発表の仕方等、自立した研究者となる上で必要な研究の技法を学ぶことが重要である。このことから、研究室における適切な指導方法について、学生の意見も参考にしたFD活動（授業方法改善活動）により、一層の向上を図る。 科学技術発展のリーダーとなる自覚を持たせ、自立を促すために、一定期</p>

間、連携機関あるいは学術交流協定締結機関等、国内外の他機関において、学習・研究に従事することを奨励する。

(3) 教育の実施体制等に関する目標

研究大学においては、教室における授業のみならず、研究室における教育活動も極めて重要であり、学生による、研究室における教育活動の評価の機会を設ける。

(3) 教育の実施体制等に関する目標を達成するための措置

教育に必要な設備、附属図書館、情報ネットワーク等の活用・整備の具体的方策

教室、ゼミ室、共同作業室（コラボレーション・ルーム）等における教育支援設備の整備に努め、常に最高の環境で教育が行えるようにする。大学院の教育は教室における教育と、研究室における教育が表裏一体でなくてはならない。したがって、研究室の研究環境の整備が取りも直さず、研究室内部の教育環境の整備につながることから、一層の研究環境の整備に努める。

附属図書館は、学習図書館であるとともに、研究用の図書、学術雑誌等を整備する研究図書館としての役割を担っている。本学のキャンパスは「24時間・365日キャンパス」を標榜しており、附属図書館もその例外ではない。全国の図書館との相互利用も含めて、「いつでも、必要なときに、必要な図書、学術雑誌等にアクセスできる」図書館を目指して、蔵書及び必要面積の確保など、一層のサービスの充実に努める。更に、学術雑誌の電子媒体化の趨勢に対応してバランスの取れた整備を行う。

学内共同教育研究施設である情報科学センターは、これまでに世界的に最高水準の情報環境を整備してきたが、これを今後の10年を視野に入れて、更に高度の水準に発展させる。具体には、全学に対して、教育・研究・業務のすべての面で多様な情報を対象に、等質かつ高レベルの情報サービスを展開する基盤の整備を進めるとともに、新技術の研究開発により、高性能計算環境の整備を進める。

その他の学内共同教育研究施設（センター）についても、年次計画を策定して機器の新規導入、更新等を進め、それぞれのセンターの教育研究環境を世界最高の水準に整備するように努める。

2 研究に関する目標

(1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標

世界最高水準の研究大学としての地歩を固めることを目指して、基礎研究と応用研究をバランスよく発展させる。

国内外の研究者との協同体制を一層推進し、既存の領域単独では解決できない広領域、新領域の課題に挑戦することによって、新しい科学と技術の創生を目指す。

学問の展開、蓄積を国際社会に対して積極的に発信していくことが、大学がなすべき最も基本的な研究成果の社会への還元であることに留意し、卓越した世界

2 研究に関する目標を達成するための措置

(1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標を達成するための措置

目指すべき研究の方向性及び大学として重点的に取り組む領域
大学の普遍的使命である学問の継承、発展、蓄積を確かなものとするために、高度の基礎研究を強力に推進しつつ、その先端的応用の研究を通じて技術の革新的発展に貢献すること、この二つの方向をバランスよく追求していく。

現在、本学が設定している知識科学、情報科学、材料科学の3領域を基本としつつ、学問の発展に伴って、柔軟に新しい領域への展開を図っていく。

特に、本学は知識科学、情報科学、材料科学の幅広い分野に多数の優れた研究者を擁しており、それらの研究者個々の研究の推進を基本としつつ、

から見える研究の中心 - エクセレント・コア - を各分野に構築する。

所属する研究科等を越えて協同することによって、新しい学問を創出する。

特に、下記の課題の追求に重点的に取り組む。

ア．知識科学に基づく科学技術の創造と実践とその研究拠点形成（21世紀COEプログラム）

イ．高信頼システム技術の研究拠点形成

ウ．認知・計算・コミュニケーションの論理基盤に関する研究拠点形成

エ．検証進化可能電子社会に関する研究拠点形成

オ．動的ナノマテリアルサイエンスの研究拠点形成

カ．液体微粒子科学の研究拠点形成

キ．超生体分子素子と新計算方式の共鳴的創成に関する研究拠点形成

研究成果の社会への還元に関する具体的方策

大学の研究成果の社会への還元の基本は、研究成果を専門の学会等を通じて、人類の学問的財産として公表していくことである。今後も、よりインパクトの大きい学術雑誌等を中心に発表を進める。また、シンポジウム、研究会等を主催して、高い水準の研究を発信して、その成果を社会に還元していく。

更に、産官学連携による共同研究、受託研究、技術指導、シンポジウム、公開講座等を積極的に実施するとともに、個々の教員の学識を通じて国、地方公共団体、学協会、民間シンクタンク等の「知恵袋」としての活動も重要な社会貢献として位置付け、積極的に推進する。

研究の過程で生じる特許等の知的財産に関しては、できる限り早く社会の役に立てることを本旨として、IPオペレーションセンター（知的財産本部：平成15年度設置）を中心に本学の特色を発揮したシステムを整備し、適切な処理を行う。

研究の水準・成果の検証に関する具体的方策

研究活動の成果は、様々な目的に応じて加工し、情報を抽出することができるようデータベース化されている。このデータベースを用いて、研究成果の学術雑誌への掲載状況、それらのインパクトファクター、被引用回数、国際会議等における講演、招待講演の状況、論文賞等の受賞状況、更に、科学研究費補助金やその他の競争的研究資金の獲得状況、国内外の学会等における役割等、検証のための多面的なデータを作成する。検証に当たっては分野の違い、個人の研究の流れによる事情等に配慮できる多様な基準と検証のシステムを、平成17年度までに整備する。

研究成果の検証・評価は、研究を一層活性化するためにこそ活用されるべきであり、そのための研究費配分方策を含む研究支援策に連動させる仕組みを、平成17年度までに整備する。

(2) 研究実施体制等の整備に関する目標

教員採用に当たっては、常に全学的見地から、それ

(2) 研究実施体制等の整備に関する目標を達成するための措置

適切な研究者等の配置に関する具体的方策

それぞれの組織にとって最適な人事が行われるように、教育研究評議会を中心とした教員選考の制度を整備する。既に全面的に実施している教員の任期制の円滑な運用に努める。

教員がそれぞれの能力を最大限に発揮して、生き活きと研究を進めることができる環境を整備する。そのために、現在の講座制の在り方の見直しを含めて、研究の基本ユニット（研究室）の確立、複数のユニットが研究の進展に応じて形成する研究群、更に、発展性を見越して編成する研究センター等の機動的な研究環境を組織的に用意する。

これらの研究環境の中で、個々の研究室、研究群、研究センター等の研究を活性化し、研究の質を向上させるための、有効な研究費配分方策を整備するとともに、学長保留人事枠を一定期間割り当てる戦略的運用を行う。

研究を側面から支援する施設・設備等の研究環境の整備・充実、研究支援業務の充実を図る。

現在の研究科、学内共同教育研究施設（センター）等の組織と教員配置を基本として研究を推進するが、本中期計画期間中にも計画の進捗状況と科学・技術の発展状況等の検討・評価の結果に基づき、組織の改組・改編を行うことを検討する。

教授及び助教授はそれぞれ、独立した研究者である。このため、自己責任において研究を推進できる基本ユニットとして、研究室の条件整備を行う。その上で新しい学問の展開を目指す研究群を、専攻、研究科、学内共同教育研究施設（センター）等の既存の組織に必ずしもとらわれずに、教員の自発的計画によって弾力的に編成する。研究群の活動を一層強力に推進するために、学内措置によって機動的に研究センターを構成し、これを世界から見える研究拠点 - エクセレント・コア - に育てていく。

教員が全体として、常に若々しく、活力に溢れた状態にあるために、採用に当たっては、本学の教員採用の基本である「より優れた人材を」をモットーに、優秀な教員を積極的に求めていく。

優秀な人材を確保するために、研究科等の組織を越えて全学の教員人事委員会でも人事計画、採用基準、候補者の審議を行う現行の制度を、教育研究評議会を中心とした制度として、一層充実させる。採用に当たっては、国内外を対象とした公募を前提とし、研究能力、教育能力、資金獲得能力、年齢などを基準に、最適な人材を積極的に選考する。

教員の流動性を高めるために、既に全面的に任期制を実施しているが、再任に当たっての業績評価システムの充実など、一層の円滑な運用を図る。大学として重点的に推進する研究プロジェクトに対して、学長の判断で教員を一定期間、戦略的に増強配置できるようにするために、平成16年度から一定数の教員枠を学長が留保する制度を実施する。

客員講座、連携講座の制度を積極的に運用して、学外の優秀な研究者の研究プロジェクトへの参画を促進する。各種の外国人研究者招聘制度、本学の国際共同プロジェクト研究の制度等により、学術交流協定締結機関を中心として外国の研究者の招聘を促進する。更に、RAその他の研究支援者を雇用する制度を整備・充実する。

研究資金の配分システムに関する具体的方策
校費からの研究資金の配分については、必要最小限の額を一律に配分し、大半は学内共同プロジェクト研究、国際共同プロジェクト研究、初任者研究環境整備費等に対して、学長のリーダーシップによって開学以来、重点配分している。このシステムの一層の効率的運用を図る。

平成16年度から、教員が外部から獲得する各種の研究資金から、間接経費が付随するものはその一定割合を、その他のものについては、オーバーヘッド等を大学において徴収し、学長裁量経費等と併せて、大学全体として研究環境整備等、研究振興の原資に充当する。

研究資金の配分に当たっては、経営協議会において配分方針の審議、決算の報告を行い、配分の有効性と透明性を確保する。

研究に必要な設備等の活用・整備に関する具体的方策

大型あるいは共通性の高い研究設備は、主に学内共同教育研究施設（センター）において計画的に整備し、効率的運用を図る。また、研究科の研究設備についても、積極的に共同利用を行い、資金の配分と設備利用の効率化を図る。

特に、最先端の研究設備は、その性能面での寿命が短いことから、常に最高の性能を発揮できるように保守整備するとともに、計画的な更新の準備に努める。

研究室等のスペースの有効活用を図るために、各研究科の一定面積を学長が管理し、必要に応じて使用計画を審査の上、一定期間貸与するスペース有効活用制度を、平成12年度から実施しているが、これをさらに厳格に運用するとともに、新しい大型の研究に対応するために、更に必要な面積の確保に努める。

知的財産の創出、取得、管理及び活用に関する具体的方策

研究活動の結果として創出される知的財産は、従来ともすれば特許に重点が置かれていたが、特許ばかりでなく学術書、教科書、教材等多岐に亘る。大学がこれら知的財産に、どのように関わっていくのかについては、総合的に検討する。

その際、本学における技術経営（MOT）研究の成果をいち早く、本学の知的財産の創出、取得、管理及び活用において実践する。

特許については、有効性の判定、実施の可能性等について厳密な審査を行い、大学が保有すべきもの、企業等へ実施を委ねるべきもの等の判断を的確に行うシステムをIPオペレーションセンター（知的財産本部）を中心に整備する。更に、大学が保有する先端科学技術に関する知的財産を総合的に活用する観点から、既に実施している総合的技術移転システム：JAIST-TTS (JAIST Technology Transfer System)、研究室で生まれた成果をベンチャー・ビジネス・ラボラトリー、更に石川サイエンスパーク内のラボへ移しながら育てていくストリームラボ構想を一層推進する。特に石川サイエンスパークは、平成15年度に構造改革特別区域法に基づく「新産業創造拠点化推進特区」に認定され、新産業創造の拠点化が推進されつつある環境を最大限に生かす。

研究活動の評価及び評価結果を質の向上につなげるための具体的方策

研究活動の成果は、データベースとして整理して公表している。更に、研究科ごとに相当数の学外専門家をアカデミックアドバイザーとして委嘱し、研究活動の外部評価を行っており、これらの評価活動を一層充実させる。

評価結果を研究活動の向上につなげるのは、基本的には各自の自覚によるところであるが、これを単に個人の努力だけに任せずに、評価結果とそれに対する工夫改善の活動を組織として共有することが大切である。これを研究大学らしいFD活動の一環として捉えて、そのための活動とシステ

ムを整備する。

研究活動の評価は、各種プロジェクト研究の採択に際しての判断材料として活用されており、このシステムの一層の有効性と透明性に努める。

全国共同研究、学内共同研究等に関する具体的方策
高度の研究を活性化する観点から、学内共同研究を奨励・支援するための学内共同プロジェクト研究の制度を実施しているが、これを一層強力に推進するとともに、エクセレント・コアを育てる。具体的には、学内共同プロジェクト研究については、これまでどおり研究者の自発的な計画に基づく申請を基に、今後の発展性を重視して支援を行う。そのようにして育成した共同研究の中から、本学として国際的な水準で重点的に強化する共同研究を選定して支援するのが、エクセレント・コアの考え方である。これまでに、育ちつつある共同研究をベースに、エクセレント・コアを形成していくために、平成15年度に研究ユニット制度を発足させており、これを一層充実していく。

本学では、常に国内外の研究者と協力して研究を推進することを奨励している。研究支援の2大方策であるところの、学内共同プロジェクト研究と国際共同プロジェクト研究について、国内外の企業・研究機関等との協力関係も組み込むことを積極的に奨励していく。

北陸地区国立大学連合の枠組みの中で、連携大学院、共同研究等の整備を進める。

研究科・学内共同教育研究施設（センター）の研究実施体制等に関する特記事項

各研究科・学内共同教育研究施設（センター）における重点事項

ア．知識創造支援技術と知識マネジメント手法を基盤とするシステム知識科学プロジェクトの推進（知識科学研究科）

イ．科学技術の戦略的管理システムの構築を目指す分野横断型研究プロジェクトの推進（知識科学研究科）

ウ．高信頼ソフトウェア開発検証プロジェクトの推進（情報科学研究科）

エ．次世代インターネット研究プロジェクトの推進（情報科学研究科、情報科学センター）

オ．有機・無機・生体材料複合による新規機能材料開発プロジェクトの推進（材料科学研究科）

カ．部門制の導入による研究開発業務の高度化推進（知識科学教育研究センター、情報科学センター、ナノマテリアルテクノロジーセンター）

3 その他の目標

(1) 社会との連携、国際交流等に関する目標

大学院大学にとっての地域、社会は事柄に応じて多層的であることに留意しつつ、それぞれの領域に相応しい連携関係を構築していく。本学が中核となって整

3 その他の目標を達成するための措置

(1) 社会との連携、国際交流等に関する目標を達成するための措置

地域社会等との連携・協力、社会サービス等に関する具体的方策

ア．開学以来続けてきた中学、高校生を対象とした「一日大学院」を一層充実して、科学に関する関心と理解を育む機会を与える。

備が進んでいる石川サイエンスパークに立地する研究機関、近隣地域、石川県、北陸地域、全国、更には世界、そのすべてが本学が対象とする地域であり、社会であるという認識に立って、積極的に地域の発展に貢献していく。

このため、対象とする地域ごとにきめ細かく連携等を図っていく。

イ．大学学部、高等専門学校専攻科学生を対象として、大学院レベルの実験を体験させるインターンシップを推進する。

ウ．企業等の技術者を対象とした専門講習会、市民を対象とした講座を充実する。

オ．研究活動の成果をはじめとして、大学の様々な活動状況を市民、企業関係者、入学希望者等にPRするため、オープンキャンパスを引き続き実施する。

キ．国、地方公共団体等の審議会、委員会活動等に積極的に貢献する。

産官学連携の推進に関する具体的方策
先端科学技術研究調査センターの機能を強化し、共同研究、受託研究、学外の公的研究プロジェクトへの参画、大学発ベンチャーの育成、知的財産の管理、移転等の支援業務を総合的に推進する。これらに関連して、大学のシーズの発信、産業界のニーズの調査、新しい連携関係の創出等、大学と企業等との橋渡しの任に当たる産学連携コーディネーターの機能を充実させる。

地域の国公立大学等との連携・支援に関する具体的方策

北陸地区国立大学連合の枠組みの中で、共同研究、研究施設の共同利用等を推進する。また、「大学コンソーシアム石川（仮称）」の設置に向けた調査検討を踏まえ、参加予定大学との連携を強化する。

留学生交流その他諸外国の大学等との教育研究上の交流に関する具体的方策

ア．既に進められている多くの国際共同研究を一層発展させ、世界の研究拠点としての役割を遂行する。

イ．海外の大学・研究機関等との共同研究の実績をベースとして、学術交流協定の締結を推進し、同時に共同研究の中で学生の交換留学を推進する。

ウ．学術交流協定の枠組みの中で共同研究のための教員の派遣・受入れと同時に、それら教員による相手大学等における講義等、教育への参画を実施する。

エ．ポスドク研究員、留学生の受入れを一層積極的に推進する。既に全面的に実施している博士後期課程の英語による授業の質の改善に努める。そのために教員向けに英語によるテクニカル・コミュニケーション教育を平成14年度から実施しているが、これを更に充実させる。

教育研究活動に関連した国際貢献に関する具体的方策

イ．学術交流協定締結機関と協力して、共同研究の拠点を現地に構築する計画を進める。

業務運営の改善及び効率化に関する目標

1 運営体制の改善に関する目標

本学において既に確立している、学長のリーダーシ

業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 運営体制の改善に関する目標を達成するための措置

全学的視点からの戦略的な学内資源配分に関する具体的方策

ップの下における運営体制を、新しい法人制度の枠組みの中で更に発展させて、全学的な視野に立って戦略的かつ機動的な大学運営を行える体制を整備・充実する。

研究科等においても、研究科長等が大学の方針を受けて、リーダーシップを発揮して運営を行う慣行が既に確立しているが、これを全学的な運営体制と有機的に整理して、一層有効な運営システムを確立する。

2 教育研究組織の見直しに関する目標

科学技術の進展、社会の要請等環境条件の変化に対応して、教育研究組織の在り方を柔軟に見直す。同時に、教育研究の基本組織の見直しとは別の視点で、研究の進展に的確に対応できるように、プロジェクトの編成を柔軟かつ機動的に行う。これが発展して、教育研究組織の改組転換に至るケースも視野に入れていく。

3 人事の適正化に関する目標

先端科学技術分野に係る基礎研究を推進し、研究者・技術者等の組織的な養成を行い、世界最高水準の高等教育研究機関となるために、学術研究の進展に柔軟に対応し得る組織編成と、より優れた若手人材を確保するための教員人事システムを構築する。

従来から、全学的視点で資源の有効な配分を行うために、予算は研究科等の組織を介さずに直接配分しているが、平成16年度からは、このシステムを継承して、運営会議で配分方針を検討し、経営協議会において審議する。中期計画に盛り込まれた事項を実施するための予算を配分することを基本とするが、年度ごとの具体の配分額を決定する際には、それまでの業務の進捗状況を適切に評価し、これを反映させる仕組みを整備する。更に、学長がリーダーシップを発揮して配分できる経費を「学長裁量経費」として整理し、戦略的な配分を行う。

2 教育研究組織の見直しに関する目標を達成するための措置

教育研究組織の見直しの方向性
研究科、専攻の組織は、教育組織として一定の継続性を持つ必要があるが、研究の組織としては、学問の新しい展開の方向を見通して、機動的に対応していく必要がある。継続性と機動性の二つの側面をバランスよく取り入れて、教育研究組織を見直していく。

学内共同教育研究施設（センター）については、研究科の教育研究活動を支える機能と、その機能を発揮するために研究を行うことの二つの役割があるが、この二つの役割のどちらについても、研究科における研究展開の方向を見定めて運営していく必要がある。今後の学問の発展の一つの方向が、既存の分野を越えた協力を必要としていることから、センターの担当する分野と必要とされる機能も、既存のセンターの枠組みでは整理しきれなくなりつつある。この問題を解決し、センターが全体として万全な機能を発揮するように、組織の在り方を見直していく。

教育研究組織の編成・見直しのシステムに関する具体的方策
本学において展開すべき教育研究分野を常に検討するために、平成16年度から、教育研究評議会の下に分野検討委員会を常置する。一方、研究室をユニットとする教員の自主的な研究活動を基本として、研究の必要に応じた研究群の編成、研究センターの設置による機動的な研究組織の編成を推進する。分野検討委員会による将来の方向の提示と、教員の自主的計画による研究の展開方向とを考慮して、研究科、専攻等の見直しを行う。

学内共同教育研究施設（センター）については、新しい研究領域の展開に呼応して、常に最高の研究支援機能を発揮できるように、組織の見直しを進める。

3 教職員の人事の適正化に関する目標を達成するための措置

人事評価システムの整備・活用に関する具体的方策
「研究能力、教育能力、資金獲得能力、管理運営能力及び社会貢献度」を基本とした、適切な評価項目を定め、評価結果を任用、育成、処遇等へ反映させるシステムを、平成17年度までに構築する。
柔軟で多様な人事制度の構築に関する具体的方策

	<p>ア．教育研究に新たな視点や異なる発想を導入し、その活性化を図るため、国公立大学はもとより民間の第一線の研究者等広く各界から優れた研究業績を挙げている研究者を教員に任用し、その多様性を確保する。</p> <p>イ．ボーダーレスな教育研究環境を効果的に実現するため、優れた研究業績を持つ外国人研究者を積極的に教員に任用する。</p> <p>ウ．教育研究の活性化を図り、教員の流動性を確保するため、常に平均年齢の若い教育研究組織を維持することに努めており、今後も積極的に優秀な若手研究者を採用する。</p> <p>エ．教員の採用選考を教育研究評議会を中心として、全学的立場で適切に行うために、平成16年度に教育研究評議会の下に、分野検討委員会と教員人事委員会を設ける。分野検討委員会は常に、研究科あるいは大学として充実、発展させる分野を検討する。教員人事委員会は、具体の採用案件ごとに構成し、専門的見地からの選考の実務を担当する。</p> <p>オ．教員の役割は、教育、研究、管理運営への参画、学識を通じての社会貢献であるが、これをすべての教員に一律に求めるのではなく、教員の年齢、立場等に応じて、教育と研究の比率を柔軟にシフトできるシステムを整備する。</p> <p>カ．教職員の定年制の弾力的運用や再雇用制度の導入等により、柔軟で多様な雇用形態を可能とする人事制度を整備する。</p> <p>任期制・公募制の導入など教員の流動性向上に関する具体的方策</p> <p>ア．全研究科の教員については、平成10年度から任期制を導入しており、これを今後も推進し、常に若々しく、活力に溢れた教員構成を維持する。</p> <p>イ．教員採用に当たっては、平成10年度から全職種について国内外を問わず公募制を導入しており、これを今後も推進する。</p> <p>ウ．アクティビティの高い教員の招聘を可能にする給与制度を平成17年度までに設けて、大学の活性化を図る。</p> <p>エ．公募と併行して、「より優れた人材」を積極的に探すために、情報収集などの活動を円滑にする体制を整備する。</p> <p>外国人・女性等の教員採用の促進に関する具体的方策</p> <p>世界最高水準の教育研究を推進するため、国籍・性別にとらわれない優秀な人材を確保することを基本としつつ、教員構成の多様化に配慮していく。</p> <p>中長期的な人事管理に関する具体的方策</p> <p>イ．新たな課題については、選抜によるプロジェクトチームを編成したり、短期集中型業務については、適切な応援体制を組むなど、業務に対し迅速に対応できる組織づくりを行う。</p>
<p>財務内容の改善に関する目標</p> <p>1 外部研究資金その他の自己収入の増加に関する目標</p>	<p>財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>1 外部研究資金その他の自己収入の増加に関する目標を達成するための措置</p>

<p>国立大学法人としての自立性を高めるため、また、教育、研究、社会貢献等という大学の主要な業務を遂行するために一定の自己収入を確保し、その増加に努める。</p> <p>研究の活性化と社会への還元のために、プロジェクト研究や研究者の個別研究等を通じて外部資金を獲得するとともに、知的財産の活用を行う。</p>	<p>科学研究費補助金、共同研究費、受託研究費、奨学寄附金等外部資金増加に関する具体的方策</p> <p>研究推進を担当する全学組織及び各研究科等の組織が連携して、以下の計画を推進する。</p> <p>ア．各種研究助成金等の公募情報や企業等の研究ニーズに関する情報等を組織的に収集し、学内に周知する。</p> <p>イ．申請書類作成等の支援や基礎データの蓄積などを行う専門部署を設置するとともに、大学と産業界との連携企画を専門的に行う組織体制を充実する。</p> <p>ウ．競争的研究資金の獲得は、研究活性度評価の重要な指標となることの認識を徹底させ、積極的に応募するよう周知する。</p> <p>エ．大型外部資金獲得に際しては、研究スペースの確保及び人的・物的支援を行う体制を整備する。</p> <p>オ．地域との連携を深めて、外部資金の獲得を推進するとともに、地方公共団体との連携を積極的に行う。</p> <p>収入を伴う事業等の実施に関する具体的方策</p> <p>ア．各種講座、講習会等の積極的な開催</p> <p>研究成果の社会への還元方策として、本学が持つ知的資源を活用して、本学主催の各種講座及び講習会等を積極的に開催する。</p>
<p>自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標</p> <p>1 評価の充実に係る目標</p> <p>教育、研究、社会貢献、管理運営等の諸活動について、定期的に自己点検・評価を実施する。更に、これを基に外部評価を積極的に受け、これらの評価結果を大学運営の改善に活用する。</p>	<p>自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するための措置</p> <p>1 評価の充実に係る目標を達成するための措置</p> <p>評価結果を大学運営の改善に活用するための具体的方策</p> <p>評価業務の担当組織において評価結果の分析を行い、運営会議において改善策等を検討する。その結果は、役員会の責任において直ちに改善策の実施に移すもの、改善策を経営協議会あるいは教育研究評議会に諮って実施するもの等、迅速かつ適切に対応する。</p>
<p>2 情報公開等の推進に関する目標</p> <p>教育研究活動等に関する情報のデータベース化を推進し、活動状況等の積極的な情報発信の充実を行う。更に、広報活動の一層の活性化により、開かれた大学づくりを目指す。</p>	<p>2 情報公開等の推進に関する目標を達成するための措置</p> <p>大学情報の積極的な公開・提供及び広報活動に関する具体的方策</p> <p>ア．学生募集から研究発表会及びイベント出展等に至る本学のあらゆる広報活動を一元的に担う組織体制を整備し、情報発信及び広報活動の充実、効率化を行う。</p>
<p>その他業務運営に関する重要目標</p> <p>2 施設設備の整備・活用等に関する目標</p> <p>最先端科学技術分野に関わる教育・研究や国際交流及び産業界との連携等に必要な施設環境を整備充実し、これを効率的かつ安全で信頼の置けるよう適切に管理</p>	<p>その他業務運営に関する重要目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>2 施設設備の整備等に関する目標を達成するための措置</p> <p>施設等の整備に関する具体的方策</p> <p>ア．最先端科学技術分野に関わる教育研究を支援する施設の整備充実を推進する。</p>

運営するための施設マネジメントを推進する。
また、学生が勉学・研究に打ち込める施設環境の整備を推進する。

- イ．プロジェクト研究や競争的資金等による研究に必要なスペースの確保に努める。
- ウ．図書館機能の充実、産学連携の推進に対応した施設の整備充実に努める。
- キ．教育・研究に必要な情報環境を含めたインフラストラクチャーの整備充実及び電気、水、ガス等の安定供給に努める。
施設等の有効活用に関する具体的方策
- ア．施設の使用状況調査を実施し、使用実態とニーズを把握する。
- イ．適切なスペース配分のルールと運用体制を整備し、スペースの適正配分を行う。
- ウ．教育研究の変化に対し、弾力的に対応できる共同利用スペースを確保する。
- エ．稼働率の低い施設の共同利用や転用を図り、効率のよい施設運用を行う。
- オ．スペースの効率的活用と施設利用の流動化を促進するため、施設使用料（スペースチャージ）徴収制度の導入を推進する。
施設等の維持管理に関する具体的方策
- ア．施設のライフサイクルコストを勘案した保全計画を立て、計画的な施設管理を行う。
- イ．突発的な事故や故障を未然に防止するため、定期的に施設の健全度調査を実施し、予防保全を推進する。
- ウ．定期的に施設パトロールやユーザーモニタリングを実施し、施設設備の機能と質の保持に努める。
- エ．施設等の維持管理に必要な経費を適切に見積もり、必要な予算を確保する。

3 安全管理に関する目標

教職員及び学生に対する安全への意識の向上に努めるとともに、学内における安全管理体制及び施設設備の整備により、安全管理及び事故防止を徹底する。

3 安全管理に関する目標を達成するための措置

- 労働安全衛生法等を踏まえた安全管理・事故防止に関する具体的方策
- イ．安全衛生の面から、全学的なハザード調査やリスクアセスメントを実施する。
- ウ．関係法令に基づき、必要な施設設備の整備・改善を進めるとともに、資格者等を配置する。
- エ．毒・劇物、特定化学物質、核燃料物質、放射性物質及び生物試料等の管理体制を整備する。

国立大学法人京都大学の中期目標・中期計画一覧表（抄）

中 期 目 標	中 期 計 画
<p>大学の教育研究等の質の向上に関する目標</p> <p>1 教育に関する目標</p> <p>(1) 教育の成果に関する目標</p> <p>1-1 教育の目的及び目標</p> <p>【大学院課程】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 基礎研究をはじめ、多様な学術研究を推進するとともに、すぐれた研究能力や高度の専門的能力を備えた人材を養成する。 ・ 学術研究の進展や社会・経済の変化に対応できる幅広い視野と総合的な判断力を備えた専門的及び学際的人材を養成する。 	<p>大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>1 教育に関する目標を達成するための措置</p> <p>(1) 教育の成果に関する目標を達成するための措置</p> <p>1-1 教育の目的及び目標の趣旨の周知及び公表</p>
<p>1-2 卒業後及び大学院修了後の進路等に関する基本方針</p> <p>【大学院課程】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 高度な研究能力を活かし、世界をリードする研究者として活躍できるよう大学院修了後の進路設計を支援する。 	<p>1-2 卒業後及び大学院修了後の進路等に関する目標を達成するための措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 大学院博士課程修了予定者に対して、国内外の大学教員、博士取得後研究員、研究機関研究員等の求人情報を提供し、研究活動の場を確保するための支援体制を強化する。
<p>(2) 教育内容等に関する目標</p> <p>2-2 教育理念等に応じた教育課程の編成に関する基本方針</p> <p>【大学院課程】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 基礎的並びに先駆的な学術研究を推進し得る研究者を養成しつつ、高度専門職業人教育や社会人教育等、多様な教育需要に対応したカリキュラムを編成する。 	<p>(2) 教育内容等に関する目標を達成するための措置</p> <p>2-2 教育理念等に応じた教育課程の編成に関する具体的方策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 学部教育科目との接続に配慮した大学院課程の体系的なカリキュラムを編成し、専門性の高い科目を配当するとともに、既成の専門分野にとられない分野横断型科目を拡充する。
<p>2-3 授業形態、学習指導法等の教育方法に関する基本方針</p> <p>【大学院課程】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 世界的レベルの研究成果創出を目指し、課題探 	<p>2-3 授業形態、学習指導法等の教育方法に関する具体的方策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 専門分野の異なる複数教員による大学院教育科目の配当、他専攻の研

<p>求能力や問題解決能力を育成する研究指導体制と教育方法を確立する。</p>	<p>研究室セミナーへの参加機会の拡大を通じて、先端的な学際領域研究に必要な専門的知識を修得させる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国内外の研究機関等に大学院学生を派遣し、大学院生の視野の拡大と研究経験の蓄積を図る。
<p>(3) 教育の実施体制等に関する目標 3-5 全国共同教育、学内共同教育等に関する基本方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 専門分野の多様化に対応した学内共同教育の実施体制を整備 	<p>(3) 教育の実施体制等に関する目標を達成するための措置 3-5 全国共同教育、学内共同教育等に関する具体的方策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 全国共同利用研究施設を活用し、学内の大学院学生の研究指導の効果を高める。 ・ 要請に応じて、全国共同教育プログラムのもとに他大学の大学院学生を受入れて研究指導するための制度を整備する。 ・ 学内外の大学院学生、若手研究者、社会人を対象とした大学院レベルの公開教育セミナーを積極的に開催する。
<p>2 研究に関する目標 (1) 研究水準及び研究の成果に関する目標 1-1 目指すべき研究の方向性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 独創性と倫理性を備えた研究活動を推進し、新しい学問体系の構築と人類文化の発展に努めるとともに、国際的に卓越し、開かれた研究拠点の形成を目指す。 ・ 研究科、附置研究所、研究センター等の理念・使命や特性に基づき、基礎研究を推進することにより、学術文化の創造と発展に貢献する。 	<p>2 研究に関する目標を達成するための措置 (1) 研究水準及び研究の成果に関する目標を達成するための措置 1-1 目指すべき研究の方向性に関する具体的方策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国際共同研究の拠点として、国際的なプロジェクト研究や共同事業を推進する。 ・ 国際的に卓越した海外研究拠点を設置し、活発な研究活動を通じて研究の国際化を一層推進する。 ・ 地球環境問題の世界水準の研究を推進し、国際社会に貢献する。 ・ 社会が要請する諸課題の解決に取り組むための研究体制を柔軟に構築する。 ・ 若手研究者の独立性と独創的な研究活動を促進するための支援体制を整備拡充する。 ・ 附置研究所・研究センター等の全国共同利用機能を一層強化する。
<p>1-2 成果の社会への還元に関する基本方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 基礎研究を重視し、学理の追究ならびに独創的な応用研究の推進を通じて文化の発展に貢献する。 	<p>1-2 成果の社会への還元に関する具体的方策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 研究者と研究成果に関する情報を公開し、異分野間の交流・融合、産学官連携等の推進に役立てる。 ・ 著書・論文の執筆、講演会、公開講座、セミナー等を通じて、研究活動の成果を広く社会に還元する。 ・ 部局等のホームページを充実し、研究内容と成果を社会に広く発信する。 ・ 産学連携研究や民間からの受託研究を推進することにより、研究成果を社会に還元する。 ・ フィールド観察のガイドやインストラクターを養成し、自然の価値や共生のあり方についての普及活動に努める。

<p>1 - 3 研究の水準・成果の検証に関する基本方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国内外の研究者や有識者の意見・評価を積極的に聴取し、多様な観点から研究の水準・成果の持続的検証に努める。 	<p>1 - 3 研究の水準・成果の検証に関する具体的方策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 研究分野の特性に照らして、研究の水準と成果についての検証法と評価基準を定め、自己点検・評価及び外部評価を定期的実施して結果を社会に公表する。 ・ 部局等において、研究者の研究内容、学術論文や専門書の出版、取得特許等に関するデータを整備し、社会に対する公開に努める。
<p>(2) 研究実施体制等の整備に関する目標</p> <p>2 - 1 適切な研究者等の配置に関する基本方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 学問の発展と時代の要請に即応して、研究組織と教員配置の弾力化を図る。 	<p>(2) 研究実施体制等の整備に関する目標を達成するための措置</p> <p>2 - 1 適切な研究者等の配置に関する具体的方策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 研究分野の発展と動向に応じて専攻や講座・部門等の組織再編を促し、弾力的な人事配置と運用を図る。 ・ 若手研究者の自立を促進するための人員配置を工夫するとともに、設備や研究資金の面での支援体制を強化する。 ・ 多様な財源の確保により博士研究員の採用機会の拡大を図り、若手研究者の育成と研究の活性化に努める。 ・ 研究支援に携わる専門性の高い技術者の配置に努める。 ・ 外国人教員を積極的に受け入れるための環境を整備し、研究活動の国際化を一層促進する。 ・ 専門職大学院教育、及びその他の教育研究支援に必要な実務家教員を採用し、効果的に配置する。 ・ サバティカル制度の導入を図り、教育研究活動の活性化や質的向上に努める。
<p>2 - 2 研究資金の配分システムに関する基本方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 基礎研究分野に対する研究資金を安定的に確保する配分システムを確立する。 ・ 適正な研究評価に基づく、研究資金の有効な配分システムを確立する。 	<p>2 - 2 研究資金の配分システムに関する具体的方策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 基礎的な研究を重視する伝統を堅持しつつ、研究の意義や研究活動実績等を総合的に評価することにより、公正かつ有効な研究資金配分システムを構築する。 ・ 外部資金や競争的研究資金の一部を全学的視点に立って基盤研究や萌芽研究等の育成に活用するための研究資金配分システムを確立する。 ・ 外部資金や競争的資金の積極的獲得を図るための支援体制を強化するとともに、資金の有効な運用システムを確立する。 ・ 国際共同研究、全国共同研究等の研究プロジェクトを支援するための資金配分システムを構築する。
<p>2 - 3 研究に必要な設備等の活用に関する基本方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 競争的資金や外部資金の活用により、研究環境の改善を図る。 	<p>2 - 3 研究に必要な設備等の活用に関する具体的方策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 共同利用設備等の維持管理体制と支援体制を整備し、円滑な共同利用を促進する。 ・ 研究のための情報ネットワークや電子ジャーナル等の情報サービス体制を整備する。 ・ 海外研究拠点並びに国内遠隔地の研究施設等とキャンパスを結ぶ情報

<p>2 - 4 知的財産に関する基本方針</p> <ul style="list-style-type: none"> 知的財産本部を設置して法人の知的財産等を一括管理し、その活用と社会への還元を推進する。 	<p>ネットワークを計画的に整備する。</p> <p>2 - 4 知的財産の創出、取得、管理及び活用に関する具体的方策</p> <ul style="list-style-type: none"> 知的財産本部（国際イノベーション機構（仮称））を設置し、大学として知的財産の内容・種類の把握並びに活用を図る体制を構築するとともに、新たな知的財産の創出に努める。 著作権を保護するために適正な管理・活用システムを整備し、ライセンス等を通じて社会への還元を努める。 実用化が見込める研究成果については、学外の技術移転機関（TLO）等との連携により、技術相談、技術移転、実用化を促進する。
<p>2 - 5 研究の質の改善のためのシステム等に関する基本方針</p> <ul style="list-style-type: none"> 各部署及び研究領域の特性に応じて、研究の質の向上を図る。 	<p>2 - 5 研究活動の評価及び評価結果を質の向上につなげるための具体的方策</p> <p>2 - 5 - 1 組織としての研究活動及び個々の教員の研究活動等の評価体制</p> <ul style="list-style-type: none"> 全学及び部局等に常設した専門委員会を中心に、自己点検・評価を定期的実施し、評価結果を社会に公表する。 部局等において教員の研究業績データを収集整理してデータベースを構築し、自己点検・評価及び外部評価に活用する。 大学が申請する競争的資金の申請に際して、全学的な評価委員会による評価を実施するとともに、評価結果を学内に公表する。 <p>2 - 5 - 2 評価結果を研究活動等の質の向上及び改善の取組に結び付けるシステムの整備及び機能</p> <ul style="list-style-type: none"> 部局等の特性に応じて、部局内プロジェクト研究用の研究資金や共有研究スペースを確保し、公正な評価に基づく配分により、有機的・弾力的研究の推進に努める。 若手研究者のための研究資金と研究スペースを確保し、公正な評価に基づいて優秀な若手研究者を選抜・支援する。 自己点検・評価や外部評価の結果に基づき、研究活動等の質の向上及び改善の取組に反映させるためのシステムを整備する。
<p>2 - 6 全国共同研究、学内共同研究等に関する基本方針</p> <ul style="list-style-type: none"> 全国共同利用研究を使命とする附置研究所や研究センターの活動を通じて、全国の研究者に関わった研究拠点としての機能をさらに発展させる。 	<p>2 - 6 全国共同研究、学内共同研究等に関する具体的方策</p> <ul style="list-style-type: none"> 全国共同利用研究のための各種設備や実験施設、学術データベースや図書等の高度活用を図り、現地観測データ、実験動物、臨床材料、生物資源等のリサーチリソースの安定供給に努め、全国共同研究機能を一層強化する。 重要な全国共同研究プロジェクトにおいて、本学の研究者が中核的役割を果たし得るよう全学的支援体制を整備する。 全国共同利用の附置研究所・研究センターは学術上の継続性・発展性

	<p>に関する学内外の関連研究者の意見を十分に尊重し、必要に応じて改組・再編・統合を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> 研究分野の特性に応じて大学共同利用機関法人との連携を強化することとし、プラズマエネルギー研究については核融合科学研究所との間で双方向の共同研究等を推進する。 地震や火山噴火の予知研究等、全国的な連携が不可欠な分野については、全国共同研究並びに学内共同研究を推進する。
<p>2 - 7 研究実施体制に関する特記事項の基本方針</p> <ul style="list-style-type: none"> 研究の質の維持向上を図るため、その実施体制及び支援体制を整備する。 	<p>2 - 7 研究実施体制に関する特記事項</p> <p>2 - 7 - 1 研究実施体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> 学問分野の発展に応じて、学部、研究科、附置研究所、研究センター等の新設・再編・廃止等について全学及び部局等における検討に取り組み、研究実施体制の整備・充実・弾力化を図る。 木質科学研究所と宙空電波科学センターを再編・統合し、生存圏研究所を設置する。 宇治キャンパスにおける研究所群の施設・設備の共同利用化を図るとともに、共同研究体制を強化し、学際領域や融合領域の新たな研究拠点を構築する。 教員の複数部局間の兼任・兼担を進め、特色ある学内プロジェクト研究を立ち上げるなど、研究の弾力化と活性化を図る。 連携大学院や寄附講座等を拡充する。 博士取得後研究者等の若手研究者の独立性を促進するための体制を整備する。 大学や部局等の管理体制及び事務機構の合理化に努め、研究者が研究に専念できる環境を整備するとともに、研究成果や研究者に関する情報を内外に発信するための広報体制を充実する。 <p>2 - 7 - 2 研究支援体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> 部局等における情報基盤の管理・運営を積極的に支援するための全学組織を整備する。 学問分野ごとに研究図書館機能を整備し、サービスの充実強化を実現する。 共同研究や共同利用研究を効果的に推進するための研究支援体制を整備拡充する。
<p>3 その他の目標</p> <p>(1) 社会との連携、国際交流に関する目標</p> <ul style="list-style-type: none"> 豊富な物的資源と人的資源を活用し、持続的な社会連携及び国際交流に努める。 	<p>3 その他の目標を達成するための措置</p> <p>(1) 社会との連携、国際交流に関する目標を達成するための措置</p> <ul style="list-style-type: none"> 時計台記念館、附属図書館、総合博物館、大学文書館、その他の施設を活用した社会連携プログラムを推進する。 教育研究における国際貢献及び国際交流を支援するための全学共通基盤組織の構築を図る。

<p>1 - 2 研究活動面における社会との連携及び協力に関する基本方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 社会との交流や産学官との連携を進め、研究成果の有効活用を図る。 	<p>1 - 2 研究活動面における社会との連携及び協力のための具体的方策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 大学の研究活動や研究成果に関する情報を積極的に発信するとともに、先端的研究設備とその関連研究の成果を社会に公開し、社会との連携及び協力に努める。 ・ 健康、環境、防災、教育等の市民生活に密接な課題の研究成果を社会に還元する。 ・ 研究スペース・設備等について、民間との共同利用・相互利用を進める。 ・ 政府・自治体の審議会等に参加し、政策の立案や実施に積極的に参画する。 ・ 受託研究員等を積極的に受入れ、共同研究等を通じて社会人の再教育に貢献する。
<p>1 - 4 研究面における国際貢献・国際交流に関する基本方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国際的な学術研究拠点として、世界をリードする優れた先端的研究並びに特色ある研究を発展させる。 	<p>1 - 4 研究面における国際貢献・国際交流のための具体的方策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「京都大学国際シンポジウム」を国内外で積極的に開催し、国際社会に対する研究情報の発信と国際交流に努める。 ・ 海外の研究者との連携を深め、研究活動、研究成果、国際学術集会の開催等の情報を積極的に発信する。 ・ 英文ホームページを充実するとともに、英語版の研究者総覧を作成し、研究者リストとその研究内容を公開する。 ・ 海外の有力な研究機関等との学術国際交流協定を積極的に締結し、研究者の交流、共同研究、国際会議の開催を促進する。 ・ 外国からの博士取得後研究員を積極的に受け入れ、研究の活性化を図る。 ・ 大学院学生、博士取得後研究員、若手研究者、若手事務職員等を積極的に海外に派遣し、国際交流に努める。 ・ 海外に設置されている既存研究施設のほか、21世紀COE等を通じて新たに開設される海外拠点や海外フィールド・ステーションを教育、研究、並びに広報拠点として活用する。
<p>(2) 附属病院に関する目標 2 - 3 研究成果の診療への反映や先端的医療開発の導入に関する基本方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 新医療の創生と高度先端医療等へ積極的に取り組み、先導的病院として社会に貢献する。 	<p>(2) 附属病院に関する目標を達成するための措置 2 - 3 研究成果の診療への反映や先端的医療開発のための具体的方策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 総合大学としての京都大学の特性を生かし、関係部局との協力・連携の下に新医療の創生と高度医療・先端医療の充実・発展に努める。
<p>業務運営の改善及び効率化に関する目標</p>	<p>業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置</p>

<p>1 運営体制の改善に関する目標</p> <p>1 - 3 全学的視点からの戦略的な学内資源配分に関する基本方針</p> <ul style="list-style-type: none"> 部局間の多様な要請を調整しつつ、大学としての重点項目を定め、有効に学内資源を配分するシステムを構築する。 全学的な教育研究支援体制を円滑に機能させるために、効果的な資源配分を行う。 	<p>1 運営体制の改善に関する目標を達成するための措置</p> <p>1 - 3 全学的視点からの戦略的な学内資源配分に関する具体的方策</p> <ul style="list-style-type: none"> 基盤的教育経費について安定的な資源配分を図る。 基礎研究重視の視点を堅持しつつ、戦略的な観点から予算の重点配分等が実施できる予算配分システムを検討する。 若手研究者の育成や先端的学際的研究領域の発展を促進するために必要な予算の重点配分等が可能な予算配分システムを構築する。 全学的な教育研究支援体制を円滑に機能させ、全学共通サービス機能を充実させるため、全学的視点に基づいた資源配分を行う。
<p>2 教育研究組織の見直しに関する目標</p> <ul style="list-style-type: none"> 効果的な教育研究を推進するために、必要に応じて教育研究組織を見直す。 	<p>2 教育研究組織の見直しに関する目標を達成するための措置</p> <ul style="list-style-type: none"> 学問の発展に応じて必要となる学部、研究科、附置研究所、研究センター等の新設や再編についての全学的ルールを確立し、より効果的な教育研究を推進するために、教育研究組織の再編や統合を検討する。 社会的要請にも対応しつつ、学問領域を横断する教育研究組織の整備を通じて教育研究の活性化を図る。
<p>3 人事の適正化に関する目標</p> <p>3 - 1 教員の人事の基本方針</p> <ul style="list-style-type: none"> 教員の役割と職務を明確にし、適切に業績評価するシステムを整備する。 <p>3 - 3 柔軟で多様な教員人事制度に関する基本方針</p> <ul style="list-style-type: none"> 公募制による教員採用を促進する。 各部局における多様な教育研究活動に応じて、弾力的な雇用形態の導入を進める。 	<p>3 人事の適正化に関する目標を達成するための措置</p> <p>3 - 1 教員の人事の具体的措置</p> <ul style="list-style-type: none"> 教育研究評議会において全学的な教員人事の基本方針を定め、各部局等が主体的・自立的に教員人事を行う。 部局等における教員の教育研究活動等に対する評価システムを整備するとともに、大学全体としての人事評価システムの在り方について検討する。 兼業・兼職のガイドラインを作成し、教員の社会貢献を円滑化する。 <p>3 - 3 柔軟で多様な教員人事制度に関する具体的方策</p> <ul style="list-style-type: none"> 公募情報や選考基準、選考方法や選考結果等をホームページ等により公表する。 部局の特性に応じて、任期付き教員の拡大等、弾力的な雇用形態に対応可能な処遇制度の導入に努める。 サバティカル制度を整備するとともに、実務研修制度等の導入について検討する。
<p>財務内容の改善に関する目標</p> <p>1 外部研究資金その他の自己収入の増加に関する目標</p> <ul style="list-style-type: none"> 外部資金の増加を図るとともに、その他の自己収入を安定的に確保する。 	<p>財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>1 外部研究資金その他の自己収入の増加に関する目標を達成するための措置</p> <ul style="list-style-type: none"> 科学研究費補助金等の競争的研究資金に対する申請件数を増加することにより、外部資金の増収を図る。

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 産学官連携の推進体制の強化や研究活動状況の積極的な公開を通じて、外部資金の受入れを促進する。 ・ 適正な学生数・入学料・授業料の設定、病院運営の効率化と運営体制の強化、知的財産本部を通じた特許出願の促進及び技術移転の推進等を通じて、自己収入の安定的確保に努める。
<p>自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標</p> <p>2 情報公開等の推進に関する目標</p> <p>2-2 学術情報の収集とデータベース化に関する基本方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 多様な学術情報の恒常的な収集とデータベースの構築に努める。 	<p>自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するための措置</p> <p>2 情報公開等の推進に関する目標を達成するための措置</p> <p>2-2 学術情報の収集とデータベース化に関する具体的方策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 学術情報の全学的収集・提供体制を整備する。 ・ 学術情報の公開を通じて、社会に対する説明責任を果たす。
<p>その他業務運営に関する重要目標</p> <p>1 施設設備の整備・活用に関する目標</p> <p>1-1 施設等の整備に関する基本方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ キャンパス及びスペースの環境整備に関する基本方針及び長期的な構想を明確化し、良好なキャンパス環境の創造を目指す。 	<p>その他業務運営に関する重要目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>1 施設設備の整備・活用に関する目標を達成するための措置</p> <p>1-1 施設等の整備に関する具体的方策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 既存スペースの利用実態や既存施設の利用状況を把握するための施設マネジメント体制を構築し、情報ネットワーク等の活用によりユーザー自身の自律的な施設の有効利用に向けた取組を促進する。 ・ 教育研究・国際交流・社会貢献・学生支援・医療等の観点による施設の確保及び整備拡充に関する計画を立案し、屋外環境やバリアフリー等にも配慮しつつ、その推進に努める。
<p>1-2 施設等の有効活用に関する基本方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 質の高い教育研究活動を展開するための重要資源として、土地、建物、設備、エネルギー等を全学的観点から高度有効活用を図る。 	<p>1-2 施設等の有効活用に関する具体的方策</p> <p>1-2-1 土地の有効活用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 既存土地の活用状況に関する点検・評価の実施体制を整備する。 ・ 土地の有効活用を推進するための方策を策定し、改善に努める。 ・ 魅力あるキャンパスづくりのために屋外空間の整備を図る。 <p>1-2-2 施設の有効活用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 施設設備に関連した資産の運用システムを構築し、施設・スペースの適切な再配分を通じて、その有効活用(教育研究スペースの弾力的運用、学際的・先端的プロジェクト研究等に対応する共通スペースの確保、講義室・ゼミ室・会議室の全学的共通利用による諸室の稼働率の向上)を図る。 <p>1-2-3 設備の有効活用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 設備の設置状況等の実態把握に努め、その有効活用を図る。 ・ 既存設備の有効活用を推進するとともに、不用設備の適切な処分等を実施する。 <p>1-2-4 エネルギーの効率的利用及び有効活用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 電気・ガス・水等のエネルギー使用実態の把握体制を整備する。

	<ul style="list-style-type: none"> エネルギーの効率的利用と有効活用を図り、省エネルギーの啓発と実施に努める。
<p>1 - 3 施設等の機能保全・維持管理に関する基本方針</p> <ul style="list-style-type: none"> 教育研究活動の拠点に相応しい施設水準を確保し、安全で良好な施設設備の機能保全と維持管理を図る。 	<p>1 - 3 施設等の機能保全・維持管理に関する具体的方策</p> <ul style="list-style-type: none"> 屋内外環境及び施設設備の機能保全・維持管理体制を整備し、学内構成員に対する啓発活動に努める。 屋内外環境及び施設・設備の実状について点検・評価を実施し、機能保全・維持管理計画を策定するとともに、経費の確保により適時適切な実施に努める。
<p>2 環境保全及び安全管理・安全教育に関する目標</p> <p>2 - 2 安全管理に関する基本方針</p> <ul style="list-style-type: none"> 労働安全衛生法を遵守するための人的配置と施設設備の整備に努める。 環境マネジメントと一体的に取り組むための労働安全管理システムを構築する。 	<p>2 環境保全及び安全管理・安全教育に関する目標を達成するための措置</p> <p>2 - 2 安全管理に関する具体的方策</p> <ul style="list-style-type: none"> 環境保全と安全管理について一体的に取り組むための労働安全衛生管理体制を整備する。 衛生管理者等の労働安全管理の推進に必須の資格を教職員が積極的に取得することを奨励し、安全管理と事故防止の活動を推進する観点に立って有資格者の適切な配置に努める。 作業環境に関する定期検査の実施体制を整備する。 劇物・薬物等の化学薬品の管理システムを構築する。 放射性同位元素等の危険物取扱いに関する啓発活動と管理体制を整備する。 組替えDNA実験に関する規則と指針の遵守を徹底するための審査・実施監視体制を整備する。 実験廃棄物の保管と処理、実験系排水の管理に関する全学体制を充実する。
<p>3 情報基盤の整備・活用に関する目標</p> <ul style="list-style-type: none"> 教育研究及び業務運営に必須機能として、高い安全性、利便性、柔軟性を備え、国際社会で卓越した大学に相応しい先端的な情報基盤を構築整備し、効果的・効率的な活用を図る。 	<p>3 情報基盤の整備・活用に関する目標を達成するための措置</p> <ul style="list-style-type: none"> 全学的視野からハードウェアとソフトウェア及びそれらの応用システムを統合した情報基盤システムの共同利用体制を整備し、高いセキュリティ環境のもとに教育研究活動並びに業務運営を支援するための各種サービスを部局等及び事務本部に提供する。
<p>3 - 2 情報基盤の整備・活用に関する基本方針</p> <ul style="list-style-type: none"> 高い情報セキュリティレベルを確保しつつ、大学の業務運営並びに部局等の教育研究活動を支援するための学内情報基盤の効果的・効率的整備を図る。 大学の教育研究の質の向上、大学の業務運営の改善及び効率化に関する取組を支援するために、 	<p>3 - 2 情報基盤の整備・活用に関する具体的方策</p> <ul style="list-style-type: none"> 大学の教育研究活動を通じて創出される多様な学術成果、情報資産、知的財産等に関する大学情報を積極的に社会へ発信する。

<p>情報基盤の高度活用を図る。</p>	
<p>5 - 2 京都大学教育研究振興財団等との連携強化に関する基本方針</p> <ul style="list-style-type: none"> 財団法人京都大学教育研究振興財団、その他の支援団体との連携を強化し、国際交流、教育・学術研究活動等を推進し、学術文化の発展に寄与する。 	<p>5 - 2 京都大学教育研究振興財団等との連携強化に関する具体的方策</p> <ul style="list-style-type: none"> 京都大学教育研究振興財団との連携を強化し、国際交流事業、教育・学術研究活動、学術講演会・展示会の開催等の文化普及活動を一層推進することにより、地域社会から国際社会までを含めた、社会全般の発展に寄与する。 教育研究の発展を使命とする学外諸団体の要請に応えた教員個人又はグループの教育研究活動を積極的に支援する。
<p>5 - 3 京都大学学術出版会の活性化と連携強化に関する基本方針</p> <ul style="list-style-type: none"> 教員個人または教員グループの教育研究活動の成果、大学が所有する文化財、学術資料、知的財産等を公表する機能として、京都大学学術出版会の活性化を図り、連携協力体制を強化する。 	<p>5 - 3 京都大学学術出版会の活性化と連携強化に関する具体的方策</p> <ul style="list-style-type: none"> 京都大学学術出版会の活用による学術研究書等の刊行を奨励・支援する。 大学が所有する教育的及び学術的価値の優れた文献等の翻刻・復刻事業を推進する。

国立大学法人東京学芸大学の中期目標・中期計画一覧表（抄）

中 期 目 標	中 期 計 画
<p>大学の教育研究等の質の向上に関する目標 活力ある教員養成の教育研究機関を目指し、他大学・学部との再編・統合を検討する。</p> <p>1 教育に関する目標 (2) 教育内容等に関する目標 2 教員養成の基幹大学にふさわしい学部・大学院の教育組織を編成する。</p>	<p>大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置 活力ある教員養成の教育研究機関を目指し、他大学・学部との再編・統合を検討する。</p> <p>1 教育に関する目標を達成するための措置 (2) 教育内容等に関する目標を達成するための措置 2 教員養成の基幹大学にふさわしい学部・大学院の教育組織の再編</p> <p>【大学院】 連合学校教育学研究科（博士課程）においては、教員養成を担当する大学の研究者養成を推進する。</p>
<p>2 研究に関する目標 (1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標 1 研究課題に関する目標 学部・修士課程においては、教育科学・教科教育学・教科専門科学の基礎研究及びそれらを相互に関連させた応用的・実践的研究を推進する。</p> <p>連合学校教育学研究科(博士課程)においては、学校教育学、広域科学としての教科教育学の研究及び教育に係る実践的課題解決のための研究を推進する。 大学は附属学校と共同して又は学外の教育・研究機関等と連携して、教育実践研究を推進する。</p> <p>2 研究水準に関する目標</p>	<p>2 研究に関する目標を達成するための措置 (1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標を達成するための措置 1 研究課題に関する目標を達成するための措置</p> <ul style="list-style-type: none"> - 1 現代的教育課題の解明や解決に資する基礎的・応用的研究を推進し、その成果を公表する。 - 2 高度な専門的能力や実践的能力を発揮する初等中等教育教員を養成するための基礎研究、現職教員研修の内容や方法に係る基礎研究を推進する。 - 3 萌芽的な研究、長期間を要する研究を支援する体制を整備し、成果の拡充を図る。 学校教育学、広域科学としての教科教育学の研究及び教育に係る実践的課題解決の研究成果を拡充する。 <ul style="list-style-type: none"> - 1 学部、大学院、施設・センターと附属学校が一体となり、教員養成大学として特に社会から求められている基礎的、継続的な開発研究を拡充する。 - 2 東京都及び地域教育委員会との教育の諸課題に係る共同研究の推進及び他機関からの共同研究の要請に即応する体制を整備する。また、民間諸機関や企業との共同研究を推進する。 <p>2 研究水準に関する目標を達成するための措置</p>

新たな教育諸課題の実践的解決に大きく寄与する研究や新たな教育内容・方法の構築を主導する研究の水準向上を目指し、その水準は、国際学会及び国内学会での研究成果公表等を基準とする。

- 3 研究成果の社会への還元等に関する目標
教育実践への貢献、社会的要請の強い研究、地域や国際社会への貢献面で特色ある研究を推進する。
研究成果を教育界及び教育関連産業等へ還元する。
国際学会及び国内学会の役員への就任、学術賞の受賞等の件数を増加する。

(2) 研究実施体制等の整備に関する目標

- 1 研究者等の配置に関する目標
現代的な教育課題に即応する定員配置を目指す。
教育実践研究、附属学校や学外諸機関との共同研究を推進するために、研究支援者の配置を促進する。
- 2 研究環境の整備に関する目標
研究環境諸条件を点検し、改善の取組に着手する。

- 施設・センターによる研究支援体制を充実し、先導的な研究を推進する。
- 3 研究資金の獲得及び配分システムに関する目標
教育界及び産業界からの資金を積極的に導入する。

- 教育界に還元する先導的なプロジェクト研究の活性化及び支援を行う。
- 4 共同研究の推進に関する目標
大学・研究機関及び学内の共同研究を促進するための体制を整備する。

3 その他の目標

(1) 社会との連携、国際交流等に関する目標

国際学会及び国内学会における学術論文掲載や発表、シンポジウムの企画・話題提供等の拡充を図る。
教員の研究活動を多面的に評価する評価制度を整備する。

- 3 研究成果の社会への還元等に関する目標を達成するための措置
中期目標に沿った研究を増加させ、その成果を積極的に公表し、平成21年度までに平成13年度実績(最新の調査実績)の5%増を目指す。
研究成果内容を公表するシステム(研究内容データベース等)を整備する。
国際学会及び国内学会の役員への就任、学術賞の受賞等を集約し、評価・公表するシステムを整備する。

(2) 研究実施体制等の整備に関する目標を達成するための措置

- 1 研究者等の配置に関する目標を達成するための措置
現代的な教育課題に即応できるように、定員配置を弾力化する。
研究支援者(リサーチアシスタント等)の配置等を再検討し、拡充する。
- 2 研究環境の整備に関する目標を達成するための措置
- 1 研究室、実験室の整備・拡充と施設の有効活用のシステムを再検討し、実施する。
 - 2 研修専念制度を整備し、充実する。

施設・センターの研究支援及びサービス機能を整備・拡充する。

- 3 研究資金の獲得及び配分システムに関する目標を達成するための措置
- 1 科学研究費補助金の申請件数を平成21年度までに平成15年度以前5年間の平均実績の50とすることを旨とする。
 - 2 研究助成金の獲得や研究の受託等の意欲刺激策を講じる。
 - 3 研究内容及び企画等を積極的に周知するシステムや方策を検討し、実施する。
- 予算措置を重点化し、効果的に配分する。

- 4 共同研究の推進に関する目標を達成するための措置
共同研究の支援体制を整備し促進する。

3 その他の目標を達成するための措置

(1) 社会との連携、国際交流等に関する目標を達成するための措置

1 教育及び研究における社会との連携等に関する目標

教育及び研究における社会との連携・協力を推進するための体制を充実する。

東京都教育委員会等との教育面及び研究面における連携を積極的に推進する。

- 1 教育委員会並びに研究機関と連携・協力し、学校教育支援に関する研究を推進する。
- 2 教育委員会の生涯学習推進機関と連携・協力し、生涯学習支援に関する研究活動を推進する。

民間企業等と連携して共同研究・受託研究活動等を行う。

2 国際交流に関する目標

国際交流を充実するための体制を整備する。

- 1 外国人研究者の受入・支援体制を整備・充実する。

(2) 図書館、施設・センターに関する目標

1 施設・センターの運営の効率化等に関する目標
施設・センターの運営の効率化を図るとともに、諸課題に機動的に対応する体制を整備する。

2 教育研究支援に関する目標

現代的な教育課題に対応して高度な研究開発を促進し、国内外への教育研究上の支援を充実する。

3 教育研究の情報利用に関する目標

教育研究に係る情報利用環境を充実するとともに、国内外の教育情報を収集・発信する体制を強化する。

1 教育及び研究における社会との連携等に関する目標を達成するための措置

地域連携推進委員会を充実し、社会との連携等について一層の拡充を図る。

- 1 東京都教育委員会及び近隣の教育委員会と教育・研究・研修面における連携を推進し、共同研究体制を整備する。
- 2 現職教員等を対象にした教育問題や教育実践研究のシンポジウム等を開催する。

教育委員会、教員研修センター、教育センター、学校等と共同研究を推進する。

共同研究・受託研究・奨学寄附金受入による研究等の支援体制を整備する。

2 国際交流に関する目標を達成するための措置

- 1 国際交流推進委員会を設置し、国際交流の充実及び国際的な連携・協力を推進する。
- 2 教職員の語学能力の増進を図る。
- 3 国際的な教育課題について協定大学等との共同研究を拡充し、国際シンポジウムを3年ごとに開催する。
- 1-1 外国人研究者の受入・支援体制の充実を図る。

(2) 図書館、施設・センターに関する目標を達成するための措置

1 施設・センターの運営の効率化等に関する目標を達成するための措置
施設・センターの研究体制を検討し、集中的、即応的に現代的課題を研究する体制を整備する。

施設・センターが、効率的に研究連携を行う体制を整備する。
施設・センターの事務体制を可能な限り集中管理方式にする。

2 教育研究支援に関する目標を達成するための措置

現代的な教育課題に即応するために教育実践研究支援センター等の充実強化を図る。

3 教育研究の情報利用に関する目標を達成するための措置

図書館と情報処理センターを機能統合し、総合メディア機構(仮称)を検討し、設置する。

学術情報の収集・発信に関する環境を整備し、研究成果を国内外に発信する。

教育研究情報資源を整備し、教育研究基盤の充実強化を図る。

<p>(3) 附属学校に関する目標</p> <p>1 附属学校の役割に関する目標 附属学校において、多様な教育研究を実施する。</p> <p>附属学校と一体となって教育及び教員養成に資する実践的、開発的な研究を行う。</p>	<p>(3) 附属学校に関する目標を達成するための措置</p> <p>1 附属学校の役割に関する目標を達成するための措置</p> <ul style="list-style-type: none"> - 1 各地区の附属学校において、それぞれ特色を持った、教育研究を計画的に推進する。 - 2 各附属学校の入学調査・選抜方法を検討する。 - 1 附属学校において多様な教育実習を実施し、現代的教育課題に対応できる教員の養成に資する。 - 2 学生が教育現場に接する機会を拡充する。 - 1 附属学校と一体となって、共同研究を行う体制を拡充する。 - 2 附属学校の研究成果の広報・発表体制を整備する。
<p>業務運営の改善及び効率化に関する目標</p> <p>1 運営体制の改善に関する目標 学長がリーダーシップを発揮し、全学的な視点に立ち、大学構成員の力を結集して本学の基本理念を積極的に推進する機動的な大学運営体制を整備する。</p>	<p>業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するために取るべき措置</p> <p>1 運営体制の改善に関する目標を達成するための措置 全学的・戦略的な資源配分を推進する。</p> <ul style="list-style-type: none"> - 1 人的資源については、流動的に使用する「政策定員」を確保し、適切に配置する。 - 2 予算面では、基盤的経費は、一定の配分方法とするが、重点的に取り組むべき事項については、学長が強いリーダーシップを発揮できる体制を構築する。 学長のリーダーシップの下で、教員養成大学間の人事交流を活性化する方法を検討する。
<p>2 教育研究組織の見直しに関する目標 より機能的な研究体制確立のために、学部及び施設・センターの研究組織を整備する。</p>	<p>2 教育研究組織の見直しに関する目標を達成するための措置 施設・センターの新たな体制づくりを検討するとともに、学部と施設・センターの研究協力体制を整備する。</p>
<p>3 人事の適正化に関する目標 給与に業績の評価を適切に反映させる。</p> <p>教員人事の流動性・多様性を増す。</p> <p>教員採用は公募とし、選考基準に教育面の評価を取り入れる。</p> <p>中長期的な観点に立った適切な人員管理をする。</p>	<p>3 人事の適正化に関する目標を達成するための措置</p> <ul style="list-style-type: none"> - 1 教員については、総合業績評価（教育、研究、社会貢献、管理・運営の活動の多元的評価）を活用した評価を実施する。 - 1 任期制を含め、多様な雇用形態の導入について検討する。 - 2 能力に応じた採用システムを充実し、外国人や女性の教員の採用を促進する。 <p>原則的に公募とし、選考基準の明確化を図り選考結果を公表する。選考においては研究のみでなく、教育評価も取り入れた選考基準を採用する。</p> <p>中長期的な人事計画を策定する。</p>
<p>財務内容の改善に関する目標</p> <p>1 外部研究資金その他の自己収入の増加に関する目標</p>	<p>財務内容の改善に関する目標を達成するために取るべき措置</p> <p>1 外部研究資金その他の自己収入の増加に関する目標を達成するための措置</p>

<p>外部資金の積極的導入を図るとともに、健全な財務運営を推進する。</p>	<p>科学研究費補助金の申請件数を平成21年度までに平成15年度以前5年間の平均実績の50%増とすることを目指す。 研究助成金の獲得や研究の受託等の意欲刺激策を講じる。 奨学寄附金の充実を図る。</p>
<p>自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標 1 評価の充実に関する目標 自己点検・評価、外部評価及び第三者評価を実施し、評価結果を大学運営の改善に反映させる。 教育、研究、社会との連携及び国際交流・貢献の目的及び目標の趣旨を周知する。</p>	<p>自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するためにとるべき措置 1 評価の充実に関する目標を達成するための措置 - 1 教育、研究、社会との連携、国際交流、管理・運営等について、毎年、自己点検・評価を実施し、定期的に外部評価を実施する。 教育、研究、社会との連携及び国際交流・貢献の目的及び目標の趣旨を公表する。</p>
<p>その他業務運営に関する重要目標 1 施設設備の整備・活用等に関する目標 施設の整備・管理に関する基本方針を策定し、施設等の利用状況の点検評価に基づく有効活用・整備及び快適な学内環境の保持に努める。</p>	<p>その他業務運営に関する重要目標を達成するためにとるべき措置 1 施設設備の整備・活用等に関する目標を達成するための措置 計画的な施設の整備・管理を行うため平成16年度に基本方針を策定する。 施設等の利用状況の調査を実施し、点検評価を行い、有効活用を図るとともに、必要な施設等の整備に努める。 施設の整備に当たっては全学共通利用スペースを一定割合（新增築の場合2割程度）確保する。</p>
<p>2 安全管理に関する目標 教育研究環境の安全性を確保するとともに、適切な防犯・防災対策を講ずる。</p>	<p>2 安全管理に関する目標を達成するための措置 教育研究環境の安全確保のため、危険が生じやすい箇所を点検し、所要の対策を行う。 放射性物質、毒物、劇物等の管理体制の充実を図る。</p>

首都大学東京の中期目標・中期計画一覧表（抄）

中 期 目 標	中 期 計 画
<p>中期目標策定の基本的な考え方 東京を中心とする首都圏には多くの大学、研究機関、学術文化団体等が集中し、教育、研究、文化、産業などに関する施設や人材、情報が集積している。これらを活用し、大都市の産業や文化との連携を図ることは大都市東京に立地する大学のメリットである。そのメリットを最大限に活かして、学外の教育資源等を活用し、大学を超えた取組を積極的に進めることが重要である。</p>	<p>中期計画の基本的な考え方</p> <p>1 教育研究 大学の使命に対応した研究に学術の体系に沿った研究を有機的に結合させて推進し、成果を出し、大学の存在意義を社会に示す。 東京に集積する、研究機関、文化施設、産業、メディアなど、様々な人的資源を活用し、大学を超えた取組を積極的に進める。 法人としての重点研究分野の設定や研究費の効果的な配分などにより、意欲ある教員を励まし、研究活動を活性化させていく。 大学の使命を実現していくうえで、これまで大学が蓄積してきた教育研究の成果を活かしていく。</p> <p>2 社会貢献 企業や研究機関とのネットワーク作りを積極的に進め、産学公連携を推進する。 都政との連携を図り、大学の教育研究成果を活かした取組を通じ、都政や社会に貢献する。 生涯学習や継続学習などの社会ニーズに応え、大学に蓄積された教育研究の成果を都民へ還元する。</p>
<p>公立大学法人首都大学東京の基本的な目標 公立大学法人首都大学東京の中期目標の基本的な目標は以下のとおりである。</p> <p>【研究】 「大都市」に着目した高度な研究を推進し、大学の存在意義を世界に示す。大学の使命に対応した研究に、学術の体系に沿った研究を有機的に結合させ、研究を推進する。</p> <p>【社会貢献】 都政との連携を通じ、東京都のシンクタンクとしての機能を発揮するとともに、企業、NPO、教育研究機関、行政機関等と協力、連携し、大学の教育研究成果を社会に還元し、都民の生活、文化の向上・発展、産業の活性化に貢献する。「地場優先」の視点に立って大都市東京の現場に立脚した教育研究及びその成果</p>	

<p>の地域への還元に取り組む。</p>	
<p>首都大学東京に関する目標 首都大学東京では「大都市における人間社会の理想の追求」の実現をめざし、特色ある教育研究及び社会貢献に取り組む、大学に対する社会的要請や学術研究等の変化に対応して教育研究の改革を進める。</p>	<p>首都大学東京に関する目標を達成するためにとるべき措置</p>
<p>1 教育に関する目標 大学院においては、都市社会が抱える様々な課題の解決に向け、高度な専門的知識を有する職業人や、学術研究の最前線で活躍する研究者など、高度な知的社会基盤を支える人材を育成する。 (2) 学生支援に関する目標 【学修に関する支援】 また、図書情報センターにおいては、全学的レファレンス機能の充実を図り、学術情報の受発信機能をさらに向上させ、教育研究の活性化を図る。</p>	<p>1 教育に関する目標を達成するための措置</p> <p>(2) 学生支援に関する取り組み 【学修に関する支援】 図書情報センター</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 学術的に貴重な書籍・資料が良好な保全・管理状態におかれるよう努める。 ・ 膨大な学術情報資源を学生が適切かつ有効に活用できるよう、利用者教育の充実に努める。 ・ 他の図書館との連携を進め、学術情報のさらなる充実に努める。
<p>2 研究に関する目標 首都大学東京の使命を実現するため、大都市の課題に取り組むことは、アジアをはじめとする世界諸都市の課題に貢献するだけでなく、都市問題の影響が急速に地球規模で拡大している今日においては、人類全体が抱える諸問題の解決に寄与できることになる。 これらの取組の成果を発信するとともに次世代に継承するためには、大学本来の使命である学術の体系化に取り組むことが不可欠である。また、基礎的基盤的研究を深化・発展させることは、首都大学東京の使命を達成するためにも重要である。 このため、教員一人ひとりが、首都大学東京の使命と既存の学問体系の双方を意識し、社会のニーズを踏まえて、確実な成果を生み出すことをめざす。 (1) 研究の内容等に関する目標 大都市の現実の課題は、従来の学問体系を超えて複雑かつ多面的に発生する。このことから、社会のニーズや時代の変化に応じて機動的・弾力的に対応するた</p>	<p>2 研究に関する目標を達成するための措置</p> <p>(1) 研究の内容等に関する目標を達成するための取り組み 研究の方向性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 教員一人ひとりが、中期計画期間中に確実な成果を実現することを目指し、それぞれの専門分野における研究を推進する。その際、大学

め、組織の枠組みを超えて、戦略的に先端的・学際的な研究を推進する。

また、首都大学東京の使命を意識しながら、個々の研究の質を高めるように努める。東京都が持つ試験研究機関などとの共同研究等により、都のシンクタンクとしての機能を果たす。

さらに、実社会での課題やニーズを的確に捉え、実用・実践の面から、国内外を問わず、試験研究機関や他大学などと積極的に連携し共同研究・共同プロジェクトを推進し、大都市の諸問題の解決に貢献する。

(2) 研究実施体制等の整備に関する目標

社会のニーズを意識し、その変化や要請に弾力的に対応されるよう、組織の枠組みを超えて、幅広い視点から研究体制を整備する。

また、新たな研究領域にも柔軟に対応できるよう、適正かつ機動的な教員配置や外部人材の積極的受入れを進めるとともに、既存の研究施設や外部の研究用施設等の有効活用を推進し、研究環境の向上を図る。

研究を活性化する観点から戦略的な研究費配分を行うとともに、産学公連携センターを中心に体制の整備を進め、外部資金の獲得を積極的に進める。

3 社会貢献に関する目標

東京都にふさわしい大学として、その研究成果を積極的に社会に還元することは、首都大学東京が果たすべき大きな役割のひとつである。加えて、東京都が持つ組織基盤を活用できる首都大学東京の強みを活かし、現場が抱える課題に直接に触れることにより教育研究自体を活性化させることができる。また、外部資金の獲得も期待できる。このことから、社会貢献を教育・研究と並ぶ一つの柱に据え、産業界・都政・地元自治

の使命及び学術の体系化の双方を意識する。

- ・ 大都市の課題解決に資するため、先端的、学際的研究に取り組むとともに、長期的視野に立脚した課題に取り組む。

- ・ 東京都の試験研究機関や他大学などとの共同研究・共同プロジェクトを推進し、大都市の諸問題の解決に貢献する。

- ・ 平成17年度中に、教育研究審議会や戦略委員会(仮称)において、重点研究分野の検討、設定を行う。

海外の研究機関との連携

- ・ 海外の大学や試験研究機関と連携し、アジアをはじめとする世界の都市問題の解決に貢献する。

研究成果の社会への還元

- ・ 学術論文の発表、学会活動、オープンユニバーシティでの講座の提供等により、研究成果を幅広く社会へ発信するように努める。

- ・ 産業界や東京都をはじめとする自治体等との連携を積極的に進め、研究成果を広く社会に還元していく。

研究成果の評価

- ・ 研究目標を明確にしたうえで、研究成果について、研究分野に応じた適切な評価ができる制度を検討し、試行の上、実施する。

(2) 研究実施体制等の整備に関する取組み

設定された重点研究分野の研究に対して弾力的な人事配置など、研究環境の支援を行う。

国内外の大学、研究機関等との間で、研究者の相互交流を図る。

研究費の配分

- ・ 研究活動の活性化を図るため、競争的な資金配分など、教員のインセンティブが高まるように、研究費を配分する。

外部資金等の獲得

- ・ 企業等からの外部資金や、科学研究費補助金、その他の国の競争的資金を積極的に獲得するために、体制を整えるとともに、その活用を進める。

- ・ 全ての教員が積極的に外部資金獲得に積極的に努める。

3 社会貢献に関する目標を達成するための措置

体・NPOなどと連携していく。

(1) 産学公連携に関する目標

東京都産業科学技術振興指針に基づき、産学公連携センターを中心に、受託研究・共同研究など、産業界等との連携を組織的に強化し、産業界における新技術の開発や新産業の創出につながる成果を上げ、産業を振興していくことで社会貢献を果たす。

学術研究成果について積極的に対外的な情報提供を進める。

産学公連携センターにおいて、大学が保有する特許などの知的財産を適切に管理するとともに、知的財産の有効活用を図る。

国の内外を問わず、大学・研究機関との連携を図り、研究情報を共有化するとともに中小企業などを対象とした技術相談に応じるなど、広く社会に貢献する。

(2) 都政との連携に関する目標

また、産業技術研究所などの試験研究機関、都立病院などの福祉・医療施設、江戸東京博物館などの文化施設などの都の施設との共同研究・共同事業等を通じ、大都市東京の課題解決や文化の発展などについて連携を図る。

(1) 産学公連携に関する取組み

産学公連携の強力な推進(産学公連携センター)

- ・ 産学公連携センターにおいて、公募研究の積極的な情報収集、産学共同研究プロジェクトの企画・選定、研究支援体制の整備・充実、知的財産の適切かつ戦略的な管理・運用、東京都や企業、他の試験研究機関等とのネットワークの構築による技術移転などを積極的に推進し、全学的な外部資金の獲得体制を整備し、大学の研究成果を産業界へ積極的に還元する。
- ・ 大学の研究成果をデータベース化し、企業等に分かりやすい内容で情報提供する。さらに、教員が企業ニーズを把握できるよう、最新の企業ニーズ情報を提供できる環境を整える。
- ・ 大学の研究成果と企業ニーズのマッチングを図るため、民間企業等で豊富に経験を持つコーディネーターを配置し事業化を促進する。
- ・ 他大学や研究機関と連携し図り、研究情報の共有化に努める。
- ・ 技術相談等を通して企業ニーズ等の把握に努め、受託研究・共同研究等を充実する。
- ・ 受託研究件数、共同研究件数などにおいて、当面年間250件を達成するとともに、さらなる拡大を図る。

産学公連携の共同研究等を推進する方策(産学公連携センター)

産学公連携センターにおいて、外部資金研究費申請の支援や研究成果の知的財産化、技術移転化を支援するモデル事業など、産業振興を促すため産学公連携センターで戦略的に実施する事業をリーディング・プロジェクトとして位置づけ、大学全体の研究推進に取り組む。

知的財産の管理・活用

- ・ 特許について、出願にあたり一定の精査を行った上での出願する件数として、当面年間30件をめざし、良好な研究成果の創出に努める。
- ・ 技術移転の可能性が高い知的財産については、法人財産として適切に管理・運用する。さらに、権利化されたものについては、企業等による積極的な活用(技術移転)を図る。
- ・ 企業等への技術移転から得られた収入の一部を発明者に還元するなど、知的財産の活用を促進するインセンティブの仕組みも整備する。

(2) 都政との連携に関する取組み

都との連携事業の推進

都政の課題解決や施策展開に積極的に参画することで、都政のシンクタンクとしての機能を発揮するとともに、大学の教育研究のより一層の活性化を図る。

このため、都の連携施策推進会議の場において、都政の課題に対する提言を積極的に行い、都政のシンクタンクとしての役割を果たすとともに、以下のような取組を通じ、都政や社会に貢献する。

<p>(3) 都民への知の還元に関する目標 大学は学生の教育研究の場としての機能に加え、広く地域における学習・研究の拠点としての機能を果たさなければならない。首都大学東京では、図書情報センターの一般開放やオープンユニバーシティの設置などにより、大学が保有する知識・情報・教育資源を都民に還元し、地域の自治体と連携を図りながら、生涯学習等のニーズに対応していく。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 都の施策展開を支える調査・研究の実施 ・ 都政・社会の要請に対応した教育・研究プログラムの開発 ・ 関係審議会・協議会への参加 ・ 都の試験研究機関や博物館・美術館などとの連携 ・ 大学と試験研究機関や文化施設、福祉医療施設等と共同研究・共同事業を行う。 <p>(3) 都民への知の還元に関する取組み</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ オープンユニバーシティの都心展開 ・ 首都大学東京の生涯学習の拠点として、より多くの都民等に教育研究成果を還元するため、都民等が通所しやすい都心部（自治会館（仮称）など）を中心に講座を展開する。 ・ 一般開放・学術情報の発信（図書情報センター） ・ 大学が所蔵する豊富な学術情報を都民に還元するため、図書情報センターの一般開放を早期に実現するよう諸条件の整備に努める。また、研究成果情報、学術情報などの電子化を推進し、社会に広く発信するよう努める。
<p>産業技術大学院大学に関する目標 2 研究に関する目標 研究にあたっては、技術動向並びに産業界の人材育成ニーズ及び人材育成の手法の進化などの動向を常に把握し、高度専門技術者養成に資する広範かつ高度な研究を推進する。</p> <p>(1) 研究の内容等に関する目標 専門分野における研究を推進し、その成果を教育に反映させる。</p> <p>(2) 研究実施体制等の整備に関する目標 広範かつ高度な研究を実現するため、企業、行政、公設試験研究機関、他の大学などとの連携を推進する。 産業界と連携し、現場のニーズと最新の技術・経営動向を反映させるしくみを構築する。</p>	<p>産業技術大学院大学に関する目標を達成するためにとるべき措置 2 研究に関する目標を達成するための措置</p> <p>(1) 研究の内容等に関する取組み IT及び創造技術分野における研究の推進と付加価値の創造</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ PBLという教育手法を活用することで養成可能な能力を分析し、IT及び創造技術の分野の教育に適したプロジェクト素材の研究を推進する。 ・ 研究成果から新たな付加価値を創造し、商品化に結びつける創造技術分野での研究を推進する。 <p>(2) 研究実施体制等の整備に関する取組み 現場ニーズと最新技術動向の反映</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 運営諮問会議において、産業界のニーズ・最新の技術・経営動向を的確に反映する研究を推進する。 ・ オープンインスティテュートを開設し、講座等の提供とともに研究者と実務家の交流を通じ、現実的かつ高度な研究実施を目指す。
<p>3 社会貢献に関する目標 (1) 中小企業活性化 大学院の教育研究資源を活用し、都内中小企業の</p>	<p>3 社会貢献に関する目標を達成するための措置 (1) 中小企業活性化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 研究資源を都の産業施策等に積極的に結びつけ、またオープンイン

<p>人材育成を支援し、産業の活性化に貢献する。</p> <p>(2) 都民への知の還元</p>	<p>スティテュートを幅広く展開することにより、都内中小企業の活性化に貢献する。</p> <p>(2) 都民への知の還元 本課程のほかにオープンインスティテュートを設置し、幅広く企業ニーズや技術革新に適時的確に対応する講座等の提供を行い、都民への知の還元を目指す。併せて、研究者と実務家の交流の場とすることを目指す。</p>
<p>法人運営の改善に関する目標 3 人事の適正化に関する目標 法人化のメリットを活かし、教育や学生支援の強化、産学公連携や社会貢献の強化、学内運営の活性化を図るため、新たな人事制度として、任期制・年俸制や業績評価の導入、勤務条件の弾力化などを進める。</p>	<p>法人運営の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置 3 人事の適正化に関する目標を達成するための措置 戦略的な教員人事の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 人事委員会、教員選考委員会を有効に活用して、法人全体の人事の方針や計画に基づく戦略的な教員人事を実施する。 ・ 研究機関等からの任用拡大や外部招聘人事などを積極的に行い、多様な人材の活用を図る。 <p>教員採用における公平性・透明性の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 教員採用については、原則として、公募制により実施し、公平性・透明性の確保を図る。 <p>固有職員の人事給与制度の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 優秀な固有職員を確保するため、任期制を導入するとともに、業績を適正に評価し、給与や昇任に反映させる制度を整備する。
<p>財務運営の改善に関する目標 これまでの大学運営においては、毎年度の東京都の予算で所要額を措置してきたが、法人化に伴い、今後は、一定のルールに基づき交付する運営費交付金、授業料等の学生納付金、外部資金等により、法人が中長期的な視点に立って財政運営を行っていく必要がある。</p> <p>1 外部資金等の増加に関する目標 一定のルールに基づき交付する運営費交付金を主たる財源として業務運営を行う中で、法人として、十分な教育水準と高度な研究活動を維持・向上させていくためには、外部資金等の獲得に努めていく必要がある。</p> <p>そのため、研究関連の外部資金獲得のための体制を整備するとともに、知的財産の活用や都政のシンクタンクの機能を果たすための受託調査事業など、多様な収入源の確保に努める。これにより、外部資金の額については、数値目標を定め、その向上を図る。</p> <p>また、寄附金制度、賛助金収入、施設の貸付・貸出などにより、法人としての自己収入の確保に努める。</p>	<p>財務運営の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>1 外部資金等の増加に関する目標を達成するための措置 全学的な外部資金等の獲得</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 企業等からの外部資金獲得額について当面10億円を達成するとともに、その倍増に向けて、基盤づくりを行う。また、科学研究費補助金など国の競争的資金の獲得件数をについて、早期に350件を達成し、その拡大をめざす。 ・ 産学公連携センターにおいて、全学的な外部資金等の獲得体制を整備する。 ・ 外部資金獲得を促進するため、資金を獲得した教員等に対し外部資金獲得に向けたインセンティブを付与する仕組みを整備する。 <p>寄附金</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 教育研究環境の充実のため、寄附金の獲得に向け、外部に積極的に働きかける。

	<ul style="list-style-type: none"> 寄附金を基金にした奨学金制度の創設も併せて検討する。
4 経費の抑制に関する目標	4 経費の抑制に関する目標を達成するための措置 省エネの徹底 <ul style="list-style-type: none"> キャンパスごとまたは部局ごとに省エネルギー対策を講じ、光熱水費などの節減を図る。
その他業務運営に関する重要目標 2 情報公開等の推進に関する目標 (1) 情報公開の推進	その他業務運営に関する重要目標を達成するためにとるべき措置 2 情報公開等の推進に関する目標を達成するための措置 (1) 情報公開の推進 学内情報の公開 <ul style="list-style-type: none"> 大学の教育研究活動等に関するデータベースを整備し、これを公開することにより、産学公連携の推進を図る。
3 施設設備の整備・活用等に関する目標	3 施設設備の整備・活用等に関する目標を達成するための措置 老朽施設の計画的な維持更新 <ul style="list-style-type: none"> 更新の必要がある老朽施設（建物・設備）については、教育研究環境の確保を図るため、施設改修計画に基づき、適切な維持更新を計画的に行う。 施設改修計画に基づき、施設費補助金等の改修財源を適切に確保する。 既存施設の適正かつ有効な活用 <ul style="list-style-type: none"> 既存施設については、利用状況を把握し、スペースの有効活用を進める。
4 安全管理に関する目標	4 安全管理に関する目標を達成するための措置 全学的な安全衛生管理体制の整備 <ul style="list-style-type: none"> 放射線などの危険防止に向け、施設の点検等を徹底し、適切な維持保全を行うとともに、毒劇物等の保管状況の点検などの取組を適切に行う。 実験廃液や廃棄物の適正処理など、環境保全に十分な配慮を行う。
5 社会的責任に関する目標 (1) 環境への配慮 標準となる廃棄物削減・分別回収・資源再利用など環境に配慮した活動を実践し、法人としての社会的責任を果たす。 (2) 法人倫理 また、研究実施にあたっては、社会的責任に十分に留意し、教員の倫理意識の確立と倫理的配慮を確	5 社会的責任に関する目標を達成するための措置 (1) 環境への配慮 廃棄物の適正管理を徹底する。 (2) 法人倫理 研究倫理に関する方針を、国の方針などに加え、必要に応じて法人独自にも作成するとともに、研究倫理に関する運営委員会を全学又はキ

保していく。

キャンパスごとに設置し、体制を整備し、研究に対する倫理的な配慮を確保する。

「関西学院大学白書2000」 - 社会の変化を見据えた大学改革 - (抜粋)

第二篇 大学・大学院

大学

1 研究活動と支援制度

研究環境

技術革新の加速化、国際化・情報化の進展など、社会は急激にそして多様な方向に変化している。こうした時代にわが国が先進諸国に並び発展を遂げていくためには、変化に対応できる能力と創造性にあふれた人材を養成することが必要であり、また、社会経済の進展に寄与しうる知識が必要となる。その意味で、人材養成と学術研究の中核を担う大学の役割はますます重要になっている。

少子化状況を迎えた現在、21世紀に向けて国公立を問わず各大学が競って個性化、特色化を図っている。その差異化の基本となるべきは、研究活動の一層の充実化・活性化である。キャンパスが美しい、あるいは都心に位置するといった表面的条件ではなく、卓越した研究成果を学生に、そして社会に還元していく役割をいかに果たせるかが、大学の評価を形成していく。その独創的な研究活動を推進するためには、ソフト・ハード両面の整備が求められている。

研究費を増額し、施設設備を充実するためには、当然資金を必要とする。

大学における学術研究活動には、大きく言って個人研究、共同研究の二つのスタイルがあり、さらに後者は学内者だけで構成する場合と、学外者を含めて研究班を構成する場合に分類される。そのいずれにしても、研究活動は研究者の自由な発想と研究意欲を源泉に行われるものであるため、研究テーマ、その研究手法や規模などは極めて多様である。従ってその成果を早期に求めることや評価を行うことは、優れた研究を阻害するものとして避けられてきた傾向がある。しかし、学内外の研究助成制度のいずれをとっても学費や寄付金、公的資金等を原資にしており、研究費の有効かつ明朗な使用、成果の公開、説明が必要となっている。漫然とした使用は認められず、成果を上げるための効率化、上げた成果の還元状況について報告する義務を負っている。効率的という観点では、一律配分ではなく評価を基本にした競争的配分、重点的使用が求められるのは当然である。研究者個人への補助制度ではないが、私学経費補助金が数を尺度にした「一般補助」から、特色ある教育を対象とする「特別補助」重視へと変化していることも、こうした社会の動きを反映したものと言える。本学においては、研究者個々人の評価を行うシステムは未だ確立されていないが、研究費の財源となる学費の将来的動向を考慮すれば、早急に何らかの評価システムを策定し、重点的配分を重視した制度へと移行する必要に迫られている。学問分野の特性もあり、単一の尺度を適用する困難さは想像されるものの、研究費を有効に活用し、研究成果を通じて社会的責任を全うしていくためには不可避の問題と言えよう。

(1) 学内研究支援制度

1999年度現在、大学として以下のような諸制度を設定し運用している。

< 個人割当の制度 >

- ・ 個人研究費 専任教員に一律に支給される研究費（1999年度の場合の年額：33.5万円）で、それぞれの研究課題を遂行する上で直接必要な経費に使用できる。
- ・ 学会出張費 国内外で開催される学会への旅費（同、22万円）。

- ・ 学生活動補助費 ゼミ運営等、学生との活動に関する費用補助（同、2万円）。
- < 申請による制度 >
 - ・ 個人特別研究費 研究課題の遂行上、個人研究費では不足する場合の補助（同、100万円）。個人特別研究委員会の審査を経て採択を決定。
 - ・ 大学共同研究 学際的学術研究を推進するとともに、学部間の研究交流を促進する制度。形態として、一般的な学際研究の「一般研究A」（期間1年、研究費総額150万円以上250万円以下）
「一般研究B」（2年間、200万円以下）
「一般研究C」（1年間、100万円以下）
総合コースの開講を通じて直接教育に還元される
「特定研究」（1年間、50万円以上 100万円以下）
本学が研究・教育活動を通じて社会に貢献する上で特に奨励すべきと考える研究を行う
「指定研究」（3年以内、研究費は大学共同研究費予算の3割以内）
の各種があり、応募のあった研究計画を共同研究委員会で審査し選定している。
 - ・ 国際学会・会議報告者等助成金 国際学会（会議）において研究報告者及び運営上の責任者になるものを対象に経費補助（年間1回、15万円を上限）。
 - ・ 国際共同研究交通費補助 海外の研究者との共同研究を推進するため、研究者の派遣または招聘に必要な交通費を補助（交通費必要額の7割、50万円を上限）。
 - ・ 学会開催補助 教員が開催責任者となって学会を開催する場合の経費補助（参加者1名当たり1,000円。400人を超える場合は500円）

出版関係

- ・ 欧文紀要 本学教員の研究成果を広く海外にも公開していくために、研究発表の場として以下の3冊を発行。
『Kwansei Gakuin Humanities Review』
『Kwansei Gakuin Social Sciences Review』
『Kwansei Gakuin Natural Sciences Review』
- ・ 大学叢書 教員の研究業績を著書として刊行する事を促進するための制作費補助（初版制作費の7割、上限150万円）。年間5冊以内。1999年度までに96編を発行している。

国外研究制度

一定期間、外国において学術研究調査または視察などを行うための制度で、「学院留学規程」に基づく学院留学と、学院創始者ランバス博士のキリスト教精神を継承し、関西学院の教育に貢献することのできる人材養成のためのランバス留学の二つの制度がある。

- ・ 学院留学（長期） 旅費、研究調査費、滞在費等として留学費が支給されるもの。期間1年間、留学費350万円、6名。
（短期） 上記に同じ内容で、期間75日～6ヶ月、留学費200万円～260万円、9名。

補助留学 留学経費の一部補助として補助留学費が支給されるもの（期間3ヶ月以上、30万円を限度、3名以内）。
学院外留学 留学費、補助費等が支給されないもの。人数に特に制限はない。

- ・ ランバス留学 期間2年間、1カ年につき180万円。毎年1、2名が採用されている。

在学研究制度

在学研究制度としては、次の1種類の制度が設けられている。

- ・ 特別研究期間制度 教員が一定の期間、特定の研究・調査に従事することができるよう助成する制度で、特別研究期間中は特別研究費（1年間の場合48万円、6ヶ月24万円）を支給し、原則として講義の担当が免除される。年間19名（1年間8名、6ヶ月11名）枠で運用している。
- ・ 自由研究期間制度 1997年度に新設された制度で、直前の6ヶ月以上にわたって本学の留学等諸制度の適用を受けていない教員が一定の期間講義等の公務を免除され、本人の専攻分野に限定されない自由な調査研究に専念できる機会を提供することを目的にしている。研究費の支給はされない。特に人数枠は設けず各学部の選考に委ねている。

こうした大学としての研究支援制度以外にも、規模、また内容に差はあるが学部レベルでの独自の研究費や研究旅費、図書費、出版等の助成、そして紀要等の研究雑誌発行を通じた研究成果発表の便宜を図る制度が運用されている。それらを含めて以上のような支援制度の枠組みを他大学と比較した場合、特に不十分といえる分野は見られない。全体的にはバランスのとれた支援制度と評価できるのではない。

（2）学外研究助成制度

本学教員が応募し、採択された学外研究助成資金及び支援制度には次のようなものがある。ここでは主だった制度の種類のみ記しておく。

- ・ （文部省・日本学術振興会）科学研究費補助金
- ・ 日本学術振興会各種事業
- ・ 文部省の研究助成制度
- ・ その他各省庁の公募助成制度
- ・ 企業等からの受託研究、学外共同研究
- ・ 奨学寄付金

こうした諸制度への応募者数は年々増加傾向にあり、単に研究資金を獲得するというだけでなく、本学の研究水準の高さを広く社会に知らしめることになっている。大学としても公募情報等の告知に努め、『研究助成インフォメーション』（大学院・研究課）の発行のほか、様々な手段を通じて情報伝達を行っている。

（3）研究施設

日本学術会議第4常置委員会研究環境ワーキング・グループは、わが国の大学等における研究環境のうち早急に改善すべき点に関する検討を行い、「大学等における施設（スペース）が現時点において最も緊急に改善を要する問題点である」との報告を、1998年7月に行っている。研究費、研究装置設備などは政府出資金による各省庁からの支援・補助制度の充実もかなりの改善がみられている。

が、建物、施設（スペース）については、多くの大学において過密状態にあるが本学も例外ではない。まず、個人研究室をみても老朽化、狭隘化という問題を抱えている。収容人数81人の第一教授研究館は建築後約40年を経ており、面積的にも16.2平方メートルの部屋が大半を占めている。第二教授研究館旧館部分は築後44年、面積に至っては最小13.5平方メートル、17平方メートル未満の部屋がほぼすべてという状況になっている。その結果、湿気による所蔵本の損傷、空調の不具合といった問題だけでなく、図書・資料類が入らない、学生の指導ができないといった切実な問題を引き起こしている。さらに、急速な情報技術革新による各種機器の設置が研究スペースを圧迫しており、研究活動を阻害する要因になっている。

共同研究室については、各学部、各学科レベルの研究室の状況を画一的に捉えることはできないが、少なくとも、学部間をまたがる共同研究プロジェクト用の施設（スペース）は、社会の多様化を反映し学問領域がどんどん学際化する状況下においては必要不可欠なものといえる。また、研究領域は異なっても、例えば社会学と心理学といった最新の情報環境を必要とする専攻間では、個別に同様の施設設備を持つのではなく、共用で効率化を図ることも考えられる。自然科学系だけでなく、人文・社会科学系の研究環境についても新しい発想が必要であろう。

大学院拡充に伴い、教員だけでなく、学生、留学生その他大学に在籍する研究者の数が今後さらに増えることが予測されるだけに、改善が急がれる問題である。

今後の展望

学内の研究支援制度については、1999年度においても個人研究費が増額されたのをはじめとして、学校法人の良き理解のもとに、十分とは言えないまでも順調に充実が図られてきた。今後も継続して改善に取り組んでいくことになるが、その際、一律配分方式の縮小、評価を基にした競争的配分方式、重点配分を行う必要がある。前項でも指摘したが、限られた、しかも大きな伸びが見込めない原資をより効率的に使用するためには、護送船団方式で全体を一律的に薄く広く充実させるのではなく、優れた研究業績を上げている教員、研究意欲のある教員に重点的に配分することが必要である。例えば科研費を取った教員に同額の研究費を大学から配分する、といった施策を考えなければならない。受託研究を始めとして一定額以上の外部研究資金を獲得した教員には、研究スペースを別途保証することや、申請・報告等における事務作業の支援補助者を付ける、といった案も考えられる。こうした施策を実行するためには、早急に公正かつ客観的な評価基準を設定する必要がある。基準作成に当たっては、研究分野の特性から生じる問題の調整の意味を含めて、外部の第三者を交えた検討も必要であろう。

私学の特性を考えた自助努力による研究資金の捻出という意味では、収益事業も積極的に推進する必要がある。大学の商品化、学術研究の成果である。受託研究獲得の一層の推進に加えて、研究成果の特許化し、技術移転を通して研究資金を獲得していくことも視野に入れるべきだろう。規模的にみて独自に技術移転機関を設置するメリットが見出せない現状では、提携関係にある「TL0ひょうご」との関係をもっと緊密なものにしていくことが有効と考えられる。

ただ、学内研究支援制度の充実が進展し、中でも留学や特別研究期間の適用者が増えるほどに、一方ではカバーする教員の負担が増加し、非常勤講師の採用を必要とする点に留意しなければならない。外部資金の獲得では、当該教員に研究以外の事務的作業を強いることになる点である。本学の教員は直接的な教育研究活動以外にも、各種委員会への参加、役職の就任を数多く求められている。これをいかに事務体制でカバーし、研究活動を進展させていくかであるが、他大学の事務支援体制、例えば関西四大学と称される大学と比較して、およそ3分の1の人員で対応している状況はあまりにも貧弱な状況と言わざるを得ない。増員、研究助成業務と大学院業務の組織的整理を含めて早急な検討を要する。

研究施設（スペース）については、2001年夏に予定される理学部移転に伴い、共同研究室の設置が跡地利用計画に盛り込まれており改善の方向性が見えているが、使用計画の策定が今後の課題として残されている。

研究費の増額、研究支援者の増員、研究施設整備の充実。これらは研究者が、研究を効果的・効率的に推進するために望む環境改善項目のベスト3にランクされる。研究水準の向上は大学の死命を制する問題だけに、法人・大学をあげた改革への取り組みが求められる。

大学院 6 研究支援活動

大学院学生を中心にして、独自の研究支援制度として以下のような研究員制度と奨励金制度を設けている。

- (1) 博士研究員：1992年度より設置された制度。資格は博士学位を有する者で、専任教員の下で研究に従事する。研究奨励金として月額27万8千円（1999年度）が支給される。当面は理学研究科に2名の定員となっている。また、1997年度から学外の公的資金を活用した本研究員の受入も導入されており、2000年度からは民間資金も適用した制度になっている。
- (2) 奨励研究員：1993年度に設置され、本学大学院後期課程を標準年限以上在学し満期退学した者で、1年以内（最長2年）に博士学位取得見込みの者を対象としている。ただし申請資格は博士課程後期課程進学後5年以内の者となっている。研究奨励金として月額25万円（1999年度）が支給される。当面は文系研究科に2名の定員となっており、学位取得の奨励に役立っている。
- (3) 大学院研究員：本大学院博士課程における標準修業年限を終了し退学後、学位論文作成のため引き続き研究指導を受けることを希望する者を対象としている。研究料は年額1万円。1999年度は105名が研究員となった。
- (4) 受託研究員：国内外の大学、公共機関または企業からの委託により、本学大学院において研究を行う者を対象としている。受託研究費は実験系が月額1万円、非実験系が月額6千円。1999年度は全学で11名を受け入れている。
- (5) 日本学術振興会特別研究員：本制度への応募を奨励しており、1999年度は、在学中の大学院学生（DC）が新規に2名採用された。
- (6) 博士課程後期課程研究奨励金：1992年度に設置され、多大の研究成果が期待できると予想される後期課程学生に対し、2年間学費相当額の奨励金を授与する制度。毎年4名が採用され、継続者を含めて年間8名の学生に給付している。

今後の展望

博士研究員制度については、文系研究科においても課程博士の輩出が推進されつつある現状を踏まえた適用拡大の要求が出され、一方、理学研究科からは、採用者の大半が外国人研究者という事情もあって渡航費や住居費等の補助金追加の要望が出されている。共に早急な検討を必要としているが、職務内容の問題や予算との関係において解決に時間を要している。博士課程後期課程研究奨励金については2001年度から新たに総合政策研究科が加わることもあり、予算の増額が緊急の課題となっている。